

様式第 1 号

会 議 録

会議の名称		平成29年度第4回つくば市行政経営懇談会		
開催日時		平成29年10月24日 開会13:30 閉会16:00		
開催場所		つくば市役所 防災会議室3		
事務局（担当課）		企画経営課		
出席者	委員	石塚 敏之, 上田 孝典, 江藤 睦, 垣花 京子, 中村 紀一, 根本 一城, 古久保 みどり, 堀 賢介, 溝上 智恵子, 柳瀬 敬		
	その他			
	事務局	神部政策イノベーション部長, 飯村政策イノベーション部次長, 片野企画経営課長, 大越企画経営課長補佐, 吉岡企画経営課長補佐, 会田係長, 内田主任, 大友主任, 栗島主事, 和田主事		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	3人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) (仮称) 市民参加推進に関する指針について (2) (仮称) 大規模事業の実施に関する方針について		
会議録署名人			確定年月日	平成 年 月 日
会 議 次 第	1 開会 2 議事 3 その他 4 閉会			

○ 事務局 それでは、ただいまから平成29年度第4回行政経営懇談会を開催いたします。

それでは、早速ですが、議事のほうに入らせていただきたいと思います。議

様式第 1 号

事の進行のほうは、中村座長にお願いしたいと思います。

中村座長、よろしくお願いします。

○座長 それでは最初に、本日の予定を申し上げます。

議事次第にもありますように、第 1 番目に市民参加推進に関する指針について。それから第 2 番目に、大規模事業の進め方に関する方針について。

本日の会議ですけれども、大体 4 時ぐらいを目処に進めてまいりたいと思います。

また、会議の公開、非公開についてですけれども、原則公開にしているので公開でよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長 それでは、公開にすることにいたします。

次に、本日の配付資料についてですけれども、事務局のほうから、確認のためにちょっと。

○事務局 事務局の会田と申します。よろしくお願いします。

机上に配付しました資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

○座長 ありがとうございます。皆さん、資料はございますか。

それでは、議事に入ります。

まず、一つ目の議題は、市民参加推進の指針について。これまでも議論してきておりますけれども、それを踏まえて、事務局のほうで改訂を出した素案がありますので、それでは事務局のほうからご説明お願いいたします。

○事務局 （資料 1，2 に基づき説明）

- ・資料 1（仮称）市民参加の推進に関する指針 素案

- ・資料 2（仮称）つくば市審議会等の委員公募に関する要綱 素案

○座長 ありがとうございます。

それでは、市民参加の指針について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

今まで 2 回、本懇談会で、この指針については議論を進めてきているわけですが、前回までと違った構成になっているところもありますので、その部分も含めて具体的な記載の内容とか、仕方などについて議論をできればと思います。それがある程度目鼻がついた後で、市民委員の公募に関する要綱について、また皆さんから意見を交換したいと思います。

それでは、よろしくお願いします。

それから、もう一つ、ちょっとお答えしておかなきゃいけないんですけれども、私のほうで誤解があったんですけれども、この指針そのものというのは、指針に対する意見という形で、この委員会を出すのではなくて、これそのものが指針ですので、つくば市の名前で出ることになりますので、そのあた

りできるだけ盛り込んでいくというようなのが私たちのスタンスになります。

ですから、今までの懇談会ですと、報告書という形で意見提出を、懇談会の責任でまとめたわけですけれども、今度はいろいろな意見をとった上で、つくば市でこの指針を出すということになりますので、この辺が少し違っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、どうぞ。

○委員 ちょっとこれは確認なんですけれども、今回、付録でこの事例紹介というのが出ていますよね。これは、位置づけとしてはどういう位置づけになるんでしょうか。というのも、私の理解では、今回の指針というのは、いわゆるガイドラインで、条例にはよらないけれども、行政が自身でこういう形で市民参加を進めていきますというものを示しているという理解なんですけど、そうになると、この付録でこのポートランドの事例を紹介するというのは余りそぐわないんじゃないかなと思っているんですが、ちょっとどういうお考えで今回こういうことをつけられたのか、ちょっと教えていただいていいですか。

○座長 どうぞ、それじゃあ、事務局のほう。

○事務局 おっしゃるとおり、指針の中に付録をつけるというのは、性格上何となく違うなというのは正直感じているところなんですけれども、ポートランド、かなり市民が行政のやっていることに対して積極的に関わっているというようなことも、まちづくりアドバイザーに就任しております山崎さんのほうからお聞きしているところでございます。

そうしたポートランドの事例というの、今後、つくばで市民参加を進めていく上で大きな参考になる、将来的な形かどうかはわかりませんが、参考になるところが多々あるというところで、何らかの形で載せていきたいなというところを考えたのが始まりです。

ただ、指針の中に入れるというところだと、おっしゃったようにガイドラインなので、ちょっと性格が違うというところもあって、指針はこの参考までというような位置づけで、指針の付録という形で、第2編というんでしょうか、そういった置き方にしていきたいなというイメージで、ちょっと今回は付録という表現をさせていただいております。もちろん言葉がこれだと、全部が指針に見えちゃうので変えたほうがいいとか、そういったご意見もあれば、ちょっと構成も変えていきたいなと思いますので。

○委員 そういう趣旨なのかなとは思っていて、確かに、こういう取り組みを先進的にしている自治体がありますというのを紹介するのは非常に、周知することは非常にいいことだと思うんですが、ちょっとその位置づけが若干唐突な感じを受けるので、今後こういうことも参考にしていきたいと行政としては考えていますとか、何か説明がないと、ちょっとここが浮いちゃうような気がしています。

様式第 1 号

それと関連してなんですけれども、ちょっと職業柄、表現ぶりが若干気になる場所があって、というのは、今回ガイドラインなので、やはり行政がこうしますという表現ぶりだと非常にしっくりくるんですね。こういうことを重視するべきで、こうしますと。ただ、今回の修正案だと、ですます調に変わっているだけではなくて、こういうことが効果的ですか、行政が市民に対して何か紹介、こういうことが正しいことかというような表現ぶりに若干なってしまうのかなと。多分、意図しないのだとは思いますが、なので、むしろそうではなくて、効果的だと行政は考えているのでこれを重視して取り組んでいきますというような表現の仕方にしないと、ちょっとそういう誤解を受けかねないかなと。それは、ちょっと全体的な話ではあるんですが、例を挙げると例えば9ページとかですかね。市民参加の実施手法のところ、(1)だと、途中からなんですけれども、市民の持つアイデアを掘り起こすためには、公聴会、住民説明会やタウンミーティングでの対話型の市民参加手法も効果的ですか、そのほか、(3)の文末とかですかね。そういうのが、私個人の感覚としてはかなり違和感があるので、ちょっとそこは表現ぶりの問題だとは思いますが、変えられたほうがいいのかと。

あともう一点だけ、すみません。細かい話なんですけど、この市民参加実施手法を列挙していただいているんですけども、この位置づけを、せっかくなので素案の本文に引用、別表のような手法を参考にしながら進めますと。多分場所的には、4番ですかね。実施手法のところに一言触れておくという気があるんですけども、そこでこんな手法を各段階において適切な手法を選択して実施していきますというような形にすると、よりわかりやすいかなと思いました。以上です。

○座長 事務局のほうから、何か、今のについて。

○事務局 今のご意見に対しましては、書きぶりに、改めて文章化、今までは箇条書きだったものですから、その辺、気をつけて再度見直しをしたいと思います。

また、参考で、手法については後ろへちょっと持っていったんですが、本文のほうから引用して、それを実施するというようなそっちの表現についても書き加えたいと思います。

○座長 それで、今、基本的な問題で、ガイドラインだから、客観的な記述じゃなくて、市が主体をもってこういうことをやりたいという、そっちのほうガイドラインのあり方としてはいいということですか。

○委員 はい。

○座長 そうですね。わかりました。

ですから、そうすると、例えば9ページで、対話型の市民参加手法も効果的であり、今後も積極的に推進していきますとか、そういうことになるわけです。

様式第 1 号

ね。表現としては。わかりました。

そのほかについて、何か。

どうぞ。

○ 委員 やっぱり書きぶりのところに関わってくることと、あと、かなり個人的な意見になってしまって恐縮なんですけど、一番最初の 3 ページの策定の目的で、これ指針でつくったら、多分 5 年とか数年間は運用していくわけですよ。そのときに、ネガティブな表現から始まっている指針って余り私は見ないような気がするんですね。もうちょっとつくば市の行政とか市政のあり方を、民主的とか、多様性を反映させるために、市民の参加推進に係るガイドラインをつくるみたいなことがわかるようなことを書いたほうがいいんじゃないかなというふうに個人的には思いますが、それは感想ですので、皆さんで、いや、事実はこのことがあったからこの指針を作成するんだから、むしろその経緯がわかっていいということであれば、あくまでも個人的コメントにとどめさせていただきます。

それから、今おっしゃられたポートランドの付録は、私もやっぱり行政がつくるガイドラインで、確かに参考にはなる情報なんですけど、なぜポートランドなのと、世界で一番進んでいる事例なのかと突っ込みたくなっちゃうんですね。いろいろある中のあくまでも参考事例ですという形だから付録というお考えだとは思いますが、きょう私も初めて見まして、ネイバーフットアソシエーションって何だろうとか、ちょっとこれから説明が入ると思うんですけども、わからないことだらけの参考資料 2 なんです。これがいきなり付録で入っていても、ガイドラインをお読みになった方皆さんにご理解いただけるのかしらと、あくまでも市は参考ですと言っても、受け取った市民としては、じゃあ、つくば市はこういう方向に行きたいのねとか、何だかわからない方向に行きたいのねとかいうふうに思うんじゃないかというのを私は気になりました。以上です。

○ 座長 そのネイバーフットについては、ちょっと待ってください。それね大体どのくらいのページ数を使ってやる予定なの。

○ 事務局 イメージしていたのは、よくこういう指針ではないんですけども、よく読み物であるコラムのような 1 枚もの、2 枚ものくらいのところで、この制度の概要というか、要は先ほどもご説明しましたけれども、行政と市民とのかかわり合いとか役割分担って、こういうふうにポートランドでは回っていて、そのちょうど間にいる NPO 団体のやる地域連合がうまくそれらをやりとりしていると、そういった構造というのは、非常に地区相談センター、地区相談課もできている中で、今後そういった業務の拡充じゃないですけども、発展的なところで参考になってくるんだろうなというのも、ちょっとリンクするかなというところもあって、そのあたりを文章にして説明していきたいな

と。もちろんおっしゃるとおり、図だけだと何の構造だろうというような印象を受けるのは非常にわかりますので、そういった文章を、補足というか、説明文をつけて、ちょっとコラムというか、読み物のようにして提示していきたいなというふうに考えていました。

○ 委員 これ、別立てというのはだめなんですか。これを別に紹介する何かページをつくるみたいな。

○ 事務局 それでも構わない。

○ 委員 わざわざここに付ける意味が、やっぱり深読みしちゃいますよね。

○ 委員 今のお話だと、その地区ごとに集まります地区相談センターに関連する内容として、こういう取り組みが非常に参考になると考えているということですよね。逆に、そちらとリンクさせて何か情報提供をするみたいな形のほうがわかりやすいんじゃないかなとは思うんですけれども。

○ 座長 どうぞ。

○ 委員 すみません、じゃあ、そのポートランドの件なんですけど、これは市民自治にかかわることだと思うんです。前回、議論をしたときに、市民自治についてはちょっと別に考えようということで、今回はガバメントに関して議論しようということだったと思うんですね。

これは、もう明らかに市民自治にかかわることなので、恐らく自治基本条例とか、ああいうところに組み入れていくべきものじゃないかと思うんですね。それを例として挙げると、恐らく読み手からすると、市民自治のことも含まれていると思って、ちょっと混乱するかなと思います。どうでしょうか

○ 座長 わかりました。そうすると、この意見としては、これは載せないほうがいいということですね。基本的には。一応、これはそういう形で。

○ 委員 いや、非常にこれは大事なことなんでしょう。

○ 座長 例えば、私なんかでは、やっぱり日本の他の自治体の事例もあってその中の一つとしてこういうものがあると。こういうものは、新しい手法の開発に参考になるというのであればいいと思うんですけれども、やっぱり一つだけだと突出して本当にそれが一番進んだ形態なのかもわからないし。

○ 委員 すみません、よろしいですか。

○ 座長 どうぞ。

○ 委員 ですから、これ、ポートランド市が上に来てはいますけれども、これ逆なんですよ。恐らくね。向こうの発想としては。行政が支援するという立場なので、主体は恐らくネイバーフッドアソシエーションが主体で行っているのを行政がどうサポートするかということなので、そういう意味で自治にかかわることなんでしょうと思うんですね。

ですから、上にあるとガバメントに見えちゃうんですよ。つくば市の地域相談室がどういうスタンスで行うのかということは非常に重要なので、そのこ

とに関しては、これは参考事例として、むしろあったほうがいいかなんて思うんですけどもね。それが入っているんだったらばね。そこを誤解されないように。

○座長 そうですね。私は、明らかに、独断的に切ったほうがいいんじゃないかという意味なんですけれども、今までの意見を聞いているとそういうすう勢ですけども、その辺、参考にしてというかな、何かありますか。

○委員 参考資料 2，同じところなんですけど、委員から出すのと事務局が出すというのは、それなりに向心力というか、公定力というか、グレードが高いと思うんです。一つ気になったのは、制度そのものが、ポートランドと日本が果たして何が同じで何が違うかという、そういったものが比較考慮された上で出てくると、非常にいいんですけども、私は、結果としては、唐突感も否めないという気はします。

○座長 そうですね。参考的に載せるとしてもそんな感じがしますね。

○委員 同じくポートランドのことなんですけれども、ポートランドは、ネイバーフットアソシエーション、さっき別の委員さんおっしゃったように、ネイバーフットのほうが先にあるわけであって、そこから市がどうそこを支援しているかという形で、地域相談センターというのは、市のほうから市民の意見を聞くという、今のところ立場なのではないかなというふうに私は解釈しているので、形態として参考にはなるとは思うんですけども、今の段階でこれを出してくるのはちょっと無理があるかなという感じがします。

地域相談センターの今のところの相談内容とかをお伺いしている限りであっても、やっぱり違うなと。しかも、比較的個人的な相談が寄せられていることが多いように見受けられますので、ネイバーフッド関係ないぞというのがありますので、地域相談センターと結びつけるのも無理がある状態で、これが唐突に出てくるのはやっぱりよろしくないと。座長がおっしゃるように、幾つもある中の一つであるのだったらいいけれども、そうじゃなく、一つ出てくるんだったら、こんなものはないほうがいいなと思いました。

それと、また一つ、全然別の話になっちゃうんですけども、9 ページのところですね。評価検証のところ。これも書きぶりの問題なのかもしれないんですけども、(4) 評価、検証。住民説明会、シンポジウム、フォーラム等の手法を用いて市民による外部評価を受けることが重要となりますが、アンケート等による事後評価も手法の一つとなりますというのだと、一体何をやりたいのかわからないので、外部評価を受けることは重要となりますと。また、アンケート等による事後評価も積極的に取り入れていきたいと思います、というような形であれば、全部やるんだなというふうな評価もできるので、これだと手法の一つなので、どれか一個やるよみたいな感じの読み方をされてしまうので、これは私の個人的な感想なのかもしれないんですけども、できるだけたくさ

様式第 1 号

んの方法で市民による外部評価を受けようとしていますというふうな書きぶりのほうが、私としては好ましいかなと思いました。

○委員 はい。よろしいですか。

○座長 どうぞ。

○委員 すみません。今のところ、私、幾つかちょっとペンディングしたんですが、その外部評価というのが、やっぱりちょっとどうしても気になって、市民が行うのは外部なのかなとちょっと疑問なんですよ。むしろ外部って要らないんじゃないかなと思うんですけども。

〔「市民による評価」と呼ぶ者あり〕

○座長 そうですね。外部にしろ何にしろ、位置づけなければ、市民による評価を受けるということ。

○委員 そうですよ。そうすると、外部という、じゃあ内部って何だということになって、庁内でということをおそらく考えているんでしょうけれども、ちょっと違和感があるかな。

○委員 ただ、評価の世界では、外部評価という言葉はもう一定のポジショニングを得ておまして、私は、ここに、市民による外部評価で、外部をつけることにそんな抵抗は逆じゃないんですけどもね。

○委員 私もなかったです。中の文章は、結構助長なところがいっぱいあって、先ほどおっしゃいましたけれども、直していくと、結構大変かなと思って感じています。やっぱり必要であるとか、そのためにとかいう言葉がすごく多いんですけども、やっぱりその辺ちゃんと切って文章にしていけないと指針として読みにくいかなと思いました。

最初のほうの目的のところも、はじめに、に入る言葉じゃないかなとか、もう本当に目的は、効果的な市民参加を推進するために、こういうことを整理して方向性を示すことというだけですよ、本当は、方針目的は。あとの言葉は、全部こういう理由があつて必要だったからこういうことを始めるんだというのは、最初のはじめにというところに書かれるべきで、そういうところが時々いろいろなところに、そういう何とかが必要だからこうするんだというのがわざわざ書かれているんですけども、指針にして見やすくするには、こういうふうに市のほうはやっていきますということを書かれるほうが、市民にとってはわかりやすいかなというふうに読みました。

○座長 そうですね。指針だから、こういうふうに市としては、だから必要だからやっていくわけだけれども、必要でありますをとめるんじゃなくて、必要は除いたとしてもこういうことをやっていくという。

○委員 そうです。のためにとか、そういう言葉で言えばいいことだと思うので。

○委員 すみません、私、いっぱいしゃべって申しわけないんですが、よろ

しいですか。

もう一つだけちょっと言わせてください。今のところもペンディング、私、入れさせてもらっていたんですが、「今後、限られた資源の中で、行政として効率的、能率的に市民ニーズに即した市政を進めていくため」とあるんですがそこもやっぱり限られた資源の中でとかは、私は要らないと思うんです。

それから、どうしても行政が、効率、能率に走って市民の意見を聞かないということがあり得るということが今回大きな反省なので、そこは、こういうふうにしたらどうかと思うんです。「今後、より市民主体の市政を進めていくために」というふうにしてしまえば、もう何も問題ないのかななんて思うんですが。

市民ニーズに即したというのも、場合によってはいろいろな意見があるので、とても難しい言葉だと思うんですよね。それをもう全部省いてしましまして、今後より市民主体の市政にしていくために、というふうにしておいたらはっきりするんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員 この箇所、確かにおっしゃるように、市民主体が究極の目標だと思うんですが、前提条件を認識するプロセスも大事だと思うんです。表現は若干幅はあると思うんですが、無制限に経営資源を持っている自治体はないので、特につくばも同じですが、やっぱり限られたものをどう活用していくかという認識は、指針の中で確認する必要があるのかなという気はしております。

○座長 ちょっと少し考える時間を置いて。

○委員 すみません。週末にこれを送っていただきましたので、読んだときの第一印象が、やはり私も、前回の会議で指針は主語を「行政は」というふうにするんだという合意ができていたと思うんですが、これを読んでいくと、主語が行政はではない部分が幾つも出てくる。やっぱりそこは、もう一度意識的に、行政は、と毎回書く必要はないかもわからないけれども、はしよるとしても常に行政は、という意識があれば、この今ご指摘いただいたかなりのことは防げたことだと思うので、前回の合意をもとに次へ積んでいただきたいなと思うんですけれども、本当にこの文章の行政は、の主語が、知らぬ間に曖昧になってしまったがゆえに、いろいろなことが起こっているなというふうに感じています。

○座長 ありがとうございます。

先ほどのことに戻って何か、策定の目的のところでご意見ございますか。今後より市民主体の市政にしていくために云々というのと、それから限られた資源はやっぱり残しておいたほうがいいという考え方ですね。

私は、これ、その直すところよりも、いま一度、市民参加について整理していくというよりも、整理し、じゃ弱くて、整理し、より一層の推進を図って

いくと、市民参加の、そういう必要があるというのが入らないと、策定の目的は整理することではなくて、より一層の市民参加の推進を図っていくというので、それをぜひ入れてほしいなと思いますね。

○ 委員 逆に、整理し、という言葉は要らないですよ。そこ。

○ 座長 要らないかもしれない。市民参加について、市民参加のより一層の推進を図っていくという形がいいですよ。

いずれにしても、今後、推進を図っていくためにやるわけだから、その辺は目的のところに入れておいていただければと思います。

それから、この次、じゃあ、1のところは、また出てくれば、目的のところはさらに議論するとして、市民とは、とか、市民参加とは、というあたりのところはいかがですか。

○ 委員 よろしいですか。

○ 座長 はい、どうぞ。

○ 委員 市民とは、(1)で、次の行に、この指針における市民とはという形にしたほうがいいんじゃないかなと思うんですね。普通、市民といったときに、企業とか事業所までを想定する人はいないと私は思うんですが、この指針では、市民参加といったときに、いろいろな意見を聞くのが、必ずしも個人だけではなくて団体とか組織も含めるよという意味だと思うんですが、そこは、気にし始めると文章が長くなっちゃうんですけども。

○ 座長 そうですね。そのほうがいいですね。市民というのは非常に広い言葉だから、市民意識とかいった場合には、こういう在住のとかいう以上の広い意味を持ちますから、じゃあ、これ、この指針では市民とは次のように定義するような形で表現すると。

○ 委員 よろしいですか。

○ 座長 どうぞ。

○ 委員 (2)の市民参加とはの②のところ、市民が社会や地域などに公益的な目的で自らの意思でかかわること、非常にここ理解ができなかったんですが、公益的な目的で自らの意思で、ここは表現の意図が何か、もしあれば教えていただきたいんですが。

○ 座長 どうですか。事務局のほう、いかがですか。

これは、他自治体もこういう言葉を使っているというのでそれを利用したらしいので、私も、これ、市民が市政に参加することの中に②も入るわけだし広い意味では。だからというふうに言ったんですけども。

それから、もう一つは、恐らく協働という考え方を避けるためにというか、自らの意思で、まちづくりなんかにかかわる協働性よりも参加性を重んじたいということだったと思うんですけども。

すみません、事務局のほう、お願いします。

○事務局 基本的には、座長おっしゃったようなまちづくりに、要は、まちづくりというのが、いわゆる公共サービスといわれている行政だけではなくて、広く一般的なまちづくりですね。そういったところに自発的にかかわっていくような活動のことを市民参加と言っている自治体があります。それも、1番も含めて大きく分けて二つの概念がありますということを示している自治体もありまして、それをちょっと堅い言葉で書いてしまっているというところにはなるんですが。

○委員 そうすると、その②が、私も、金曜日なので十分読み込んでないので、事務局にも申しわけないですが、除外する対象が②と理解すればいいんでしょうかね。この指針の中で②は除外されますよというふうに理解するために、ここに入れていらっしゃるということによろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○座長 除外するということだから、その②は、一応この指針では対象にしないという形で入れたということですね。

○事務局 なので、定義なので、先ほどの(1)の市民とはみたいに、除外するために掲載するわけではなく、もう市民参加とは市政の参加ですと、もうそのままずばり書くという方法もあろうかと思います。今のご指摘は、そのようなことかなと思ってはおりますけれども。

○委員 要は、言いたいことが伝わるのが大事なので、私の理解力だけではなくて、一般に皆さん読んだときに、②が、紛れがなければ、それはそれでよろしいと思います。

○座長 いかがですか、その辺は。2分類というふうに、ちょっと。

○委員 よろしいですか。

○座長 どうぞ。

○委員 それこそ、先ほどの表現をそのままお借りして、この指針では、市民参加とは市民が市政に参加することですと言い切ってしまうと、こんなずらずらたくさん書く必要はなかったのかなというふうに思いましたけれども。

○座長 でも、市政に参加するだから、市政という定義はあるけれども、市民参加は市民が参加することですというんだったら、同じことを言っていることになっちゃうので、ある程度どういう内容なのかなというのは、少しは説明があったほうが私はいいと思うんです。

○委員 ②のほうが市民協働だと思うんですね。

○委員 ②のほうが、やっぱりどういうことか、これだけ読んだのではぴんと来ない人のほうが多いんじゃないかなと。先ほど、公益的という意味もわからない場合もありますし、もう少しわかりやすい言葉があるといいかな。

○委員 公益的ってすごく難しいんですね。言葉としてね。

○委員 難しいですね。だから、どういう具体的なものがイメージできる

のかなというのが、余りイメージできない、先ほど具体的におっしゃったのでそういうことかなと思いましたがけれども、一般の人はぴんと来ないかもしれないですね。

○ 委員 よろしいですか。

○ 座長 はい。

○ 委員 すみません。問題を提起しておいてあれなんです。私たちは、ここまで3回ですか、回数を重ねて議論をして共通の認識におさまっていて、かつ、意見が分かれるという、初めて見た人は、相当やっぱり悩まれると思いますので、そこは紛れのない表現を、必要によっては丁寧にするというのが必要なので、そういう意味で②は丁寧なのかなという気がするんですが、少し私の感覚だと違和感があったのですがということでした。

○ 委員 すみません。市民協働ガイドラインというのがあるので、②に関しては、市民協働のガイドラインにのっという形で、説明されるのであればここはそれで放置しちゃっていいかなという気がするんですけども、ただ、そういう説明も何もなくこれがポンッと置いてあるのは、ただ単に邪魔くさいというふうに私は思う。

○ 委員 もしかすると、今回、市民参加を定義の欄に位置づけてしまっていることが問題で、というのは、このガイドラインで、そもそも市民参加のいろいろな内容を、こうやっていきますということで、ある意味、市民参加の枠を広げていきましょう、定義を広げていきましょうというような内容のガイドラインなわけですね。その頭に、市民参加とはこれですというのって、なかなか逆に定義しづらいのかもしれないですね。

だから、そうすると、こういう抽象的な市民が市政に参加することという、言っているようで言っていないというような感じにせざるを得ないのかなという印象を受けたんですが、だから、もしかすると無理に定義を入れなくても、うまく書きぶりはあるのかもしれないんですけども。

○ 座長 その辺、事務局側の何か意見ありますか。

それからあと、協働については、僕のほうで、はじめにのところに、報告書だと思って全体をまとめたものを書いたんですけども、その中には入れてあります。それは、どういう名前で、つくば市の名前ではじめにが書かれるか、市長の名前で出るかわからないんですけども、そこには入れるということでしたので、要するに、住民自治基本条例ですね、あれと、それから市民協働のガイドラインは、それはもう既につくば市では扱っているんで、その部分を一応省いた形で指針は考えているのだということで、それで、それじゃあやっぱり物足りないというのは当然私の中でもあるわけで、そんなところで、ちょっと先走りますけれども、一番最後のところの付録の2ですね、11 ページの付録の2のところで、行政経営懇談会からの提言というので、これは住民自治基

様式第 1 号

本条例みたいに、それぞれの委員が自分たちの思いを書いて出すか、それとも一応こことしては市民参加についてはこういう提言をしたいんだということを出すか、懇談会の意見をまとめたいというふうに思っています。

ですから、恐らく、もうあとは向こうの判断ですから、どう書くかはわかりませんが、初めにということに、その協働についてはというのは触れられると思います。これ、触れられる可能性は、可能性が高いという言い方は変だけれども、触れられるわけですね。

そうすると、私は、市民参加とは、はある程度、書き込んでおいたほうがいいとは思いますが、市民とは、市民参加とは、市民参加の4段階というものを考えれば。

確かに、1、2に分けて、2も公益的なというのが非常にわかりにくいですね。

○委員 よろしいでしょうか。

○座長 はい。

○委員 もし、市民参加とはというところを残すとするのであれば、やっぱり今の①の市民が市政に参加することだけでは、言葉の繰り返しになってしまうと思うんですね。策定の目的が、そもそも市民が市政に参加するために進めていくという目的で、市民参加とは市民が市政に参加することになってしまうので、なので、もうちょっと市民が市政に参加することとはどういうことなのかというような説明をここで書き入れるのであれば、私は必要な情報だとは思いますが、今のまま①を残すのはちょっとやっぱり危険ではないかと思います。

○委員 いいですか。

○座長 はい。

○委員 はじめにのところで、どういう内容が今後盛り込まれるのかわからないんですが、市民参加というのは、基本的にはやっぱり住民自治を実現していくためのものだというふうに私は思っているんですが、そういう意味で、その後の部分なんですが、市民参加によって市民が市政に参加し、意思表示することができますとか、市民参加の機会の提供を求めることができますとか、非常に、市民とか住民の主体性というのがなくて、ただ意見言えますとか、提供してくださいというふうに、要求できますというような書きぶりになっているので、むしろ市民参加によって市民は市政に参加をし、住民自治を実現することができますと、住民自治の実現をしますというような住民の主体性を尊重するような形で市民参加というのを説明することができるんじゃないかなというふうに思います。

やっぱりはじめに、の部分で、いわゆる住民自治についても、地方自治の本旨から、そういう解釈とされているというようなことで、つくば市行政として

住民自治というものを市民参加というものを基礎にしながら、基本原理にしながら進めていくんだというような意思表示みたいなものを盛り込んでいったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○ 座長 全くそのとおりだというふうに思いますけれども、ちょっと私の書いたものを読んでみますと、はじめに、のところです。市民参加とは、住民自治の理念を実現する根幹となる運動と制度であり、それは何よりも市民の手で推進される。また、市民参加は、市政と協働して市政の活動をより活性化させる。市民参加は、これらを十分議論した上で、現実の検証と指針の提示を行う必要があると。しかしながら、つくば市では、既に市民ワーキングチームが 5 回を超える会議を開催し、平成 24 年 3 月に、つくば市自治基本条例市民ワーキングチームからの報告を公表、それに先立つ平成 21 年 3 月、市民協働ガイドライン策定懇談会が市民協働ガイドラインを策定し、これらの中で市民参加に関する多くの基本的課題が検討されている。そこで、本懇談会では、これらの先駆的な提言を十分念頭に置きながら、指針としては、市政への市民参加に絞って報告書をまとめることにした。にして、だから、この二つを除いちゃうと、本当に大変技術論に近くなっちゃうんですね。市民参加そのものが。だから、その住民自治を最終的には実現するものであることは、こちらの全体の共通理解とかを念頭に置いてのことだと思うんですけども、ただ、それをどうやって表現するかがすごく難しいので、ですから、一番最後のところで、懇談会の委員の提言みたいなもので、もし盛り込めたら、そういうものをというふうに思ったわけですけども。

市民参加とは、のところは、少し、今出た議論を、またまとめるところで検討しましょうか。検討してもらうことにしましょうか。

市民参加の 4 段階のあたりはどうですか。

○ 委員 いいですか。

○ 座長 はい。

○ 委員 4 段階で整理をしたというのはすごくわかりますし、こういう形で説明できるんだろうなと思うんですが、段階論で、すごく予定調和的に進んでいくような形に読めてしまうので、それを、行ったり来たりじゃないですけども、1 から 4 のそれぞれの段階を常に行ったり来たり、双方向に進んでいくプロセスであるということがわかるような文に変えたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

例えば、一番最後のパラグラフですが、そこで市民参加の実施段階をという形で 4 段階に整理をし、市政での過程は各段階を双方向に進む過程あるいはプロセスとして捉えますとか、何かそういうような形の文言を入れたらどうかなと思います。

○ 委員 よろしいですか。

様式第 1 号

○座長 どうぞ。

○委員 私も、そのサイクルという言葉にやっぱりちょっと引っかかりまして、サイクルというのは丸ですから、ぐるぐる回るわけですね。ですから最初のプランの段階と共有したときには次元が変わっているはずなんですよ。P D C Aというんですか、これは企業の論理ですね。もっと短期的な目的を達成するためのスキルだと私は思っているんですよ。それを、もっと大きな目的のためには、やっぱりパラダイム転換というんですかね。いろいろ変わっていくわけだから、単なるサイクルではないと。その辺のことをどういう言葉でそこを入れていったらいいのかは私はちょっとよくわからなかったんですが、そういうイメージですね。実際に。また共有に戻るときには、また違った段階になっているというイメージなんですけれども、その辺をちょっと、むしろ専門の方に教えていただきたいなと思うんですが。

○座長 確かに段階というよりも、これは過程ですね。プランがあって、Decide して、それから D O、執行して、それをコミュニティの C という形ですよ。C して評価した結果が、またプランのところに帰っていくという一つのサイクルの話で、だから段階だと階段を上がるような形で、1 段階、2 段階になるけれども、これはサイクルですね。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい。

○委員 この P D C A は、行政の中でも一定の認識や確立はできているようには思うんですけれども、ちょっと時間軸で捉えますと、例えば、まちづくりの根本である基本構想とか基本計画、多分、つくば市は 21 世紀半ばという、従来 10 年スパンだったものを非常に長目にとっている、それを前期、後期もしくは 5 年サイクル、かつ単年分で見ると、4 月 1 日に始まって 3 月 31 日に終わるという幾つかのエリアというか、段階があるので、ここはなかなか全てを表現しつくすのは難しいのかなという気はします。ただ、どの程度まで表現すると、紛れなくご理解いただけるかという意味での議論の余地はあると思います。

○委員 そうですね。ただ、単に回していくだけではなくということですね。日常的に行われることを求められるとか、その辺の文言が入っているので、わかりやすくなっているのかなと思うんですけれどもね。

最後の、各段階において最適なものとはやめたほうがいいですね。適切にしておいたほうがいいと思います。

○座長 表現の仕方としてですね。

3 の基本的な考え方のあたりは。

○委員 その文章、ちょっといいですか。

○座長 はい。どこですか。

○ 委員 最後の、「しかし」というところから、適切に課題やニーズを把握し、だけでいいと思うんですよね。把握し、このサイクルを確実に回すために行政と、というふうに、文章をもうちょっとすっきりさせても、要するに、回しながら進めていくということですよ。戻らなきゃいけないということも含めて。確実に回すというのをちょっと入れたら、行くだけでは足りずという言葉じゃなくて、このサイクルを確実に回すために行政と市民の情報を共有し、というふうに文章を続けるとわかりやすいのかなと思うんですけれども。

○ 委員 実際、回しているだけじゃ足りなくなっちゃうんですよね。情報共有が進めば、確実に回しているだけでは、やっぱりどこで位相転換が起こってきて。

○ 委員 でも、回すって同じ平面だけで回るわけじゃないので、だんだん上に上がっていくのも入りますよね。だから別に、その中でループしているわけじゃないと私は思います。ですので、きちんと回すということは言葉としては大事な。

○ 座長 そのほうがずっとわかりやすくはなりますよね。行くだけでは足りずという。

○ 委員 はい。と思うんです。

○ 座長 その辺も検討の対象にしてください。

基本的な考え方とところで、ちょっと私が引かかっている点は、適切な情報提供・共有というところ、3のところで、情報提供というのは行政サイドで行われる情報の公開のものですよね。もう一方は、やっぱり市民参加で重要なのは情報の開示というか、情報公開なので、これをどこかで入れて、例えば、情報は行政から市民に対して提供するだけのものではなく、市民から行政に向けられた要望、意見等も含みますとなっていますけれども、このところで、市民から行政に向けられた情報の公開とか情報の開示請求、さらに市政への意見、要望等を含みますというふうに、情報公開は、ぜひ入れておいてください。情報公開あるいは情報、狭く言えば開示になると思いますけれども。というのは、これだと、十分な情報提供がなされれば開示は必要ないのかもしれないけれども、ここでは情報開示については全然書かれていないので、ちょっと触れておいたほうがいいと思います。

それから、向き合っていきますというのは、一番最後までわからなかったんですけれども、これ、どういう意味ですか。それらの情報も行政と市民との間でしっかり共有し、向き合っていきますという、これはどういう意味だったんでしょう。

共有していきますでとめて大丈夫じゃないかと思うけれども、どうですか。

○ 事務局 問題はありません。

○ 座長 向き合っていきますを取っても問題はないと。

○事務局 行政と市民が互いに向き合っていきたいというようなことをちょっと書きたかったんですけども、そこがうまく書き落とせなくて申しわけないです。

○座長 どうぞ。

○委員 すみません。私は、すごく向き合っている意図はよく理解できるというか、したいんです。なぜかという、23万3千人の全ての人の意見が全部実現されるわけじゃないので、市民と市民の関係性というのもあるので、そういう意味では、双方向という言い方と若干ニュアンスが違うんだと思いますけれども、その気持ちはよくわかるような気は、向き合うという姿勢はわかるような気がします。

○座長 僕が言おうとしていたのは、その向き合っていますというのが、この文章の中で通じないというか、向き合っていくという感覚はすごいよくわかります。今後は、上、下にならないできちんと対応していくんだなという、それがうまく表現できれば、削れということではないですけども。

それから、4ページに、やっぱり情報の共有の問題で、一方、市民が積極的に参加することを想定している市民参加の手法のみでは得られない市民の声があるのが現実であるからと、これはそのとおりだと思うんですけども、市民参加の取り組みに参加できない市民の意見の把握に努めることも重要ですよというふうになっていて。

○委員 こちらって、今、読み上げられた内容と。

○座長 違いますか。

○委員 ちょっと違っているような気がするんですが。

○座長 じゃあ直したのかな。

○委員 私が前、指摘した箇所でもあるんですけども。

○座長 4のところですね。

○委員 市民参加の手法のみでは得られない市民の声があるとなってしまうと、今回の指針でも拾い上げられないような感じで、じゃあ、もっと頑張ってくださいという話になっちゃう気がするので、積極的なとか、そういうほうがいいんじゃないかなと。

○座長 それで、こっちで直っていますか。

○委員 こっちでは直っていないですね。

○座長 6ページのところですよね。僕は、前もって渡されたのを見ていたので、ちょっとそれで、事前の協議で直したところもあるんだろうと思うので、ちょっとずれているかもしれない、僕のもの。

○委員 私の懸念点は、そこはちょっとあるんですよね。

○事務局 もう一度、すみません。

○委員 6ページの一番上の段落のところで、前回ご指摘したところだと思

うんですけれども、一方で市民参加の手法のみでは得られない市民の声があるのが現実であるため、としてしまうと、今回の市民参加の指針でさえ拾い上げられないものがあるんですかという多分突っ込みが入ってしまうので、前、ちょっとどういう形でご提案したのか忘れちゃったんですが、多分、積極的な参加を要するとか、そんなような形で文言をつけ加えたほうがいいんじゃないかと。

○座長 それは、そうだと思いますね。

○委員 私、この文章要らないと思う。

○座長 どこが。

○委員 今の読まれたところね。結構、中途半端で、その後ろに、取り組みに参加できない市民もいるというところに、もし市民の声が得られないというのを入れるとしても、この手法のみで得られないという文章も要らないので、逆に、市民参加の取り組みに参加できない市民の意見を把握しとかふうにいったらいいんじゃないですか。それじゃあ切り過ぎですかね。

○座長 いや、いいんじゃないですかね。

○委員 いや、別に、ここが絶対に必要だという主張をしているつもりではなくて、盛り込むのであれば誤解のないような表現ぶりをする必要があるだろうという私はそういうスタンスなので。

○座長 そこを、だから積極的にだとかいう言葉を、ここの積極的に参加していることを想定しているという、そういうのじゃなくて、積極的にくみ上げようとしているとか、ですから、これ。

○委員 そっちに入れたらいいですよ。

○座長 だから、ここのところで入れたらいいと思ったのは、どういうふうに入れるかはわからないけれども、あらゆる機会を使って把握しようと努力するということと、それから、その意味で市の職員全員が市政のPRマンになる必要があるというのを、何らかの形で入れるといたら、要するに、他の委員の方の言われたように、職員の意識改革がないと幾ら制度をいじってもだめなので、だから、その意味で、市の職員全員が市民の隠れた要望だとか、あるいは、出てくる要望を積極的に受け入れるために市政のPRマンになる必要があるというようなのは、ここか、あるいは、ほかのところもそうですけれども、ほかのところだって入れておいたほうがいいと思いますけれども。

はい、どうぞ。

○委員 今、座長がおっしゃったようなそのニーズが得られない市民の声というよりは、むしろ潜在的な市民のニーズがあるということを認識した上で、そのニーズを掘り起こしていくような積極的な努力をしていくとか、そういうような書き方にしてはどうかというふうに思います。

その市民ニーズって、あらかじめあるニーズでだけではなくて、いろいろな

情報が出てくる中で、こういうふうと思う、というふうに新しくニーズとして出てくるものもたくさんあると思うんですね。

だから、そういう意味では、そのニーズが顕在的なものだけでなく、潜在的にいろいろなニーズを住民が持っている、市民が持っているんだということを前提にそのニーズを掘り起こしていくということと、その努力を行政が常に意識しながらやっていくということ、それから、そういうニーズをつくり出していくような学習していく場とか、そういう機会をきちんと行政は日常的に保障していくというようなこと、それからこの地区相談業務の充実、そういうようなことを具体的にどういうことをやるのかというのを幾つかここで盛り込んでみてはどうかなというふうに思います。

それから、これは行政云々ということじゃないのかもしれないんですが、意見対立が必ず住民、市民の中にもありますから、住民同士がきちんと対話したり討議したりというような意見調整をしたり、熟議をしたりというような場をきちんと行政が設定をするとか、そういうような形で、情報提供を通じてニーズをどういうふうに行行政がうまくみ取りながら活用していくのかというようなことがわかるような内容を盛り込んだらどうかなというふうに思います。

○座長 そうですね。その辺も盛り込めたらどうかと思うんですけども。

○委員 よろしいでしょうか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 今のところ、最後のほうに、行政は、から始まって、市民のニーズを把握するために、それぞれの地区に対話機能を高めて地区相談業務を充実するというこの発想は、我々の発想というか、私の発想ではなかったと思うんですね。事務局が意図的にここをリード文を入れてきたのかなと理解しています。

果たして地区との対話というその地区、地域というのは、どういう意味合いがあるのかなというのが、コミュニティーとして自治会の結成率がどの程度なのかとか、地域による個性があったりという中で、ここの地区というのを入れてくること、それから地区相談業務の充実、ちょっと地区相談業務で心配なのは、意思決定権を持たないところが、お話は聞くけれども、その後どうなるかというブラックボックスになってしまうことを少し心配しているんです。それを繰り返すと、市民の信頼がだんだん下がってしまうという意味では、ここの位置づけは、慎重に整理していく必要があるのかなという気がしています。

○委員 すみません。事務局に伺いますが、私の理解では、地区相談センターの窓口寄せられた意見は、全て本庁に上がるという前提ですよ。

○事務局 週1回ずつ、必ずそれは、各地区相談センターの職員が来て、ここで地区相談課、副市長とかを交えて会議を行っています。

○委員 ということは、決定権のあるところまで、その窓口に行ったものは

必ず行くという前提のシステムですよ。

○事務局 意見というのは、そういう上には上がるシステムにはなっていません。その後、それが必ずしも要望が全て通るわけではありません。

○委員 通るかどうかは別ですが、とにかく決定権のあるところまでは、その窓口で抑えられるのではなくて、行くというシステムはできているという理解で。

○事務局 そういったご意見については、上まで上がるというシステムにはなっています。

○委員 それはまず、共通理解としてよろしいですよ。

○委員 そこでもう一つ、市民から見たときに、案件、地域の問題、街路上の問題とか、交通規制標識の問題は、地区相談業務担当の部署へ行くのがいいのか、道路課なり、交通安全課なり、所管部門に行くのがいいのかが少し紛らわしいなということと、地区相談業務を通じて上がったものが庁内で共有されているでしょうけれども、庁内に上がってきた問題は、地域割りしたデータが逆にフィードバックで地区相談業務の担当者に下りているのかもどうかも少し興味があります。

担当業務者が初めて聞きますというケースは起こり得て、逆にそれを共有すると、ウェブ上で情報共有しておかないと、リアルタイムで共有できないという庁内の体制の問題も少し見えてきてはいます。

○座長 そうですね。基本、行政内部の意思疎通の問題がありますよね。

あと、ここでは市民参加なので、この辺のところで、確かに地区が入ってきて、それで住民相互の対話を軸にというのは今後恐らく重要になってくる市民参加の方式だと思いますけれども、それがうまく表現できていないと。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい。

○委員 今の議論、ちょっといま一つよくわからないというか、ついていけないんですけれども、結局、どんな市民参加の手法をとっても、くみ取れない意見とかニーズとか、それから福祉の世界では、まず自分で表現できない人たちもいるわけで、そういうことも考えると、私はこの文章はやっぱり入れておいたほうがいいと思うんですが、いかがなんでしょうか。

ですから、積極的に、もちろんその市民参加をすることが望ましいんですけども、そういう意識の高い市民だけではないので、あるいは、障害があっても表現できない人たちもたくさんおりますし、そういうことをすると、行政のスタンスとしては、くみ取れない意見は必ずあるという認識も欲しいと思うんです。

○座長 そうですね。このあたりのは、もう少し言葉としても検討する必要がありますね。

様式第 1 号

その次に、2の幅広い対象者の募集というところですけども、これは、後のつくば市審議会等への市民委員の公募に関する要綱にも関連してきますけれども、この辺のところで何かご意見いかがですか。

どうぞ。

○委員 先ほどの主語は行政ですよということとも絡むのですが、一番下2行目の下線部のところに引っかかっています。

行政が求めていきますという、これって義務になってしまうんじゃないかと思うんですが、この定義の市民から外れる方から市政について提言があったときに、それを聞きますというのは別に問題ないというか、ここで禁止しない限りはオーケーだと思うんですけども、これを行政が求めていきますという、どこにいるかもわからない人たちにまで義務を負うような、妙なことになってしまうと思うんです。

○委員 それは、多分、私の修文かもしれないんですけども、ここで義務を課しているのは、行政に対して、行政が求めていきますと、何か必要な場合であれば必ず求めますという趣旨で。

○委員 ということは、行政が必要かどうかを判断するから、何というか、その行政側の義務がかなり拡散してしまうということにはならないということですか。

○委員 私、これは書いていないです。これはちょっと違う表現ぶりでした。

○委員 実は、私も何度も読んだわけじゃないので、ずっと一応、真剣に一度は読んだというだけなんですけど、でも、本指針では市民をこのように定義しますがといている定義があって、それからさらに広くした対象に対しても。

○委員 前のだと、検討の一つとするみたいな、もうちょっといろいろな捉え方ができるような表現ではありましたよね。

○委員 参加を求めることが有用になる場合もあります。そのため、事業の性質や内容によって、何となく私は、市民の定義もかなり広くとっていて、さらに、その外側の人に対して、行政サイドからというのは、もう自然人としての市民の意見もくみ上げるのでさえ大変なのに、何かどんどん間口が広がっちゃって、それこそ先ほどの限られた資源じゃないですけども、人間の能力にも限りがあるし、お金だって、幾らつくば市が他市と比べたら多少ゆとりがあるといっても、やるべきことは山ほどある中で、こういうふうに広げていっていいのかなというのは、すみません、素朴なんですけど、ずっと1回目からどうしても拭えない疑問です。

○事務局 前回、委員からもございましたように、検討の一つとしますという表現で言ってあったのを、ちょっといろいろ語尾を全体的に統一したときに、統一といいますか、言い方ですかね。言い切ったほうがいいところもあれば、必要と考えるとかという表現のほうがいいんじゃないかとかと、いろいろ

様式第 1 号

試行錯誤をやっている中で、ちょっとここに行きついてしまっているというところもあります。

いま一度、こういったところは全体的に見直しさせていただきたいと思いますし、主語を統一するですとか、そういったところで語尾との関係性というのは、しっかりいま一度見直しさせていただければと思いますので、ありがとうございます。

○座長 それから、市民の定義に該当しない場合だと思っているのはちょっと消極的なので、「市民の定義を広く解釈し」とかにしたほうがいいかもわかりません。広く解釈して、より優れた人材というより、適した人材を求めるというのになるかどうか、参加を求めるとのことですね。

○委員 いいですか。

○座長 はい。

○委員 この文章、さっきから話にあった、必要があります、だったり、方法がありますで、具体的に実際に何をするのかちょっとわからない表現になってしまっていると思うんですね。最後の求めていきますに関しても、実際、具体的にはどういうことが想定されるのか、もっと遠くに引っ越してしまった人においでというわけにはいかないなというのもあるので、このところをもうちょっと練らないと、ちょっとわかりません。どう直せとか、そうじゃなくて、わかりません。

○委員 私、勝手に解釈したんですけれども、つくば市って、アイラブつくば、ふるさと納税と違ったスタンスの参加手法を設けていまして、あれは財政的な、いわゆる寄附金なんですよ。全然関係ない人、誰でもが、国籍に関係なく、身分に関係なく、つくばが好きな人、つくばを応援したい人が寄附をするという意味では、そういう部分については制度的に開放をして、市民参加とは別のフレームになるけれどもご協力してくださいねというメッセージだとすると理解はできるなとは考えております。

○委員 でも、それはもう全く別の制度としてということ。もちろんつくば市の一つの制度といえ、でも、一応あれは独立なんじゃないですか、厳密に言う。

○委員 今のは、すみません、すごく難しい質問ですけれどもね。

○委員 アイラブつくばって、私も、いまいよくわかりきらないんですけれども。

○委員 要するに、これって市民参加というシステムの問題で、アイラブつくばの税金というのは、単に、単純に、財源的なお金で協力します、例えば教育に使ってくださいとか、福祉に使ってくださいという形で寄附ができる制度なので、考えようによっては市民参加だし、ただ今回予定している市民ではない形の市民参加というふうに解釈もできる。

○ 委員 よろしいですか。その部分については、今までもちっと議論あったと思うんですが、流動市民といいますかね、そういう方も、今、幅広く市民として捉えていこうという大きな流れだと思うんですね。

自治体によっては、ふるさと納税者を市民の枠にある程度組み込んで、パブリックコメントを書けるようにしたりとか、そういうところもあるわけなんですけど、そのことよりも、幅広い対象者の募集と書いてありますけれども、この対象者というのが、これが市民という意味なんですかね。市民を広く捉えますという意味の対象者というのが、この流れの中で何を意味しているのか。市民というのをもっと広く捉えますよという意味なのか。幅広い対象者というんですね。その流れなんですけど。

○ 座長 ここも、言葉をもう少し検討してみたらいいんじゃないですか。突然出てくるから、幅広い市民の募集でもいいのかもしれない。対象者が市民になっても。

○ 事務局 その点でちょっとご説明させていただくと、この対象者というのは、わかりやすくいえば、市民参加をやったときに来てもらう人ということで市民参加の定義をここで広げていきたいと思いますとか、そういったことを申し上げたいわけではなくて、ちょっとそのあたりがうまく伝わらない、ちょっと対象者というのがいきなり唐突に出てきたりするからそれがわからないというところであれば、座長もおっしゃったように、そこを見直してわかりやすくしていきたいとは思っています。

○ 委員 そうですね。その一番最後が、その市民の定義に該当しない場合であってもというふうに出ちゃうと、もう振り返って、その対象者というのは市民という概念というふうになっちゃうかなと思うんですね。すみません、どう表現すればいいかは、私もちょっとまだ考えてはおりません。

○ 座長 どうぞ。

○ 委員 よろしいですか。ちょっと今の流れに棹指すような意見になってしまうんですけれども、これ、今、市民参加のガイドラインを議論しているのであって、市外に住んでいる人、市民じゃない人でも、市政をよりよくするために参加する方法は、別に市民参加という手法をとらなくても私は可能じゃないかというふうに思っているんですね。

やっぱりここは今、市民参加について議論すべき話であるので、もちろん市民を広く捉えることに私は反対はしませんけれども、だからといって何でもかんでも市民という枠組みで参加させるガイドラインをつくるというのが適切なのかなというのが、ちょっと私は思います。あくまでも市民参加だということで議論を集約されていったらいいかかと。

○ 座長 そうですね。ただ、市民の定義そのものにまた戻ってくるので、大変難しいと思いますけれども。

様式第 1 号

ちょっとここまでで、一応、この議論は一旦終わりにして、議題の 2 のほうに入りたいと思います。

議題の 2 のほうも結構まとめなきゃいけないらしいので、少し時間をとって、それからまた時間がありましたら、こちらに戻りたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○ 委員 すみません、1 つだけいいですか。

○ 座長 はい、どうぞ。

○ 委員 最後に、提言を書くということになっているんですけども、先ほどから何度もお話に出ている自治基本条例というのは、残念なことに多分成立していないと思うんです。なので、せっかくあれだけ議論したので、ぜひ完成させていただきたいなというのを提言の部分で入れられないかなというのをちょっと思っていますので、それをちょっと頭に置いていただきたいと思います。

○ 委員 当然とおっしゃらないんだと思うんですが、すみません、発言していいでしょうか。

○ 座長 はい。

○ 委員 これは指針なので、市民参加条例をつくるということを提言としてお願いしたいです。

○ 委員 それは、いつか実現してほしいですね。

○ 座長 わかりました。

それでは、第 2 番目の大規模事業の進め方に関する方針ですけども、事務局のほうから、まず、前回の修正したもの、前回の項目だけあった評価制度についての骨子が、今回配付されておりますので、それについて説明をお願いします。

○ 事務局 (資料 3, 4 に基づき説明)

資料 3 (仮称) 大規模事業の進め方に関する方針 素案

資料 4 (仮称) つくば市大規模事業評価の進め方に関する実施要綱 (骨子)

○ 座長 どうもありがとうございました。

これらの方針とか要綱は、まだ骨子だとか素案で、現在、内部の検討会議で検討の段階というところですので、このまだ構成とか方向性はきちんと決まったわけではありませんので、その点はお伺いせずに、自由にご意見があったら出してください。

いかがでしょうか。

○ 委員 前回、参考資料でいただいた他市の比較をいただいていたので、その各自治体の財政規模と、それに対して何億以上を大規模事業とするかというのをある程度見たんですが、そうしますと、つくば市の財政規模からいうと、私は 5 億円ぐらいが妥当じゃないかなと思って、実は今日来たんです。

本日いただきました参考資料の 4 を見ましても、5 億のところで線を引くのは、決して的外れではないなというふうに、これを見たときに思ったんですが国も県も、財政規模がつくば市とは全く違うのに、そこが 10 億だから、つくば市も 10 億ですというのは、一体どういう論拠、論拠にもならないというのですごく驚いているんですが、ちょっとそれは承服しかねます。

どうしても 10 億でなければいけないと説得してくだされば、もちろんあれですけども、素人の単純な考えでいって、財政規模とその支出というのは関係があるわけで、子供のお小遣いにとっての 1,000 円と、家計全体から見た 1,000 円では価値は違うんだから、やっぱり県と国の 10 億ですから、つくば市も 10 億ですと言われて、はい、そうですかというのは、市民感覚には沿いません。

○ 座長 今、大規模事業とはで、事業費の問題が出たわけですけども、その辺についての何か意見ございますか。

○ 委員 よくわかっていないんですけども、この事業費というのは何を指すんですか。学校だったら、学校をつくるまでの費用のみを指しているのか、あるいは、その後の運営費とかも含めた額なのか、そこが私、全く素人なのでわからないんですが、どういうふうに捉えればいいんでしょうか。

○ 座長 これは、事務局はどう捉えますか。

○ 事務局 今回、事前評価ということで資料のほうをお示しさせていただいているんですけども、今回は、事業計画があって、計画策定あって、建物をつくるまでの費用ということで考えております。

○ 委員 施設整備事業というのは、そういうものですよ。

○ 事務局 はい。

○ 委員 この ② は、これはどういうふうに捉えればいいんですかね。継続して行う 5 年間の総事業費が ○○ 円以上の事業。

○ 事務局 こちらは、基本的には箱物整備ということで考えてはいるんですけども、例えば、ソフト事業などでも毎年かなりの巨額の費用を投じて、もうずっと行わなければならない事業というの中にはあるかと思うんですね。具体的には、スクールバスだったりとか、そういったものが今後出てくるかなというふうに考えているんですけども。

○ 委員 そうすると、そういうものに関しては、この ② の 5 年間で何億円を超えるかというところで、運営費を含めた計算でこの金額が出てくるということですか。

○ 事務局 そうですね。5 年に 1 回ぐらいは評価を受けてもいいんじゃないかと。

○ 委員 5 年間の累計ということなんですかね。だから、つまり 1 年間に 2 億円ぐらい要する事業に関しては。

○事務局 例えば、つくバスであるとか、そういったものについても、今後つくバスはもう既に走っていますけれども、そういったソフト事業なんかも数多くやっているんですが、年間10億とした場合には、年間2億以上かかる、5年で10億以上かかるので、そういった事業を対象としていきましょうという。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい。

○委員 ここ少し整理をしたほうがいいと思うのは、直接工事費というのが通常一般の事業費ということで、それは5年だろうが10年だろうが、基本計画、基本設計実施計画を含めて入りますよね。それが事業費という概念。ちょっと気をつけないといけないのは、他の事業には、ソフト事業、今、提案してくれたバスみたいのが、これはもう5年とか10年とか期間を限定して一つの事業としますけれども、全体事業費は、いわゆるランニングコストですよね。

もう一つ、箱物にちょっと戻りますけれども、箱物はライフサイクルコストという概念も多分あると思うんですね。それは、つくった値段が幾ら、ランニングコスト、維持管理費で幾ら、最初は高いけれどもランニングコストが安くなるという発想もあるし、最初は安いけれどもランニングコストが上がるという発想もある、そういうものは、単に最初の建設事業費だけでいいのか、その施設が20年使われるなら20年間のトータルコストというのも含めて、その事業のやる、やらないじゃなくて、どうやるかという議論まで入れるかというのが一つ選択肢があるということかなと思います。

あともう一つは、非常に嫌らしい話になりますけれども、何もないのに市民参加で意見を求めるというわけにはいかないの、何らかの最初のアクションを起こしますよね。そのアクションの精度を求めたら、基本構想みたいなものができなきゃいけない、その基本構想をつくったものに対して市民参加で賛否を問うか、何もなくて、いや、何かやりたいんだよ、こんなもんだよでいいのかという、その部分は、この根底に及ぶ部分なので少し整理しといた方がいい気がします。

○委員 そうすると、今の理解でいうと、仮に2億円の施設なんだけれども5年間で20億円、それ運営するのにかかる事業費ですとかいうのはこの対象に入ってくるということなんですか。建物でいうのは、ちょっと該当するものがないのかもしれないんですけども。

例えば、6億円の建物を建てて、6億円の事業費が5年間でかかりますというのは、これはもう外れるという、こういう理解でいいですか。累計という考えはないわけですね。

○事務局 今回で見ているのは、その運営費というものは含まずに、整備費というところで捉えておりますけれども。

様式第 1 号

○ 委員 運営費が仮に 10 億円超えて、10 億円と決まっていらないんですけれども、5 年間で一定額を超えとなると、この ② の定義にかかってくると。

○ 事務局 そこは想定していないんです。

○ 委員 想定していない、そんなことはないんですか。すみません。あり得ないんであれば。

○ 事務局 施設の維持管理費のランニングコストの部分については想定していないです。

○ 委員 なるほど。

○ 委員 してください。

○ 委員 しましょう。

○ 委員 でも、本当にないんですかね。わかんないんですけども。

○ 委員 よろしいですか。ランニングコストって意外と気にしない人多いんですけれども、非常に大きな問題ですので、それも考えた上で評価していただきたいかなと思います。つくってそのまんまという状態が今すごくたくさんあって、30 年たっちゃって、もういい加減古いんですけども、建てかえるの、補修するのとなっている場所が結構あるんですね。

なので、それを考えないでつくっちゃっているからお金が足りなくなっているんじゃないのという部分が、我々素人、市民としては、だって直せないじゃない、お金ないんだからという、障害者センターとかね。震災のときに潰れてくれば新しくなったのにねみたいな話になっちゃうじゃなくて、きちんと計画的に維持管理していくことによって、きちんと使える施設がつかれるという、そういう形にしていけないと、この先、また同じことがずっと起きていくだけだと思うんですね。

なので、ランニングコストまで、ある程度想定してつくっていただかないとちょっと困ります。使うほうの人間として。

○ 委員 あと、ちょっともう一点あるのが、その事業の単位というのが、どういうふうに区切られるのかがちょっとよくわからないんですね。例えば、幾つかの場所に施設をつくるような事業全体として見るのか、それは 1 個 1 個の施設をつくるのを事業として見るのか、その辺の区分けがかなり恣意的に行われるようだと、完全にこれをつくる意味なくなっちゃうような気がするので、その点は、何ていうのかな、ちょっと私にもどうすればいいのかわからないですけれども、余りそういう恣意的な事業の区切りみたいな運用、だから事業の認定の仕方ですかね。そこに関しても、ちょっとある程度、規制をかけておいたほうがいいのかという気がします。

○ 委員 よろしいですか。

○ 座長 はい、どうぞ。

○ 委員 幾つかある中の一つ、用地選定過程とありますけれども、これって

ここに公共事業が行われる、それで特別措置の適用を受けて、土地買いに入りますよ。これを前提として、これを回すということになる可能性があるというのが一つ心配ですね。道路の延長で伸ばしていくだけでも大変なのに、一面の土地に何ヘクタールという土地を買おうとすると、地権者が複層していると、そこはいろいろ権利変動が行われて、公共事業の最大のハードルは用地取得で、絵に描いた餅で終わるケースが多々あるというふうには聞いています。そこがちょっと課題かなという気がします。

それから、あと別途、ちょっと議論したいと思ったのが、後でしたいと思っていたんですが、私の考える市民参加というのは、ステークホルダー三つなんですよ。市民がいて行政がいて議会がいる。このタイミングで議会がどう理解するかといたら、どんどん市民参加をしていくことによって、議員は市民として参加できますけれども、議員としては参加できない。言い方をかえると年 4 回の議会の中でしか情報が、基本的な説明が受けられない。通常、受けることもできるんでしょうけれども、議会が市民参加をちゃんと正しく理解してもらわないと、執行部は困っちゃうんじゃないかなと。市民参加で、こういうことでこんなことをしましたからと言われたときに、その結果って、議会は拘束されるか、されないかは、選挙のときだけなのかどうかということも含めて、そういう今見えている景色以外の市民参加のハードルというか、課題も我々はちょっとどこかで考える時間があつたほうがいいかなという気はしておりました。

○委員 他の委員さんがおっしゃったところで気になるんですけれども、市民参加が、少なくとも、今、私のイメージどおりに進んでいったら、この後、基本構想を書いて市民に意見を聞くということは生じてはいけないことだと思うんですね。

大規模事業をするようなそういうものについては、まず市民の側から、そこそ限られた財政の中でどこに優先順位をつけるかというようなことを真剣に議論して、その上で出てくるものであって、そのときには、やっぱり例えば老人の施設が欲しいよねとか、子供の居場所が欲しいよねとか、何が出てくるか想像つきませんけれども、そういう具体的なものとして出てきて初めて、じゃあそれをつくれるかどうかとって始まるのが大規模事業であって、この間の総合運動公園みたいに、小学生の記録のとれる陸上競技場と言っていたのが、どんどん何百億という話になってしまうようなことは起きてはいけないし、起きないと私は信じて毎回ここへ来るわけですから、そこはやっぱりちょっと、ごめんなさい、言わせてください。絶対に、市の側が先に絵を描いて、そこに市民の意見をということは二度と起こさないでほしい。一番最初の、それがまさに、スリーステップの前に一つつけていただいたこの会議の、少なくとも私が委員になった一つのポイントはそこで、ここへ来て、私はとにかくそれが通

るなら、それでも満足だというぐらい、そこにはこだわりがあるので、その順序が逆になるようなことは想定したくないし、するべきではないと思います。

そんなにつくば市にお金はないと思います。私、今、一生懸命、決算書も読んでいし、高齢化率の高い茎崎まで、車もないのにわざわざ行って、老人介護の民間のまさに市民協働で公共サービスをしていらっしゃる方たちのご意見も聞きに行きました。

本当にお金がないんです。それはわかります。表面的に見たら、よそよりも人口はふえていて財政健全化の数字はいいんですけども、だけれども、そういうことじゃなくて、実感として、こういう状況なんだというのは嫌というほどわかっているつもりです。

だけれども、どうしてもつくらなきゃいけないもの、どうしても手入れしていかなきゃいけないものはある、そのために市民に順序をつけてくださいというのが市民参加のやっぱり大切な役割の一つだと思うんです。

そのときに、この間の総合運動公園みたいなことが二度目に起こるというのは絶対避けてほしいし、もちろん市長は、それは絶対起こさないおつもりでしょうが、とりあえず今の市長が4年しか保障されていないわけですから、現時点で。市長が替わっても、それが起こらないシステムをつくるのがこの会議の大事な任務だと思うんです。すみません、長くなりました。

○ 座長 どうぞ。

○ 委員 よろしいですか。きょう、いただいた参考資料4のうち、特に26番以降で42番までの間で、除外されるものというか、この大規模事業の対象になるのは、全部26番から42番まで当てはまると考えてよろしいんでしょうか。それとも、これ以外にあったけれども、既に除外するのは除いた形で、これができているということなんでしょうか。

○ 委員 金額が決まったら、ここという線が引かれるんでしょうね。

○ 委員 そうすると、除外する事業は入っているという理解でよろしいんですか。

○ 事務局 先ほど示しました要綱の考え、こっちのほうに除外ということで2番の表のほうに記載させていただいておりますが、ここでいう公共施設、④の耐震改修とかということも、こちらの26番以降には、こちらは金額だけでちょっとどれだけ過去につくば市として行ってきたかというだけの視点でまとめたものですから、単なるこれは金額ベースで載せています。

○ 委員 つまり除外事業は除外されてなくて、金額で全部入っているという理解でよろしいんですね。

○ 事務局 はい。

○ 委員 と言ったときに、メリット、デメリット、確かに挙げてくださって

いるんですけれども、こうつらつら見るに、そんなに1年に1件あるか、ないか、それすらないんじゃないかな、大規模事業として事前評価が必要なのはということを思ったんですけれども、私の理解は間違っていますか。

○事務局 実際に、今この40億以上とかというところにも、あるいは、今、学校の新設をやっていますが、そのほかりサイクルセンターということですが、こういった大きいハコモノが今ちょっと続いているというのがあって、年度では27、28というところが大分多くなっているのかなと思うんですが、学校の計画というのは今のところはございません。

○委員 まだ、わからないということかな。

○事務局 ええ、この先は、今のところは計画はされておきませんので、何年度に建てるというような、具体的に計画されている大きなハコモノはございません。

○委員 それから、もう一点お伺いしたいのが、国債や何かの起債をするときには、大規模事業評価というのは、いつの時点で想定していらっしゃるんですか。

これは、どこかに書いてあったんですけれども、よく読み込めなかったんですが。概算要求前ということは、起債も当然、前ということで。

○事務局 ええ、前です。それで、予算化措置の全て前です。

○委員 というと、かなり早い段階で、この大規模事業評価のためのプランニングをしないと、概算要求ですら、半年ぐらいでバタバタとやっていくことは、今現実に、国の場合や何かはあると思うんですけれども、その前ってどれぐらいのスケジュール感で考えていらっしゃる、前というふうには書いてあるんですけれども。

○事務局 資料3にもありますように、大体この評価というものは大体半年程度は見込んでいるんですが、ですので、この工程が、まずはかかってしまうというのは、今までの普通の予算要求に比べると、そういった過程がまずは必要なので、その予算要求の前までに、こういった評価を済ませる必要があるもので、実際、予算要求というのは、先ほどちょっと、7月というのが、一応、市のほうでは、次年度の予算にいった7月というところが新規事業とかというところではあるんですけれども、来年度に向けてね。そういったところで予算化していく準備に入っていくわけなんです、その前までには、こういった手続が済んでいるというようなものになっています。

ですので、先ほどから市民参加にもありますように、事前の理解共有というところに重点を置いた場合には、それよりも先に、こういった評価よりも前に事前にそういった市民の皆さんと理解共有を図っていきながら、こういった評価作業に入るということです、この事前の準備というのはかなり見込んでいかないといけないのかなというふうには考えています。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 そうしますと、評価をすることで事業がおくれるという、そういうことは実際に懸念されるんですか。

○事務局 です。その辺は、そういった事業化を考えるとといった場合もそういったものを含めて、今度はこのルールにのっとって、もう事前から、どのくらい期間が必要だというようなことをきちんと逆算した形での計画となります。

○委員 計画の中にきちんと組み込まれるから、そのおくれるという発想はないということですね。

○事務局 ええ。

○委員 何か、その行政の担当者としては、それをすることで時間はかかるけれども、おくれるというのは、計画よりもおくれるということですからね。だから、そういう意味でちょっとお伺いしたんですけれども、それでよろしいですか。

○事務局 先ほど、要綱の中に緊急を要するものとか、そういった市民に影響を及ぼすようなものというのは除外しておりますので、ほかに、この除外するもの以外については、こういったルートに乗せてやっていくということを基本にして考えております。

○委員 じゃあ、よろしいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 これは、大規模事業の評価の進め方に関する指針ということですよ。今まで評価がなかったということですから、それはもう大規模事業に関しては絶対評価は必要であると思いますから、これはぜひつくらなきゃいけないと思うんです。一つのツールですから、使い方によっては非常に有効だし、下手な使い方をする、まさにその停滞を招いてしまうという、非常に諸刃の剣のものであるということは理解できるんですよ。

ただ、現状を考えますと、紫峰学園のプロセスなど、今現在、進行中のものを見ていますと、学校関係者へは説明会はあったし、意見を集約しましたけれども、地域への説明会は随分おくれました。決定してから説明しました。そのときに、もし、この評価というのがあったら、地域への影響というのは当然入ってくると思うんです。そうしますと、ちょっと地域の影響の評価というのが、ちょっとないと思うんです。環境及び景観への配慮というのはあるんですけれども、地域社会に対する影響というのもぜひ入れてほしい。

というのは、地域としましては、小学校がなくなるというのは、コミュニティにとっては物すごく大きなことなんですけれども、そういうことについての影響、評価、それから地元の人の意見というのは全く聞かれなかった。決定

されてから、なくなりますよということはあったわけですね。ですから、評価の中に社会的影響というのを入れてほしい。

それから、5番の事業の経済性、効率性の中に、コストの適切性及び事業採算性とあるんですが、つくバスなんかの場合だったら、例えばですけども、ある程度採算性というのを考えながらやっていくでしょうけれども、例えば文化事業なんかだと、これは採算性ではなくて波及効果だと思うんですね。経済波及効果というのも一つ入れてほしい。

例えばですけども、ノバホールとか文化施設で、非常に注目される事業が展開されるなんていうことになると、よその自治体の例ですけども、文化事業をすることによって不動産の価格が上がったなんていうことがあるわけですね。

ですから、文化事業は、ただ投資だなんて考えるのではなくて、こういう評価のところで、その文化とか福祉をやると住民もふえるし、その都市としての評価が上がり、不動産価値が上がったなんていうところまで、もし試算してくれると、また別の見方ができるんじゃないかなと思うんですね。

評価に関しては、その2点。いわゆる社会学的な評価と経済波及効果というのを加えてほしいと思います。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 今の発言で、経済波及効果というのは、今、地域経済分析システム通称リーサスと呼んでいますが、それだと、産業マップとか、地域循環環境マップ、農林水産業、人口、幾つかの要素で、地域全体に及ぶ波及効果というのが、計算上出せるという手法は進めているし、今後、公共事業なんかは、事前にこういうものを回すというのが出てくる可能性はあるんですけども、多面的な検討は必要だというのは私も同感です。

一方で、今の議論の中で非常に私は危険だなと思う、危険というか、リスクだなと思ったのは、例えば市民に説くときに、担当者がつくった1枚のペーパーで市民参加に耐えられるか、いわゆる、ある程度、専門家が積算した、もしくは設計したようなものじゃなくて、例えば役所は今、多分5年間を合わせた、毎年単年度で、3年単位でローリングしながら計画を見えていますけれどもそこに1枚のペーパーが、事務方がつくるペーパーがありますが、そのペーパーレベルで市民参加の資料を足り得るなら、それはそれでありだと思います。それをもうちょっと専門的な論拠まではつきりする、トータルコストを出せるみたいなものと、非常に大きな壁が一つ生まれるということと、それから財源を一般財源、いわゆる税金以外の国の補助金とか、いわゆる借金、地方債を使うとなると、相当事前のアプローチが必要で、今の行政の運営スタイルの中にこの市民参加を入れるときの一番のリスク要因は、私は時間軸の問題だと思

うんです。

ですから、この時間軸を度外視してバラ色の夢を語ってみても、それは現実的ではないので、ここは事務方、事務局も含めて、本当にこの仮説の案で回せる自信が、皆さん、おありなのかどうか、今回提示したリスク要因の中に、余りそれが明確に出ていないので、これ、いざ動き出したら、行政は停滞になる何ものでもないような気が私の中でしておりますので、そこだけ触れておきたいと思います。

○ 座長 その辺は内部で議論しているんですか。いわゆる時間軸というか、例えば、さっきの最終意思決定者というのは、確かに行政であったり、市民であったり、議会である。市民参加という、何か形式的には市民が主体で、市民が最終決定者みたいだけれども、実際にはそうではないわけで、市民は意見を取り入れられる程度のものでしかなかったりする場合もあるし、そういうあたりのところですね。

それから、今、他の委員さんのほうから出された、いわゆる地域全体への波及効果がはかれるようなそういうシステムみたいなものがあるとすれば、そういうのについても検討や何かを内部ではしているんですか、しているんでしょうか。

○ 委員 すみません、私、聞いた話ですけれども、経済産業省から呼んで、検討会というか、やったような話は聞いています。事実は確認できていませんが、前向きな姿勢で勉強はされているという話は聞いたことはあります。

○ 委員 もう一つ。

○ 座長 はい、どうぞ。

○ 委員 よろしいですか。その除外規定の中で、今の関係省庁、6 番の国、これ、その他の自治体ってどこがかかるんだ。最初のやつとちょっと変わっているんですね、これ。国等と一体となって、等というのは、恐らく他の自治体という意味だと思えるんですけれども、と一体となって効果を発揮する事業または共同で実施する事業と、これは除外規定にありますけれども、もちろん市長が、これは大規模に認定してやりたいといえ、もちろんそうですが、例えば国絡みでいろいろな事業が来たとき、地域でももちろん議論しなきゃいけないんだけれども、まず最初が除外規定ですよということになってしまいませんか。

例えば、こんな例はちょっと余り適切な例ではないからかもしれませんが、原子力の核廃棄物の最終処分場を国がこの辺につくりたいというのがあって、ちょっと極端過ぎますけれども、そのときに、これは除外規定ですなんて言えないわけじゃないですか。最初から、これ 6 の項目というのはどうなんですかね。入れておくものなんですかね。

○ 委員 ちょっと私の理解が違っていたら指摘してほしいんですが、国等と

様式第 1 号

一体というのが事業主体が共同であって、国道に隣接する一道を整備するとか、茨城県を農道でもって県内を縦断する事業は、これは違うか、後者はそうで前者違うかなと思うんですけども、事務局で、もうちょっと私よりわかりやすくこの⑥の該当事業とそうじゃない事例を挙げていただけると、理解を促進できるかと思うんですが。

○委員 だから、何パーセントを国が補助しますよというのも、国絡みですから、その6番に入ってしまうのかどうかということですよ。そしたら、国からもういっぱいお金もらうわけですから、6番というものの扱ってどういうことですかと。

○委員 財源に、私、入るのは、入らないと理解していたんです。あくまでも事業主体、発注者が市である、もしくは国と市が、前例ないかもしれない、共同発注主体になる場合が6番で、財源とか許認可が絡んだやつは6番にはなじまないのかと思っていたんですが、いかがでしょうか。

○座長 その辺は、事務局のほうで説明できますか、今の。

○事務局 はい。

○座長 6番ですね。2の(2)の6。

○事務局 過去の事例などで申し上げますと、大きい事業といたしましては例えば、つくばエクスプレスの沿線開発だったりとか、圏央道の整備だったりとか、それについて市単独で事業を行わないということが果たして判断することが適切かどうかということもございまして、そういったことで、もしかしたらケースバイケースになるかと思うんですけども、そういったものを想定してちょっと書かせていただいております。

○委員 評価対象から除くことができると書いてあるので。

○事務局 はい、必要があれば評価の対象にもできる。

○委員 運用次第ということですよ。

○委員 すみません、いいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 議論の方向性が全然違うんですが、ちょっと規定のたてつけが気になっていまして、これは多分、大規模事業の進め方に関する方針というのが上位規範としてあって、その下に実施要綱があるということだろうと思いますので、気になっているのが、この除外規定、大規模事業除外規定が実施要綱中に規定されているというところなんです。

こういう規定が何が問題かという、恐らく皆さん、まず方針を見て、概要どういうものが対象になってというのが最大の関心事だと思うんですけども、それが実施要綱を見ないと最終的にはわからないというたてつけになっていて、しかも方針を見ると、その除外規定があることすらわからないような規定になっているんですね。

普通、こういうケースだと、上位規範のほうに、その他例外は実施要綱で定めるとか、緊急を要する場合などとかという形で規定することが多いのかなと思うので、そういうたてつけにされたほうがわかりやすいんじゃないかなと思います。

現状だと、この 2 ページ目の目的というところに、一番最後のポツで、大規模事業の進め方については、緊急を要する事業等を除き、本方針に基づいてとあるんですね。ここでは、この緊急を要する事業等は本方針を一切適用しないという整理に見えるんですけども、現状の定めだと、この大規模事業の算用数字の 3 ですかね、(1) とかというのは、多分その実施要綱とは別の規定、こういうことをしなさい、対話の期間をしっかりと設けなさいとかって別の話だと思うんですけども、ここの適用があるのが、対象が何なのかがわからない要するに、実施要綱ではしっかり除外されているんですけども、この方針全体で除外されるのか否かが不明確なので、大規模事業であれば、この実施要綱中の例外に当たるものでも、一応この方針は適用がありますよと。だから、この事業評価以外の部分に関しては適用があるので、これを踏まえて進めてくださいというように読めてしまうんですね。なので、シンプルに、この方針のところに大規模事業の定義から外してしまうというほうがわかりやすくていいのかなという気がしているんですが、もし余りにも細か過ぎるというのであれば、大規模事業の定義のところに、詳細はこっちの要綱に落としますよということで細かい内容を決めていくというのはありだと思うんですけども、ちょっとそこが気になりましたけれども。

○ 委員 座長、すみません。

○ 座長 はい。

○ 委員 先ほど、県の事例出されましたけれども、県で、もしこういう大規模事業の判断をしている自治体、タイムスケジュールをどんなふうに動いているか、後でわかったら、公の場で、また次回教えてください。

本当に、この想定する手続をこの期間でこなして、採択して事業ができているのかどうかというのがちょっと気になるところです。

○ 委員 よろしいですか。自治体で、この大規模事業評価制度を導入しているところがたくさんあるわけですね。そういうところを、県もそうですけども、それで、先ほどの金額に関して 10 億円というのが妥当かどうかは、これを見ると、かなりばらばらですけども、かなり先行事例があると思っていますが、そういうところで、本当そのリスクについても列挙しておいて、議論の段階で挙げておいたほうがいいと思うんですね。

このまとめていただいた、前いただいた資料というのは、かなり細かく書いていて。

○ 座長 今、出てきた幾つかの点、例えば、茨城とか国はどういうタイムス

スケジュールでこういうものを評価をやっているかどうかとか、それから他の自治体なんかと、こういうものをやっているところで、茨城と国以外のところで予算で大規模事業になっているのがどのくらいかという過去の事例を、この次、また議論をするときには出していただけると。

○事務局 はい。他市の事例をちょっと再度調査しまして、次回にお示しをしたいと思います。

○座長 それから、もしできれば、ちょっと財政規模と人口規模が必ずしも一致しないけれども、人口規模がある程度つくばに近いようなところとか何かが参考にできれば、出していただけるとは思いますけれども。

このくらい意見をいただければいいと思いますけれども、ほかに何か、これについて。

○委員 もう一つよろしいですか。

○座長 はい。

○委員 先ほどの他の委員さんの意見と同じなんですが、方針があって要綱があって、そして細則が恐らくできるわけですね。この前も私言いましたけれども、公文書の管理の問題で、細則で骨抜きになっていましたよね。細則で処理していいというのがあったのでということが報告されました。

なので、どこかで骨抜きにされる可能性がある中で、我々としては、それをよくチェックしたいと思うんですね。結局、細則の段階で、さっきの例外事項なんかがもうちょっと細かくうまくするりと抜けられるようなものになってしまうと、せっかくのこの方針が崩れてしまうと。

○事務局 実際に、これを動かすとなると、この要綱ですと、告示行為になりますので、実際、表にもきちんと出る文書になるんですが、まだ、これはちょっと条文形式とかになっておりませんけれども、市の場合、この下には、実際、この条文の下に運用はこうしていくんだという考え方をまとめて運用していくのがやっているパターンですけども、ですので、この条文だけで読み取れない部分については、そういった運用解釈とかというものをつくりまして、庁内で動かしていくというふうには考えております。

○委員 恐らく大規模評価は大変なので、したくないというのが基本だと思うんですね。でも、それだったらいろいろな大きな問題が起こるということを認識してやっていくべきだと思うんですね。

○委員 すみません、初歩的な質問で恐縮ですが、評価の対象で除外例のところ、前回までは5つだったのが、今回、③のインフラ施設と不可分な施設の整備事業というのが追加されているんですが、実は、事前に私は具体例を教えてくださいと個人的にお願いをして、過去に出ていた5例についてはきちんとお答えいただいたんですが、新しいこの③についても、具体例を教えてくださいとありがたいです。

様式第 1 号

○ 事務局 まず、最初の対象事業について、つくば市公共施設白書の区分に基づいて整備をさせていただいたというお話をさせていただいたかと思うんですけども、その中の道路、橋梁、上下水道、市民生活に直結するものになるんですけども、こちらを整備するに当たりまして、こちらと不可分な整備、例えば、上水道であれば配水場とかですね。

○ 委員 ごめんなさい、何場ですか。

○ 事務局 配水場とか、水道管だけ通しても水は送れませんので。

○ 委員 配るほうの配ですね。

○ 事務局 あとは、下水道でしたら、ポンプ場だったりとか、そういったものも、やはり下水道等の整備に必要な施設ということで、一応除外のほうを規定の中に盛り込ませていただいたものということでございます。

○ 委員 すみません、私の理解では、つくば市には下水道でポンプを使って下水道はしていないと聞いたんですが、その辺はどうですか。

○ 事務局 ポンプ場はございます。これから、ちょっと建設する計画があるかどうかは、まだ調査しておりませんのでわからないですけども。

○ 委員 でも、少なくとも現時点で、下水道関係でポンプ場はあるということ。

○ 事務局 あります。

○ 委員 わかりました。ありがとうございます。

○ 座長 それでは、これはこのぐらいいにして、それから、もう一回もとに戻って、市民参加のところについて、あと残り時間は余りないですけども、もしご意見がございましたら出していただきたいと思いますけれども。前回やったのは、幅広い対象者の募集というところ。

参加のための環境づくり、7ページあたりは何かございますか。7ページ、8ページ、9ページ、6ページあたりですね。

どうぞ。

○ 委員 6ページの幅広い対象者ですけども、非常に細かいことなんですが、幅広い市民というのは、全ての市民が含まれることは重々承知なんですがあえて強調するために、子供を含むというのを少し入れていただけると、学校との関係もありますけれども、子ども会議ですとか。

○ 委員 大賛成です。

○ 委員 子供の意見は反映させるようなことが必要かなと思います。

○ 委員 よろしいですか。

○ 座長 はい。

○ 委員 補足したいんですけども、その最後のところの手法の中に、子供も含まれるような手法を入れておいてほしいんですね。いわゆる市民会議みたいな形で、子供会議とか、それから福祉団体だったら障害者の当事者会議とか

そういうものを、なかなか割合、大人ばかりみたいな、あるいは意見を言える人たちがばかりの手法が多いと思うんですよね。

○座長 いずれにしても、その対象者の中に、子供が入るものとか、市民参加の手法の一つに、子供が主体になって何かをやるような、参加できるようなということですね。

それを、だからテーマによって、恐らく幅広いよさが限定されてくる、例えば外国人の問題を提案したときは、つくば市内の外国人などになると思うし、ということですよ。

○委員 そうですね。高校生会議とかね。

○座長 それは、だから、その幅広い対象者の中に、あるいは手法の中に入れておいていただければ。

ほかにございますか。

○委員 さっき何か中途半端だったんですけども、よろしいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 幅広い対象者のところは、市民の中で幅広い参加ということを考えれば、市民以外ということは、あれだけ広い市民を定義しているのですから、わざわざ市民以外の方をここに入れる必要はないのかなというふうには思いました。これは私の個人的な考えです。

逆に、前のほうにあったように、自分から意見を言えない方たち、子供たちであったり、障害当事者の話にもあったように、障害当事者の方たちの意見を聞くとか、そういったような形の何か方法がどこかにあったらいいかなと思いました。なかなか意見を出せない人たちなので。

○座長 それがやっぱり一番難しいんですよね。その意見がどう参加できるかという。

○委員 非常に細かい話なんですけれども、今回、市民の定義が、市内で活動する団体組織となっているので、この6ページのところで、拠点を市外においてつくば市内で活動する団体というのを市民以外の定義の例として挙げているのは、ちょっと適切ではないのかもしれない。

○委員 でも、活動は市内だけ。

○委員 市内で活動している団体は、もう市民なわけですよ。この指針では。

○委員 どちらに振ってもありだとは思いますが。

○事務局 定義のほうで、今、活動と言っているのを拠点なのかなという、要は在住、在勤と合わせるとすれば。

○委員 そっちのような気もするんですよね。

○事務局 拠点として、こっちのほうは、市内で実際に活動されている市外の拠点をおいている方というような、そういう意味合いで書きたいと思います。

様式第 1 号

ので、よろしいでしょうかという。

○ 委員 ちょっと広過ぎますよね。市民の定義で。

○ 事務局 はい。

○ 委員 せっかく市民を定義したので、市民でいいんじゃないと思うのは私だけですか。せっかくあれだけ広い市民の定義をしているので、さらにそれより広いところを集めることに、以前あったふるさと納税と違って、私、申しわけないけれども、ふるさと納税嫌いなんです。結局、いただくものが目的でふるさと納税をしてくださっているような方たちのご意見なんかは要らないというのが、私個人ですけれども、のスタンスですので、そこまで広げなくていいんじゃないというのがちょっとあります。どんなにつくば市のためを思ったださっているといっても、実際そこで利益をいただいたり、被害をこうむったりするのは、我々、中に住んでいる人間なので、そこまで広げなくてもいいのではないかなと思いました。個人的な意見です。申しわけありません。

○ 委員 いや、私も市民参加という枠組みでいえば、市民で定義した範囲内でよくて、それ以外の人とは別の枠組みで意見を聞けばいいと思います。

○ 委員 私もそうです。

○ 委員 いや、言い方の問題のような気もしますけれどもね。その市民参加をどう捉えるかということで、今回の指針も、必ずしも市外の方たちの意見を中心に聞くべきだとかというのは全く言っていないくて、あくまで参考として聞いて、市政に生かせるものは生かしましょうというような書きぶりに見えるんですけども、それではだめですかね。私は書いておいてもいいというような気はするんですが。

○ 委員 その昔、アンダーソンが遠隔地ナショナリズムと言ったときに、住まない人が外部からいろいろなことを言って、かえってその地域を混乱に招くみたいなことを言ったこともあるので、私は、むしろ積極的に、幅広いところを広げる必要性はどこにあるのかなという気もしないでもありません。

と言いますのは、市民の定義が十分広いので、限定された市民の定義でしたらおっしゃるとおりなんですけれども、ここまで広げて、さらに、と思いますね。

○ 座長 だから、地方自治体への参加というのを、つくば市への参加というのを考える場合、基本的になるのはつくば市民なんですけれどもね。ただ、例えば情報公開なんかだと、知る権利というのは普遍的な権利だから、何人説というかな、つくば市にある情報でも、世界のあらゆるところからアクセスできるというようなものもあるので、やっぱり僕も、基本的には地方自治体への参加というのは、地方自治体、地方に住んでいる人は、まず入って、その上で利害関係を持つとかというようなところで、いわゆる広義の住民説というやつですね。狭義の住民説と広義の住民説ですけれども、だから広義にした場合に、

様式第 1 号

どのぐらいまで広げられるかというか、勤労、学生、そういうものが入るのかどうかとかですね。そういうふうに広がってくるわけですがけれども。

○委員 参加というから、ややこしくなるんですがけれども、参加する人は、これは指針として市民参加なので、とりあえず市民にしておいて、市民に当てはまらない人に関してご意見を聞きたかったら参考意見としてお伺いを立てるという形で、それだけでも十分意見は聞けると思うんですよ。

障害者計画なんかをやっていると、時々、他市の方の意見を聞いたりとかしています。でも、それはあくまでも参考意見であって、委員としてやっているのは、やっぱりつくば市民なんですよ。そのほうが、区切りとして必要なんじゃないか、逆に必要なんじゃないかなというふうに思うので、この幅広い対象者にしてしまうと、そういう人たちも委員として入ってこられるような印象を私は受けてしまったので、そうではないほうがいいなと思っただけです。

○座長 また、もとに少し戻って、もうちょい時間がありますので、何かありますか。まだ、ここで、とにかく自治基本条例のなんていうのは五十何回議論したわけですから、こっちは四、五回でまとめなきゃいけないという、かなり苦労してやっているわけですがけれども、何かそのほか、さきのところで意見ございましたら。

○委員 初めに、事務局のほうから、再任の任期と、あと市民公募委員の割合のことを言われましたが、公募で集まるのかどうかという若干の危惧はあるんですが、私は3割というのが一つの目安かなというふうに思っています。

あと、再任については、2期がいいかな、というふうに思っております。これは全く個人的な意見ですので、ほかの委員の方のご意見を伺います。

○委員 これ、期というのは、1年間という意味ですよ。

○座長 普通はそうですね。2年やる場合もありますけれども。

○委員 行政計画なんかだと3年という任期もあります。

○委員 じゃあ、6年間できますということになっちゃいますね。

○委員 もし、2期ならということですが。

○委員 3年とか5年とかって長いのもありますので。

○委員 そうなんですね。では、ケースバイケースという。

○委員 何期、ただし何年は超えないとか何かつけるんですかね。

○委員 期だけでいいような気もする。

○委員 いろいろなのがあればね。ごめんなさい。私は、ここの任期が1年だったから、1年をイメージしていますが。

○座長 少し熟練して意見を求めるような団体、団体というかな、委員会とかにするのか、それとも市政の勉強で終わるようなのをつくるかによっては違いますよね。だから、できるだけいろいろな人が新しくなったほうがよければ1年で1期にしたほうがいいし、その中で2年なり、3年なり、ある程度勉強

した市民を育てるということであれば、2年とかね、少し時期を置いたほうがいいのか。最初の1年なんて本当にあっという間に終わっちゃいますので。

どうぞ。

○委員 いつも障害者計画で申しわけないんですけども、あれは3年任期があって、策定した計画は、きちんと進行しているかどうかを策定委員自身がチェックするという面があるので、次の策定までの3年間が任期になる。そういうふうな形を、できればいろいろな計画でも、計画がきちんと進んでいることを課内だけでチェックするのではなく、そういう形のチェック方法もあっていいなかなと思うので、広がっていくといいなと思いつつ、いろいろ考えているんですけどもね。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 指針のところで、10ページの、文言として、条例化も視野に入れて検証していくと、この条例化は別途議論してみたいなという気がしています。なぜ条例なのかという認識を皆さんで共有しておいたほうがいいかなという気がします。

それからもう一つ、要綱のほうで、文言ですみません、2ページ目の7番、公募による選任方法の中で、無作為抽出による公募、これも公募に入れるのかなという気がしていました。

あと、10番、報告公表、政策イノベーション部企画経営課は大変だろうなという気がしていますけれども、これ内部で検証済みでここを文言されたので、確固たる意思があると思いますが、それ金額とか何かのボーダーライン、これを見ると、私の主観的な意見としては、スモールスタートで、まず本当にこの市民参加が回るのかなという、これは大規模事業に関してですね。その検証をしていくということがまず必要かなと。これは、やたら混乱させないという意味での私の思い。

ここで脱線しますが、さっきインフラを除くという発想でわかります。しかし、例えば、上水道、下水道って、1回決めちゃうとなかなか変更できないと聞いていましたけれども、大規模で何百億、何十年とかける事業って、確かに規模からいうと、最初に全体計画を決めないと難しいんだろうけれども、本当に除いちゃっていいのかなというのは、ずっとお話を聞いていて気になっていました。以上です。

○座長 ほかに何かありますか。

○委員 さっきのインフラの件で、つくば市ではないですけども、限界集落へ水道を引くのに何億ってかかると。数軒の家のために何億もかかるって、それ議論されちゃうと、まず、それは無理ということになって、限界集落はもう潰してコンパクトシティーになったほうがいいと。だけれども、それ判断さ

様式第 1 号

れたほうがたまったもんじゃないですもんね。ですから、インフラについても非常にいろいろな難しい問題がありますよね。

○委員 それでいくと、福祉施設とかも、判断されちゃうとつukれない気がしてきました。

○委員 福祉は別問題です。

すみません、もう一つ初歩的な質問で申しわけありません。大規模事業の例外規定の中で、既に法定計画によって決定されている事業というのが書いてあるんですが、これは古いもので、たなざらしになっているというようなものはあり得ないんですか。

○座長 具体的にわかりますか、この既に都市計画決定されている事業ですね。

○委員 これは、もう評価が入っているということですよね。既に。

○事務局 もう既に都市計画決定されているものとしては、TX沿線地区の公園整備については、もう既に都市計画決定されていますので、もうこれはつくるといふうになっているので対象から除いているようなことです。

○委員 それは、でも、さほど古いものではないことですよね。

○事務局 それは新しい。古いものというのとは。

○委員 それも10年とか15年とか、たなざらしになっていたものが、その手続を踏まずに突然よみがえるというようなことがないのか。ごめんなさい。これは総合運動公園のときに、大昔の話がいっぱい出てきましたよね。20年ぐらいは前の話が。それがあったので、ちょっと心配して聞いたのですが。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい。

○委員 古いままというか、事業の進捗によって、当初、前回のまちづくり計画の中で都市計画決定した事業は、例えば人口が充足して一定の都市水準に達したから整備する、公園なんかはそのケースかもしれないし、あとは政策判断で、優先順位をつけたときに、真っ先に地域に人を呼ぶのにここを最初に整備するとかって、そういう部分で、全体計画の中で優先順位でずれているのはあるのかもしれませんが、それは私は潜っている計画じゃなくて、ちゃんと生きている現計画という理解をしたほうが。

○委員 進行形の計画ということで。

○委員 そうです。一つの事業の中で、ただ優先順位が上下になっているという理解のほうがいいのかなとは思いますが。

○委員 わかりました。ちょっとそこだけ気になっていたんです。

○委員 一つだけよろしいですか。

○座長 どうぞ。

○委員 審議資料の2で、公募委員の要綱についてなんですけれども、次回

例えば具体的な数値を議論する際に、今、想定していらっしゃる審議会を具体的に教えていただけないかと思うんですね。

と言いますのは、この要綱だけを見ていると、地方自治法の条項で定められている審議会とか研究会、懇談会とかある一方で、以下の場合には公募しないことができるという形で、法令または条例により委員となるべきとか、専ら高度云々とか書かれているので、一体どんな委員会が入って、どんな委員会が除かれるかというのが、具体的なイメージがちょっと湧かないんですね。多分、それによって何割以上とかいうところも大きく変わってくるのではないかと思いますので。

○座長　じゃあ、この次までに議論するところを、具体的にどのような審議会をいうのを一応念頭に置きながら。

それからあと、きょう必ずしも全部をまとめなくてもいいわけですね。この次ですよ。

○事務局　はい。またご意見いただくということで。

○座長　まずは、大規模事業のほうについては、これだけ意見が出ましたので、それを内部で検討委員会のほうで反映させるようにお願いいたします。

それで、きょうは一応、まだきちんとはまとまらなかったんですけども、予定した議事については以上のようなことになりましたけれども、事務局のほうから、今後の日程について、それ以外に何か連絡事項ございますか。

○事務局　（今後のスケジュールについて説明）

○座長　次回は、11月28日火曜日で、14時から筑波銀行のセミナールームで開催になります。お忙しいとは思いますが、よろしくお願いいたします。

本日予定しておりました案件を終了いたしましたので、本日の意見をもとに作業を進めていただけると事務局のほうも作業を進めていただければと思います。

それでは、行政経営懇談会はこれでおしまいにします。どうもありがとうございました。

平成29年度第4回つくば市行政経営懇談会

日時：平成29年10月24日(火)13時30分から

会場：つくば市役所 2階防災会議室 3

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) (仮称) 市民参加推進に関する指針について

(2) (仮称) 大規模事業の進め方に関する方針について

3 その他

4 閉 会

(配付資料)

資料 1 (仮称) 市民参加推進に関する指針 素案

資料 2 (仮称) 審議会等への市民委員の公募に関する要綱 素案

資料 3 (仮称) 大規模事業の進め方に関する方針 素案

資料 4 (仮称) 大規模事業評価の進め方に関する実施要綱 (骨子)

参考資料 1 市民参加の主な実施手法 (概要)

参考資料 2 ポートランドの事例紹介

参考資料 3 第3回つくば市行政経営懇談会会議録

参考資料 4 大規模事業の進め方の流れ (イメージ)

参考資料 5 つくば市の公共事業 (土地取得費を含む)

参考資料 6 大規模事業の進め方に関する方針 (メリット・デメリット)

※箇条書きだったものを文章化し，全体的に見直しを行った。
下線を引いた部分が，前回の指摘の修正や，追記をした部分

（仮称）市民参加推進に関する指針 素案

平成○年○月

つくば市

はじめに

※現在作成中

1 策定の目的

市政における様々な事業で、これまでも市民参加は実施されていますが、それらが効果的であったか、市民の意見が適切に活かされていたかなど、評価する仕組みがないまま進められていました。

今後、限られた資源の中で、行政として効率的、能率的に、市民ニーズにより即した市政を進めていくためにも、今一度、市民参加について整理していく必要があります。

そこで、本指針では、市民参加に対する基本的な考え方などを整理し、方向性を示すことで、効果的な市民参加を推進していきます。

【修正前】

1 策定の目的

- ・ 近年、少子高齢化やエネルギー・環境問題など、世界はこれまでに経験の無い課題に直面するとともに、人々の生活スタイルや価値観は多様化・複雑化し、画一的ではない社会へと動き出している。
- ・ こうした中、市民の満足度、幸福度を高めるため、行政だけでなく、市民、NPO、企業などが公共的な財・サービスを提供していく取組が進められている。
- ・ つくば市は、つくばエクスプレスの開通に伴う沿線開発などにより、人口が増加しており、市民の立場や考え方は一層多様化し、また、抱える課題も山積してきている。よりよいまちづくりを推進していくために、行政と市民や企業、NPO などが、まちづくりの役割を分担し協働していく枠組みとして「市民協働ガイドライン」を平成 21 年に策定し、取組も進められている。
- ・ 一方で、行政が行う取組（市政）においても、できる限り多くの市民に満足、納得してもらえるよう取組を進めていくことは当然のことであり、そのためにも市民のニーズを的確に捉えながら進めることが重要である。
- ・ 市民ニーズの把握のためには、市政の透明化を図ることや、市民と対話できる環境を整えることなど、市政に市民を巻き込んでいく「市民参加」が有効である。
- ・ 市民参加は、市民が市民ニーズを意思表示する手法であり、市政と市民ニーズとの乖離を解消させ、その結果、市政の効率化、能率化をもたらすものとして、重要な取組と考えられる。
- ・ しかし、これまでも市政における様々な事業で市民参加は実施されてきているものの、それらが効果的であったか、市民の意見等に適切な対応ができているかなど、十分な検証がなされていないのが実態であり、またこのことについて、行政と市民とのとらえ方が異なっていることも考えられる。
- ・ 今後、限られた資源の中で、行政として効率的、能率的に、市民ニーズにより即した市政を進めていくためにも、今一度、市民参加について整理していくことが必要である。
- ・ そこで、本指針では、市民参加に対する考え方などを整理し、効果的な市民参加を推進していくために、各取組の評価まで含めた基本的な方向性を示す。

(1) 市民とは (※指摘のあった箇所を修正 下線部分が該当)

市内に在住している個人や、市内に在勤、在学する個人のほか、行政以外の市内で活動する団体、組織（区会・自治会・町内会、地域活動団体、NPO・ボランティア団体、社会団体・公益団体・研究機関・メディア、企業・事業所など）のこととします。

【修正前】

2 市民参加とは

(1) 市民とは

- ・ 市内に在住している個人を中心として、市内に在勤、在学する個人のほか、行政以外の市民が自発的に構成する団体、組織（区会・自治会・町内会、地域活動団体、NPO・ボランティア体、社会団体・公益団体・研究機関・メディアなど）や企業・事務所のこととする。

(2) 市民参加とは

市民参加には、次のとおり二つの側面があります。

①市民が市政に参加すること

②市民が社会や地域などに公益的な目的で自らの意思に関わること

本指針では、市政へ市民が参加する取組の推進を目的としていることから、市民参加を「①市民が市政に参加すること」として考えます。

市民参加によって、市民は市政に参加し、意思表示することができます。また、市民は、市に対して市民参加の機会の提供を求めることができます。

【修正前】

(2) 市民参加とは

- ・ 市民参加には、①市民が市政に参加すること、②市民が社会や地域などに公益的な目的で自らの意思に関わること、の二つの側面がある。
- ・ 本指針では、市民参加を「①市民が市政に参加すること」として考える。
- ・ 市民は、市政に参加し、意思表示することができ、また、市に対して、市民参加の機会の提供を求めることができる。

(3) 市民参加の4段階 (※「3 基本的な考え方」から移動 追記及び指摘箇所の修正)

市政の過程は、「企画・立案、計画」し、それらを「実行」した後に、「評価・検証」を行い、また「企画」するというサイクルを経て進められることが多くあります。しかし、適切に課題やニーズを把握するためには、このサイクルを単に回して

いっただけでは足りず、行政と市民とが情報を「共有」し、互いに「理解」を深めておくことが、市民が市政を知り、充実した市民参加につなげるために必要であり、特に、それらは日常的に行われていることが求められます。

そこで、市民参加の実施段階を、「共有、理解」を加えた4段階（①共有、理解②企画・立案、計画、③実行、④評価・検証）とし、市民参加が効果的なものとなるよう、各段階に応じた最適な市民参加手法を検討し、実施していきます。

【修正前】

3 市民参加推進のための基本的な考え方

（1）市民参加を実施する段階

- ・ 行政は、市政を進める上で、どのようなときでも市民が参加できる環境づくりを努めていくこととする。
- ・ 市政の過程という、「企画・立案（計画）」し、それらを「実行」し、そして「評価・検証」を行い、また「企画」していく。このようなサイクルとして市政を各段階に分けて進められることが多い。
- ・ しかし、適切に課題やニーズを把握するためには、行政と市民とが情報を「共有」し、互いに「理解」を深めておくことが必要であり、それらは日常的に行われていることが求められ、「企画・立案」する段階の前の段階として位置づけることができる。
- ・ こうしたことから、本指針では「理解、共有」段階を入れた4段階で市政をとらえ、行政として、それぞれの市民参加の段階に応じて、市民参加が効果的なものとなるよう、様々な市民参加手法を組み合わせることも含めて検討し、選択、実施していくこととする。

3 基本的な考え方

（1）適切な情報提供、共有

市民に市政に関心を持ってもらい、市民参加をより効果的に行っていくためにも行政からの情報提供は欠かせません。

行政は、市の状況や統計等の基本情報だけでなく、市政の課題や検討段階において、どのようなことが論点となっているかなど、市政に関わる情報を積極的に市民に対して提供し、共有していく必要があります。

情報は、行政から市民に対して提供するものだけではなく、市民から行政に向けられた要望、意見等も含みます。それらの情報も、行政と市民との間でしっかりと共有し、向き合っていきます。

一方で、市民参加の手法のみでは得られない市民の声があるのが現実であるため、市民参加の取組に参加できない市民の意見の把握に努めることも重要です。

行政は、適切に市民ニーズを把握するため、市内のそれぞれの地区における対話機能を高め、より多くの意見等を把握できるよう、地区相談業務の充実などの取組を一層推進していきます。

【修正前】

(2) 適切な情報提供，共有

- ・ 市民に、市政に関心を持ってもらい、市民参加をより効果的に行っていくためにも行政からの情報提供は欠かせないことである。
- ・ 行政は、市の状況や統計等の基本情報だけでなく、どのようなことがどのように検討され、何が論点となっているかなどの政策に関わる情報を積極的に提供し、共有していく。
- ・ 情報は行政から市民に対する一方的なものではない。市民から行政に向けた要望、意見等も情報であり、それらをきちんと行政と市民の間では共有されるべきである。
- ・ 市民参加手法により得られる声はもちろん、そうした手法のみでは得られない市民の意見があるのが現実である。そのため、市民参加の取組に参加できない市民の意見の把握に努めることも重要なことである。
- ・ 行政は、適切に市民ニーズを把握するため、市内のそれぞれの地区における対話機能を高め、より多くの意見等を把握できるよう、地区相談業務の充実などの取組を一層推進していく。

(2) 幅広い対象者の募集（※前回修正前項目（3），（4）の内容を統合）

市民参加の効果を最大限発揮させるためには、幅広い市民の参加が重要であり、行政は、普段市政への参加が少ない市民に対して、参加を促す取組を実施する必要があります。

参加を促すための工夫や仕組みとしては、多くの市民が興味関心をもちやすいテーマの設定や、無作為抽出による公募で参加者を募る方法、より多くの周知方法を用いるなどの方法があります。

また、本指針では「市民」を先述のように定義していますが、市政をよりよくしていくためには、拠点を市外に置き、つくば市内で活動している団体や、つくば市での居住経験がある市外居住の人などの参加を求めることが有用である場合もあり得ます。このため、事業の性質や内容によっては、「市民」の定義に該当しない場合であっても参加を求めています。

【修正前】

(3) 気軽に参加できるきっかけづくり

- ・ より多くの意見を市政に反映させるためには、普段、市政への参加が少ない方々の参加を促す取組が不可欠である。
- ・ 行政は、多くの市民が興味関心を持ちやすいテーマ設定や無作為に抽出した市民への参加の呼びかけやより多くの周知方法を用いるなど、参加を促すような仕掛けを行っていく。

【修正前】

(4) 適切な参加対象の設定

- ・ 市民参加の効果を最大限発揮させるため、事業の内容や性質などに応じて、対象となる市民を検討し、設定していく。
- ・ また、市民目線での意見をいただきたいのか、審議に関わっていただきたいのかなど、参加いただく市民に求める度合いも事業の内容や性格に応じて異なってくることから、参加いただく市民に求めることも明確にしていく。
- ・ 本指針では「市民」を先述のように定義しているが、市政への市民参加を勧める上では、市外に拠点があるもののつくば市内で事業を行っている事業者やふるさと納税をしている人、これまでつくば市に住んだことがある人など、市政をよりよくしていくために、市民以外であっても積極的に参加できるようにすることも検討の一つとする。

(3) 参加のための環境づくり (※指摘箇所の修正)

行政は、日常業務の中で、市民の意見を聞く機会があるか、どうすれば市民の意見を業務に反映させることができるかなど、市民参加をしやすい環境づくりを常に考えていく必要があります。

また、参加をより一層促すためにも、参加を希望する市民がより参加しやすい環境を整えられるよう、参加する上で大きな制約となり得る「時間」や「場所」などを十分に考慮し、市民参加を実施していきます。

【修正前】

(5) 参加しやすい環境づくり

- ・ 行政は、市民参加にそぐわない性質の事業もあるが、日常業務の中で、市民の意見を聞く機会があるか、どうすれば市民の意見を業務に反映させることができるかなど、市民参加をしやすい環境づくりを考えていく。
- ・ また、参加をより一層促すためにも、参加を希望する市民などがより参加しやすい環境を整えられるよう、参加する上で大きな制約となり得る「時間」や「場所」などを十分に考慮し、市民参加を実施していく。

(4) 積極的な市民意見の反映 (※指摘箇所^①の修正)

行政は、市民意見を尊重し、前例にとらわれることなく、柔軟な発想で市民意見に向き合う必要があります。

また、多様な意見をもとに、市政の制度や事業の質の向上、また市民全体にとっての利益を考え、いかに市政運営の効率性を確保するか、分野横断的な視点を持って考えていく必要があります。

市民の意見のうち、反映できない意見等については、なぜ反映できないかなど、行政は市民に対して丁寧にフィードバックを実施します。

【修正前】

(6) 積極的な市民意見の反映

- ・ 結論ありきの市民参加は単なるアリバイづくりとなることを十分理解し、市民意見や結論を想定することはあっても、全く意見を反映できない状況での市民参加はあってはならない。
- ・ 行政は、市民意見を尊重し、前例にとらわれることなく柔軟な発送で、市民意見に向き合うことに努める。
- ・ 行政は、多様な意見をもとに、市政の制度や事業の質の向上、また市民全体にとっての利益を考え、いかに市政運営の効率性を確保するか、分野横断的な視点を持って考えていく。
- ・ 行政は、市民参加でいただいた意見がすべてではなく、いただいた意見を十分検討し、偏った政策とならないよう市全体として考えていく。
- ・ 必ずしも市民の意見は一つではなく、すべての意見を反映させることは不可能であるものの、反映できない意見等については、なぜ反映できないかなど、行政は市民に対して丁寧にフィードバックを行っていく。

4 市民参加の実施手法

(※新規 市民参加の4段階に応じた最適な手法について例示)

「市民参加の4段階」の各段階に応じて、事業の内容や性質などから、最適な市民参加手法を実施します。

(1) 共有、理解

「共有、理解」段階では、行政が有している情報や事情を、ホームページや広報紙などにより、積極的に発信していく必要があります。多くの情報を市と市民とが共有し、市民がより市政に対して理解を深めていくためにも、わかりやすいホームページの作成やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の積極的な活

用など、様々な手段で実施が必要となります。また、市民の持つアイデアを掘り起こすためには、公聴会・住民説明会やタウンミーティングのような、対話型の市民参加手法も効果的です。

(2) 企画・立案，計画

「企画・立案，計画」段階では、策定過程に直接参加する審議会等や無作為抽出による市民討議会などが効果的です。また、その際にパブリックコメント手続きや作文、アイデア等の募集など、広く市民の意見を求める手法を組み合わせることによって、より効果的な市民参加が可能になります。なお、公募による市民委員の募集の際には、どういう意図で市民の公募を実施するのか、ホームページやSNSなどを積極的に使用し、審議会等の目的、内容及び公募による市民委員の役割等について、公表していく必要があります。

(3) 実行

「実行」の段階では、事業の実施にあたり、市民の意見を把握し、リアクションを感じながら常に改善を意識していく必要があります。市民意見の把握については、アンケートやモニター調査等の手法が有効です。また、無作為抽出による市民討議会などでも、参加する市民が無作為で選ばれることから、幅広い層からの意見の集約が可能です。

(4) 評価，検証

「評価，検証」の段階では、事業の内容や進め方などが、市民のニーズに適切に対応しているか評価するためには、市民の意見をやりとりする機会をできる限り多く設けることが必要です。主な手法としては、審議会等、公聴会・住民説明会、シンポジウム・フォーラム等の手法を用いて、市民による外部評価を受けることが重要となりますが、アンケート等による事後評価も手法の一つとなります。

5 公表及び評価・検証 (※前回修正前項目 5, 6 の内容を統合 修正及び追記)

行政は、多くの市民が市政に参加できる環境を整えるため、毎年度、市民参加の実施予定及び実施結果を取りまとめ、広報紙及びホームページ等で公表します。

公表する内容については、①対象事業の名称及び内容、②参加の手法及び実施時期、③意見の反映状況等とします。

上記公表内容に加え、本指針のもと効果的な市民参加の推進が実施されているか、つくば市行政経営懇談会にて評価し、その結果を公表します。

また、行政と市民が、それぞれ市民参加の現状についてどのように感じているのか、

市民参加の取組を可視化するため、職員アンケートやつくば市民意識調査の結果を指標とします。

なお、本指針についても、5年を超えない期間ごとに検証を実施し、その際に条例化も視野に入れて検証していくこととします。

【修正前】

5 取組状況の公表

- ・ 多くの市民が参加しやすくなるよう、毎年度市民参加の実施予定及び実施結果を取りまとめ、公表する。

公表内容：対象事項の名称及び内容、参加の手法及び実施時期、意見の反映状況等

公表方法：広報紙、ホームページ等

- ・ 上記公表内容に加え、それぞれの参加手法が効果的に実施されたかをつくば市行政経営懇談会にて評価し、その結果を公表する。

【修正前】

6 指針の検証

- ・ 市民参加の取組を可視化するため、職員アンケートや2年に1度実施している市民意識調査の結果を指標とする。
- ・ 5年を超えない期間ごとに指針における取組の状況を検証していく。なお、検証にあたっては、条例化も視野に入れることとする。

参考 (※前回項目4で示した実施手法の概要を、参考として巻末に記載)

- ・ 市民参加の実施手法について概要とともに例示

付録 (※新規)

1 事例紹介

- ・ 地区相談業務の拡充として、ポートランドのネイバーフッドアソシエーションの取組を紹介

2 行政経営懇談会からの提言（おわりに）

（仮称）つくば市審議会等への市民委員の公募に関する要綱 素案

1 目的

この要綱は、審議会等の会議の機能が十分に発揮されるよう、公募による市民委員の選任基準、方法及びその他必要事項を定めることで、公募による市民委員の適切な選考の実施を図ることを目的とする。

2 公募による市民委員とは

公募による市民委員（以下「市民公募委員」という。）とは、広く市民に向けて委員を募集し、その応募者の中から選任された委員である。

3 対象とする審議会等

市民公募委員の募集の対象については、次の機関及び会合（以下「審議会等」という。）の会議とする。

- ・ 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関として設置された審議会、審査会、調査会等
- ・ 市の事務について、研究等を行うため開催する懇談会、懇話会、研究会、委員会等（執行機関内部の会合を除く。）

4 市民公募委員の募集

審議会等の委員の一部については、公募で選任する。ただし、以下の場合には公募しないことができる。

- ・ 法令又は条例等の規定により委員となるべき要件が制限されているもの
- ・ 行政処分に関する審議等を行うもの
- ・ 専ら高度、専門的な知識を有する事案の審議等を行うもの
- ・ 委員を迅速に選任する必要があるもの

- ・ 個人情報に関する審議等を行うもの
- ・ その他審議内容等により委員の公募がなじまないもの

5 市民公募委員の人数

市民公募委員は、審議会等の設置目的等を考慮し、審議会等を構成する委員のうち〇割以上を目安とする。

6 市民公募委員の選任

市民公募委員の選任にあたっては、以下の留意事項に基づいて実施することとする。ただし、法令等において定めがある場合は、この限りではない。

- ・ 職員及び議会議員は選任しない。
- ・ 同一審議会等で再任する場合は〇期までとする。
- ・ 他の審議会等の市民公募委員を併任することはできないこととする。

7 公募による選任方法

市民公募委員の選任方法は、応募方式による公募のほか、無作為抽出方式による公募とする。

① 応募方式による公募

ア 応募方式による公募では、広報紙及びホームページ等への掲載，その他の方法により以下の内容を公表し，２週間以上の応募期間を設ける。

- ・ 審議会等の名称，審議会等の目的及び内容
- ・ 市民公募委員の役割
- ・ 任期，会議の開催予定回数及び時期，報酬
- ・ 募集人数，応募資格，応募方法，応募期間
- ・ 選考方法
- ・ その他必要と認める事項

- イ 応募資格は、審議会等の目的に応じて定めることとする。
- ウ 選考は、選考委員会を設置して行う。
- エ 選考方法は、応募書類及び小論文、面接等によって行う。
- オ 公募手続きについては、募集要項及び選考基準を策定し、規定する。

② 無作為抽出方式による公募

住民基本台帳データから無作為抽出した市民から、委員の選任を承諾した者の中から選任する。

特に、広く市民の参画が必要な審議会等、これまでに市民公募委員の応募者が定数に満たなかった審議会等においては、無作為抽出による委員の選任に努める。

8 市民委員への事前説明

市民公募委員を選任した際は、円滑に会議を実施し、市民公募委員としての役割を果たしてもらうため、審議会等のスケジュール、目的及び内容等について事前説明を実施する。

9 特例事項

募集した市民公募委員が定数に満たなかった場合は、公募によらずその他の方法により委員を選任することができる。

10 報告、公表

市民公募委員の募集を実施しようとするとき及び市民公募委員を選任したときは、様式1, 2により、速やかに政策イノベーション部企画経営課に報告する。

政策イノベーション部企画経営課は、市民公募委員の募集予定及び選任について報告を受けた場合は速やかに公表する。

(仮称) 大規模事業の進め方に関する方針 素案

1 背景及び目的

(1) 背景

- ・つくば市では、市の誕生以降、つくば駅前再整備などの都市基盤の整備やふれあいプラザ、市役所本庁舎、消防庁舎、小中一貫校の建設など、様々な大規模プロジェクトが進められてきた。
- ・そのような中、平成25年5月、「つくば市総合運動公園事業」の検討が始まり、平成27年2月に「(仮称) つくば市総合運動公園基本計画」を策定し事業を進めようとしたが、住民投票が実施され、同年9月に当該事業を白紙撤回することとなった。
- ・それを受けて、平成29年1月、当該事業の調査・検証を行うため、総合運動公園事業検証委員会を設置し、同年4月に当該事業の検証結果報告書が提出された。この報告書では、今後の市政運営として7項目の提言がされ、今後、市が行う大規模事業の進め方に関する教訓として活用すべきとされた。

(今後の市政運営への提言)

- 1 大規模事業については民意の把握を適切に行い、市民の直接的な要請に基づくものではない事業については市民への説明を十分に行うこと
- 2 事業計画、基礎的検討の段階での議会への適切な報告を行うこと
- 3 財源、市の財源負担の程度について確実な財源と「見通し」を区別して説明すること
- 4 大規模な土地取得等における対象選定のルール整備、プロセスの透明化を図ること
- 5 土地取得等の契約の相手方との交渉経緯についての情報開示、説明を

行うこと

- 6 大規模な土地取得における適正な価格算定のための鑑定評価のルールを整備すること
- 7 事業計画や用地取得の段階において、「事業からの撤退」の検討の余地を残すこと

（２）目的（必要性）

- ・大規模事業は、市民の関心が高い上、市の財政に与える影響も大きく、特に、大規模な土地の購入やインフラ整備、建築物の整備などは、一度実施されると途中段階での方向転換が困難という特徴がある。
- ・行政経営をより効率的、効果的に取り組むためには、様々な実施手法の検討が必要であるが、特に大規模事業の実施に当たっては、将来の市民生活への影響が大きいため、事業の必要性、妥当性等について、市民や専門家などの意見を伺った上で、慎重に事業の対応方針を決定する必要がある。
- ・さらに、この対応方針決定までの一連の過程を公表し、意思形成過程の透明化を図り、市民への説明責任を果たすことが重要である。
- ・大規模事業の進め方については、緊急を要する事業等を除き、本方針に基づいて全庁的に取り組んでいくこととする。

2 大規模事業とは

- ・つくば市が事業主体となって実施する事業で総事業費（用地取得を含む）が〇〇億円以上の施設整備事業（※１）及び継続して実施する事業（※２）で５年間の総事業費が〇〇億円以上の事業とする。

※１ 施設整備事業とは、市が事業主体となって実施する一般公共施設（つくば市公共施設白書による分類）の整備事業のことをいう。

※２ 継続して実施する事業とは、施設整備事業以外の事業で実施期間が５年以上継続して行われる事業のことをいう。

3 大規模事業の進め方に関する基本的な考え方

(1) 積極的な情報提供、民意の適切な把握

- ・市民に大規模事業への関心を持ってもらい、市民ニーズに即した事業を行うためには、市民意識の把握だけではなく、市からの十分な情報提供は欠かすことができない。
- ・事業の進め方、事業の必要性や効果、事業を実施するにあたっての課題、事業を行うことにより将来どのような影響があるかなどについて、市民と行政は出来る限り時間を確保して情報を「共有」し、互いに理解を深めていくことが必要である。
- ・そうすることで、市民と行政の信頼関係の醸成にもつながり、計画策定プロセス全体に好ましい影響が与えられる。

①適切な市民ニーズの把握

- ・事業の目的や内容によって、市民の関心の度合いは様々であるため、市は、幅広い市民参加を求めることに努めることとする。
- ・情報提供や民意を把握するための手法は、事業の内容や性質などにより様々なものがあるため、市民が適切に参加できるよう目的に応じた有効な手法を選択することとする。
- ・また、多くの市民の意見を伺うためには、一つの手法だけでなく、いくつかの手法を組み合わせで行うこととする。

②事業計画等の適切な説明

- ・市は、事業計画等（事業の目的、必要性や効果、財源確保の見通し等）の概要等について、市民や議会に対し、適宜、適切な説明を行うとともに必要な情報の開示に努めることとする。
- ・特に、大規模事業の場合は、将来にわたる市の財政負担が大きくなることが予想されるため、財源については確実なものや補助金や起債などの「見通し」として充てられる可能性のあるものを区別するとともに、費用対効果などが

ら事業実施の妥当性などを明らかにする。

③市民とのコミュニケーションを図るための環境づくり

- ・市民ニーズに即した事業を行うためには、市民とのコミュニケーションを図るための環境づくりが重要であり次の点に留意して取り組むこととする。

ア 市民からの意見・要望を適切に把握する十分な機会と期間の確保

市は、市民が自らの意見を表明するための十分な機会と期間を確保することにより、十分なコミュニケーションをとり、フィードバックを受けながら、より良い計画づくりに繋げていくこととする。

イ 市民からの意見・要望に対する真摯な対応

市は、市民意見を尊重し、寄せられた意見を十分に考慮して判断する。意見が採用できない場合には、具体的な理由を丁寧に説明することとする。

（２）事業の客観性と透明性の確保（大規模事業評価制度）

- ・大規模事業の実施にあたり市民の理解を得るためには、事業の客観性を高め、事業内容が市民ニーズに即したものとしていくことが重要である。
- ・市は、事業の必要性や妥当性等の観点から、事業計画の企画立案や事業を的確に実施するための重要な手段として、外部有識者等による大規模事業評価制度を導入する。
- ・事業の途中段階において、大幅な事業計画等の変更があった場合には、再評価を実施する。
- ・再評価により、事業内容が市民ニーズに即したものでないと判断された場合には、事業の途中であっても、「事業の見直し」や「事業からの撤退」も視野に検討することとする。

①事業評価の考え方

- ・大規模事業の果たす役割（目的）を踏まえ、事業による様々な効果・影響等

について整理し、論理的・客観的に評価するものとする。

- ・評価を実施するに当たっては、市が実施する事業の必要性や有効性、環境・景観への配慮等、評価の視点を設けて実施することとする。
- ・特に、用地取得を伴う場合は、用地の選定過程（複数の候補地を設けて適正に選定しているかなど）の客観性や妥当性を評価するとともに、土地の鑑定評価についても、合理的かつ現実的な判断に基づいて行われているかなどを評価するものとする。

②評価結果の公表

- ・事業評価の結果をはじめとする評価に関する一連の情報を公表することにより、市民の意見を事業内容の見直しや改善につなげるとともに、市の説明責任の徹底を図ることで、大規模事業の進め方の透明性の向上を図ることとする。

（仮称）つくば市大規模事業評価の進め方に関する実施要綱（骨子）

1 目的

- ・つくば市が主体となって実施する大規模事業の評価に関し、必要な事項を定め、当該事業の着手の妥当性を検証し、市としての対応方針の決定に資するとともに、意思形成過程の透明化を図る。

2 評価の対象

（１）大規模事業評価（以下「評価」という。）は、次の事業を対象とする。

①つくば市が事業主体となって実施する事業で総事業費（用地取得を含む）が〇〇億円以上の施設整備事業

②上記以外の事業で、継続して行う５年間の総事業費が〇〇億円以上の事業

（２）評価を実施する事業のうち、次の事業については、評価の対象から除くことができる。

①災害復旧事業等、緊急を要する事業

②既に都市計画決定されている事業

③インフラ施設と不可分な施設の整備事業

④公共施設等の維持・修繕事業、耐震改修事業

⑤法令等により事業の実施が義務付けられている事業

⑥国等と一体となって効果を発揮する事業又は共同で実施する事業

- ・市民生活や地域経済への影響等の視点から市長が必要と判断した事業については、これによらず実施することができる。

3 評価時期

（１）評価を実施する時期は、原則として事業実施に必要な事業費に係る予算要求前（７月頃）までに行う。ただし、国等への事業採択の要望（概算要望など）

を行う国庫補助事業等，又は都市計画決定を伴う事業については，都市計画決定の手続きの前までに行う。

- (2) 評価実施後に，事業計画等に大幅な変更が生じた場合には，再評価を実施する。

4 実施方針

- (1) 評価の対象事業（以下「評価対象事業」という。）を決定し，評価の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め，公表する。
- (2) 実施方針には，評価の時期，評価の視点及び評価の方法等を定める。

5 自己評価調書の作成

- ・評価対象事業ごとに自己評価調書を作成し，内部評価会議において評価を行う。

6 評価の視点

- ・自己評価調書を作成するときは，次の視点で行う。
- (1) 事業の必要性 市が担う必要性及び市が実施する必要性
- (2) 事業の妥当性 整備手法，事業規模及び整備場所の妥当性
- (3) 事業の優先性 事業の着手時期の適切性
- (4) 事業の有効性 事業の有用性及び有効性
- (5) 事業の経済性・効率性 コストの適切性及び事業採算性
- (6) 環境及び景観への配慮 周辺環境・景観との調和，配慮等

7 市民からの意見聴取

- ・自己評価調書を市民に公表し，意見を求める。

8 外部の委員会による審議（都市計画，建築，環境などの専門家を想定）

- ・評価対象事業について，（仮称）つくば市大規模事業評価委員会（以下「委員会」という。）に意見を求める。

9 対応方針の決定及び公表

- ・委員会の意見及び市民の意見を踏まえ，評価対象事業の対応方針を決定し，公表する。

付録 1

市民参加の主な実施手法（概要）

（１）審議会等

審議会等とは次に掲げるものをいいます。

- ・ 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により，法律又は条例に基づき附属機関として設置される協議会，懇談会等
- ・ 要綱等に基づき設置される協議会，懇談会等

委員を選任する場合は，審議会等の機能が十分に発揮されるよう，市民公募委員の選任など委員の適切な選考を実施することが重要です。

（２）無作為抽出による市民討議会

市民討議会は，住民基本台帳から無作為で選ばれた市民が，行政から必要な情報提供を受けて，政策課題を討議し，それぞれの意見を集約して合意形成を目指す方法です。

（３）公聴会・住民説明会

公聴会は，行政が広く市民の意見を求め，それに対して市民が公開の場で意見を述べるもので，一般に法律上開催を義務づけられた公式的な，意見を聞く場を指します。

住民説明会は，行政が検討する計画や事業について説明し，市民の意見を聞いたり，議論したりする場です。開催に当たっては，全市民を対象にしたり，地権者などの利害関係者や特定の地域の市民を対象にしたりするなど目的によって範囲を決めることができます。

（４）シンポジウム・フォーラム

シンポジウム・フォーラムとも，公開の場で意見を述べ討論する方法です。講演や討論のほか，講演者やパネリストと市民との質疑応答を行うことにより，市民に対して行政の見解を説明する機会となり，また，行政から市民に課題を投げかけることができるとともに，市民の意見を拾い上げることもでき，相互理解を深められるという効果があります。

（５）オープンデータアイデアソン

オープンデータアイデアソンとは，各界各層及び幅広い年齢層から構成されたグ

ループを作り、行政が持っているオープンデータを使用してメンバー全員で地域課題解決につながるアイデアを出し合う取組みです。

(6) ワークショップ

地域の現状把握からはじまり、地域の問題点や課題の整理・分析、計画の方向性の提言、計画案・設定案づくりなどを行う際に適した手法です。市民同士が受け身ではなく主体的に自由な意見交換を行うことから、市民の知恵や新たなアイデアが様々な意見を通り集積される点で効果的と考えられます。

(7) 出前講座

市政やまちづくりに関する理解を深めてもらうため、市民が主催する集会等に市職員が出向き、市の業務や施策について説明する制度です。市民に対し、直接、施策や事業を説明し、理解してもらうとともに、意見交換を行う機会です。

(8) タウンミーティング

地域の課題や市政について、行政と市民による意見交換を目的とする対話型の集会です。自由に市民が参加し、意見交換を重ねることによって、市民の声を市政に活かすとともに、直接語り合う機会を持つことで、より市政への理解を深める効果があります。

(9) モニター調査

特定の施策や取組について、より詳細に意見を求める方法です。モニターとなった市民から提出されるレポートを活用する取組のほか、モニターを集めたワークショップなどを行うことで、より具体的な提案に結び付けていく方法などもあります。

(10) パブリックコメント手続き

市の基本的な計画、条例等を策定するときに、原案を公表し、広く意見を求め、寄せられた市民の意見を考慮して最終的な意思決定を行うとともに、それらの意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きをいいます。

(11) ヒアリング

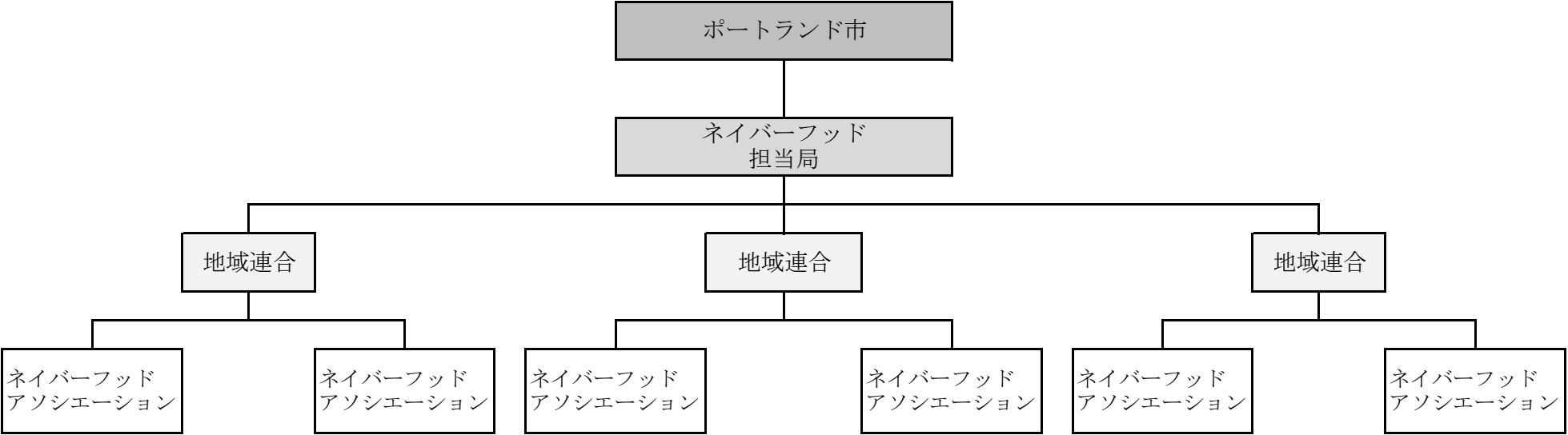
団体、組織や個人に対する聞き取り調査であり、アンケート調査と並んで各種行政計画の策定過程でよく用いられている手法です。聞き手としては、職員が行う場合やコンサルタント等の外部委託者が行う場合などがあります。

(12) アンケート調査

政策の形成段階や評価の段階などにおいて活用することにより、市民意見の傾向を知ることができます。行政にとっては、市民意見を反映した政策の形成や評価を行う上で、重要な手法であるとともに、市民にとっても容易に参加できる手法です。

(13) 意見、作文、イラスト、アイデア等の募集

テーマを決めて、市民から意見、作文、イラスト、アイデアなどを募集するものです。募集方法は、市広報紙、ホームページ等で広報するほか、学校、事業所、各種団体等に呼びかける方法もあります。



ポートランド市は7つの地域に分割され、各地域には非営利の地域連合が、市から予算をもらい各地域内のネイバーフッドアソシエーションの活動支援を行っている。

会 議 録

会議の名称		平成29年度第3回つくば市行政経営懇談会		
開催日時		平成29年9月28日 開会13:30 閉会15:50		
開催場所		筑波銀行つくば副都心支店セミナールーム		
事務局（担当課）		企画経営課		
出席者	委員	石塚 敏之，上田 孝典，江藤 睦，垣花 京子，小玉 喜三郎，小濱 裕正，中村 紀一，根本 一城，古久保 みどり，堀 賢介，溝上 智恵子，柳瀬 敬		
	その他			
	事務局	飯村政策イノベーション部次長，片野企画経営課長，大越企画経営課長補佐，会田係長，内田主任，大友主任，栗島主事		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	2人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) (仮称) 市民参加推進に関する指針について (2) (仮称) 大規模事業の実施に関する方針について		
会議録署名人			確定年月日	平成 年 月 日
会 議 次 第	1 開会 2 議事 3 その他 4 閉会			

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成29年度第3回行政経営懇談会を開会いたします。

それでは、早速でございますが、議事のほうに入っていきたいと思います。進行は、中村座長をお願いしたいと思います。

中村座長、よろしくお願いいたします。

座長 それでは、最初に本日の予定を申し上げたいと思います。

次第にありますように、第1番目に市民参加推進に関する指針についてを議論します。それから、2番目に大規模事業の実施に関する方針について議論したいと思います。

本日の会議ですが、大体午後4時ぐらいを予定しております。それで進めていきますのでよろしくお願いいたします。

それから、会議の公開、非公開については、本日も原則公開となります。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局 それでは、そんな感じで進めさせていただきます。

座長 次に、配付資料の確認をいたしたいと思います。事務局のほうからお願いいたします。またあわせて、今後のスケジュールについても確認を含めて説明していただきます。それでは、よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、まず資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

座長 皆さん資料はございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、スケジュールに。

事務局 続いて、今後の会議スケジュールについて、冒頭にご説明させていただきます。

前回の会議で、本日と既に日程調整させていただいております10月24日、こちらの会議をもって、パブリックコメントに向けた案を作成し、パブリックコメントを実施するというふうなスケジュールをお示していたところでございますが、まだまだ議論するところも多々あるというところもございまして、座長とも協議いたしまして、11月にもう一度開催を追加いたしまして、本日の会も含めて3回にわたって、この指針または方針というものを議論いただきたいというふうに考えております。

つについては、12月というふうにパブリックコメント予定していたところを1ヶ月遅らせて、1月に実施する予定ということで進めていきたいと、このように考えております。皆様には、スケジュール何度も変わって、また何度もお集まりいただくことになって、誠に恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上になります。

座長 それでは、よろしいですか。

それでは、早速議事に入ります。

会に先立って、皆様には事務局のほうから事前に資料が送付されていると思いますので、内容をご覧いただいていると思います。

まず、最初の議題は、市民参加推進の指針についてです。

本日は、それが終わった後に大規模事業の実施に関する方針についての議論に入りたいと思います。

それでは、最初に事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局 （資料1，2に基づき説明）

・資料1 （仮称）市民参加推進に関する指針の考え方について

・資料2 （仮称）市民参加推進に関する指針 素案

座長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、市民参加の指針について、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。これまで2回ほど本懇談会について、かなり段階的にいろいろな意見を出していただきました。それは、そろそろまとめるという段階にきているわけですが、本日は、どこの部分をどういうふうに直したらいいんだというようなことが出れば、なるべく具体的に記載内容について触れることができれば、まとめる方向にも変わりますので、よろしく願いいたします。

ただ、まだいろいろな意見のある方がいらっしゃると思いますので、それをこの枠組みに、資料1，資料2に分けられると思います。

それでは、質問とかご意見なりある方、お願いします。

委員 今回の素案、大枠はこの線でいけるということなのであればという前提なんですが、ただ文言の記載ぶりとか、整理をしたほうがいいところがあるかなと思っていまして、私のほうで事前にちょっとその内容を変えるという趣旨ではなくて、記載ぶりを整理したほうがいいのではないかとこのところについてコメントさせていただいた資料をお配りしたいと思うのですが。

いろいろ書かれているように思いますけれども、内容としては、内容自体を大きく変えるとするものではありませんので、それで、いろいろなところにコメントは入れているんですが、それぞれ議論しているように段階段階でご説明しても構いませんし、ある程度時間をいただいて、こちらから全部説明してしまっても構わないのですが、どのような形が。

座長 全部説明するとどのくらいかかりますか。

委員 10分ぐらいですかね。

座長 じゃあ最初にさせていただいてよろしいでしょうか。

委員 はい。

座長 それでは、よろしくお願いします。

委員 まず、気になった表現として、市民の定義があります。こちらの中身自体は、このとおりということで入っても、個人の行政以外の市民が自発的に構成する団体組織や企業、事業所等。この表現ぶりが市民の定義の中に市民が使われてしまっているの、これを何とかしなきゃいけないと思う。かつ

自発的に構成するという表現ぶりが、団体組織、企業、事業所のどれまでにかかっているのかがよくわかりにくい。あと、組織に企業や事業所が含まれるのではないかと思います。そういったところが疑問としてございますので、そこを整理する必要があるかと思いますので、私のほうでは、行政以外の市内で活動する団体組織という形で、組織の中に企業、事業所も含めるような整理もあるのではないかというふうに考えております。2の①は以上です。

次に、3の①なんですが、こちらは、表現ぶりを整理したというもののなので、こちらのほうが意図しているところが伝わりやすいのではないかというところでちょっと加筆させていただいております。

続いて、②の適切な情報提供、共有、3ページのところですね。広域業務の充実というところの2個目のところですね。こちらは、当初の記載ぶりですと、市民参加手法において、あらゆる声はもちろん、そうした手法のみでは得られない市民の意見があるのは、現実であるという形の記載があるんですが、今回提示している4ですかね。大きい4で提示している市民参加の実施手法というのは、こうした得られない、なかなか得られない声を拾い上げるための市民参加手法という趣旨も含めると思っています、ここで言っている市民参加者は、恐らく市民の方が積極的にであったり、自発的に参加することを想定している市民参加手法のことを言っているのかなと思っています。なので、その形で加筆する必要があるのではないかということです。

あと、②の段階もこれに関しては、市民参加の段階の4段階があるかと思われるのですが、ちょっとこの②の記載を見ていると、理解共有の段階のみの議論をしているかのようにも受け取れてしまうような表現ぶりがあったかなと思っています、必ずしも4段階の全てにおいて、こういう情報提供であるとか共有とかが望ましいですよということを記載していただいたほうが、③の上のところにコメントというか記載させていただいております。

次、後ろめくっていただいて、④のところですね。ここは恐らく表現ぶりの問題があるので、皆さんの受けとめ方にもよるのかなとは思いますが、適切な市民が参加できる手法の選択という表現ぶりですと、マイナスになってしまう。一番上の横棒のところに、事業の内容、性質などに応じて対象とする市民を検討し、設定していくというような表現ぶりが、どうも行政側が市民を選別して、この人に聞くんだと決めていくというような読み方、そういう意図ではないというのは、当然わかっているのですが、そういう読み方にも読めるので、記載方法を何らかの形で訂正する必要があるのではないかというように考えております。そこがコメントという形で書かせていただいた内容になります。

後は、修文の部分で、こういう表現とかわかりやすいのかなというところで、一番下の三つ目の方法ですかね。そのところは、修正させていただい

ております。

⑤に関しては、順番の部分なんですけど、③、④、⑤と来ていて、③と⑤は、どちらかというと、市民参加をどのように流していくかという方向性に関する議論の項目で、④に関しては、市民参加をさせるにしても、どういう対象設定をしていただくかというような議論の方向で、ちょっとグループ分けでいうと、③と⑤が同じグループに入るのかなという気がしているので、ここを順番を変えたりしてもわかりやすいかなという気がしているというところで、これを入れさせていただいております。

あと、⑤の一番目のポツは、これは、もう気持ちの問題なのかもしれないんですが、この⑤の部分が参加しやすい環境づくりというところで、かなり前向きな話をしているところですので、市民参加にそぐわない性質の事業もあるなど。あえてこういうようなことを書く必要はないのではというぐらいの気持ちの問題です。

次のページに行きます。あと少しで終わります。

次の積極的な市民意見の反映というところなんです。こちらの単なる巻き込みの回避ということで、こちら記載している内容は、全くそのとおりだと思うんですが、指針という性質で、当然市民参加が認められて、その参加によって出てきた結果については、行政はしっかり受けとめますよということが前提になっているところで、こういう何というか、ネガティブな言い方をしてしまうと、何となくやぶ蛇と言うんでしょうか。表現がちょっと思い当たりませんが、余りそぐわないのかなというような気がしております。同じ反面、逆の内容だと思うんですが、逆から見た内容ですと、柔軟な発想でできる限り市民の意見を反映できる検討と、そういう言い方のほうが当たりが柔らかいかなというような気がしていて、ここは、あえて書かなくてもいいのかなというふうに感じております。

あと、次の全ての意見の反映は不可能という項目があるんですが、これも同じように、これを指針に書くこと自体がそもそも適切なのかなというところがありまして、当然全部の意見を反映できるとは誰も思っていないところだと思いますので、あえて書かなくてもいいのかなと。当初の書きぶりだと、市民参加でいただいた意見が全てではなく、いただいた意見を十分に検討し、偏った政策とならないよう、市全体として考えていくということで、いただいた意見は偏っているだろうというふうにも読みかねない気がしております。ここはちょっと表現ぶりを変えるか、削除するのか、そういう手法、対応が必要なのではないかと考えております。

あと最後ですが、市民参加の手法ですね。これは、私がこうしたらいいんじゃないかということで、必ずしも必要はないと思うんですが、今回、大規模事業の実施に関する方針ですかね、を規定するということなので、せっか

くでしたら、この指針との関係性をこの指針の中に少しでも書いておいておけると、位置づけがはっきりするのかなというところで、そういったことを備忘的に書いておくということもあり得るのかなというところです。以上になります。

座長 どうもありがとうございました。何か今の修正みたいなのところに関連して、全体にわたっているのです。

委員 必ずしもこのようにしたらいいということではなくて、ちょっと気になったところというところで。

座長 そうすると、事務局のほうでこれを参考にして、また、まとめる段階でというか、意見として。

それでは、そのほかに何か資料1, 2について、ご意見ございますでしょうか。

委員 よろしいですか。

座長 はい、どうぞ。

委員 指針ということなので、これ、ガイドラインというふうに簡単に読みかえちゃっていいんでしょうか。いわゆるガイドラインができるわけですね。そうしますと、ガイドラインだけで十分な場合もあるし、それから最後に書いてありますように、条例化が必要なのか、そして、条例だけでもだめで、その細則といいますかね、細かいところまでつくるべきような性質なのか。これは、ガイドラインで恐らく職員の意識改革ができれば、かなり柔軟に運用してもらっていいというような、そういうガイドラインでいいのか。その辺もどういうふうに考えているのか、というのがありますね。

事務局 評価委員は、こういった指針という形で考え方を1つにまとめまして、多くの自治体では、参加条例であるとか市民参加条例とか自治基本条例であるとか、そういった多くの自治体が策定されております。それで、我々のほうで、とりあえずこの市民参加に関する指針という形で全庁的に取り組んでいきまして、そういった中で、後ろで検証のところちょっと触れましたが、そういった中で条例化ということも、参加条例になるか、その辺は名称はあれですが、条例化ということも考えながらいきたいというように考えます。

座長 条例化も想定してということですね。

事務局 はい。

委員 なぜそういうことをお伺いしたいかなと思うのは、今、公文書の扱いについて議論が始まったみたいですが、各部署の細則によって、かなりいろいろなことが決められて、まちまちであると。一つのガイドラインでも解釈の仕方が相当違うというのが今、言われてますよね。でも、この案件については、そんなに細則まで云々して事細かに決めなければいけないというような性質じゃないとは思いますが、そういうことも念頭に入れた

上で、ガイドラインというのを設定していくべきと思っています。

事務局 はい、ありがとうございます。

座長 この位置づけ、確かに非常に難しいですね。物すごくシンプルにいけば、例えば市民参加というのを行政の側から見れば、民意や市民ニーズの把握ということになる。

現在、またいろいろな形で行政が市民ニーズの把握をしてきているんだけど、行政経営というのを迫っていれば、現代の把握方法の効果の検証みたいなものから、それから法律的な運営把握方法の検討くらいにとどめてよくなっちゃうわけですけど。

でも、今度一方、市民の目線から見ると、市民自治の実現というのは、やはり住民参加、市民参加の特色になるわけです。私もそれを事務局さんとも議論したんですが、これは、最初に1の1の指針策定の意義について、行政としてというふうに書いてありますけど、行政としては、こういう形というのであるけど、市民としてはというのが入ってくると大分量が膨らむというか。行政としてだったら従来やっている市民ニーズの把握の方法がいいかどうか検証して、小玉委員が、たしかこの前おっしゃられたと思う、二度になるかも知れないけど、それで検証した上で、効率・能率的な民意の把握方針とか把握方法を検討していくということにとどめていいんだろうと思いますけれども。

一方市民目線になれば、行政との合意を形成するという以上に、市民の自主決定権だとかそういうことが出てくるんで、少し異論があると思います。その辺、兼ね合いみたいなもの、ちょっと私の中でまだついていないんですけど。

委員 今回は、このガイドラインは、市民参加推進に関する指針というのを行政の側が自分たちの自己へのガイドラインにするということで考えてよろしいんですよね。

事務局 はい。

委員 基本的に表現ぶりは、行政はということでしたっけ。行政はこうする、こんなことしますというのが、基本的な表現ぶりの仕方になるわけですね。

事務局 そういうふうに今考えて、ちょっと書いているところですが、おっしゃるところで、市民目線入れたほうがいいんじゃないかとかというところは、まだ議論の余地はあると思うんです。我々としては、一旦行政側に軸足を置いた指針構成を考えているところなんですけれども、まだそういう目線入れたほうがいいんじゃないかとか、そういった構成少し変えたほうがいいんじゃないかとかというところは、皆様のご意見いただきたいところではございます。

委員 私は、市民協働参画のガイドラインとか、それから自治基本条例とかが

ありますよね。そういうものと補完する形でこのここでは、行政の側が市民参加をどう捉えるかというところにむしろ絞っておいたほうがいいんじゃないかと個人的には思います。つまり、議長が言われたように、広めていけばいくらかでも広がることであるけれども、それだと焦点がぼやけてしまうような感じはします。

座長 そうですね。

はい、どうぞ。

委員 ちょっと資料をまた作りましたんで、確認をさせていただきたいと思うんですが、このつくりで、行政がみずから統率するというか、そういう考え方に立った場合に、今お配りしている資料は、1枚目は、再掲で前回と同じ資料ですが、この右側のいわゆる行政活動領域という認識でいいのでしょうかという確認をしたい。なぜならば、左と中央と右側は役割が違って、右側は、行政が責任をもって取り組む領域であるという項立ての中で、そこに住民参加、市民参加をどう続けるか、それは今議論あったような整理でできると思います。ここがぐらついていると、指針の書きぶりが全体に変わってきてしまうという心配が少しございます。

座長 そのこのところ、今後市政に対する参画が市政への参画に、この、市政という意味が行政、ここに書いてある行政活動領域に絞られているのか、もうちょっと市政というのは、広がりをもっているかわからないですね。

それから、先ほど出た意見で、私も非常にその辺考えたんですけども、恐らくこの指針の頭書きを出すとするれば、初めみたいのところを。そうすると、そこではおっしゃられたように、住民基本条例みたいなものがまず基本として、原則として出てきて、それを実現していくものとして、市民協働ガイドラインだとか、その一つとして市民参加基本指針というのを置くということになるんだろうと思うんで。恐らく。そうしないと、市民参加というのは、もっと本当は、住民自治を実現するような非常に大きな理念だったり概念だったりするんで、絞らないと確かにまとまらないことになるので、ですからはじめにのところに、恐らく何か入れるとするれば、住民自治基本条例を支える2本の柱として、協働ガイドラインと参画基本指針というのを考えると。ここでは、そういうところに絞って、その行政側にとって云々という、あるいは、市民の目線をどういうふうに入れるかという。ですから、私なんかも初めに、のところ、まとめるとすれば、市民参加と何よりも住民自治の理念を実現する運動の制度である、市民の目で実現されとかということを入れた上で、ここではというふうに入れていくと思う。絞ってくるようになってくると思うんですけども。まだ、この段階では、これまででよろしいですか。

委員 はい。

座長 それじゃあどうぞ。

委員 僕自身も今、他の委員が説明していただいたように、行政の職員の方がこの指針を参照しながら日々行政施策を進めていくと。そのときのガイドラインのような内容なのかなというふうに考えております。ただ、その市民参加のあり方だとかあるいは、つくば市を行政と市民が一緒になって、どういうつくば市にしていくのかという意味では、すごく大事な指針だと思いますので、この策定の目的の中に組み込むのかどうかもご意見いろいろあるかと思いますが、例えば憲法とか教育基本法前文というのがあって、この指針をどういう理念や方針のもとで策定するのかというようなことを盛り込んでいると思うんですね。だから、そういう形で指針が一体どういう理念あるいは、理想的な形として、どういうものを目指してつくられたものなのかということ冒頭にきちんと掲げて、位置づければいいんじゃないかなというふうに思っています。

座長 その辺について、最初のところ意見ございますか。その前文みたいな。どうぞ。

委員 前回もこのガイドラインというか推進に関するガイドラインなんですが、誰が推進するのかということを広くとることもできますし、限定することもできると思うんですが、そういう意味の主語を明確にしたほうがわかりやすい。そういう意味では、今回いろいろ整理していただいたので、何となく流れは整理されてきたなと読んで感じました。

でも、今ご指摘ありましたように、1の策定の目的というところで、ずっといろいろなこと書いてあると、大体何言っているのかわからなくなって。ここで、一番最後に言いたいんですが、そこでとなると、考え方など整理して、これは整理なんだけど、要するに推進していくためのガイドラインであると最後に書いてあるんだけど、誰のガイドラインなのかというときに、これは、もちろん市民も含めてかもしれないんですが、行政が市民サービスの質の高い効果的に進めていくために市民参加を含めたということで、ここで主語をはっきりと書いてしまってもいいのかなと。むしろ前半のほうがこの策定の目的というか、背景みたいなものですよ。

座長 はい。

委員 背景みたいなのに関して、それで、このもっと非常に端的に数行でこの策定の目的なんていうのは、できるだけ端的に書いたほうがいいのかなというふうに思いました。

そういうことを整理することによって、後半もそれにぶれないような形で、もっとできるだけ簡潔に整理していくことが、先ほどのようなご指摘ありましたように、背景のところでは、そういう前提があって、もともと市民参加を高めることが結果的に行政のクオリティを上げることになるんだという

ことは、誰もが指摘していることではあるんだけど、なかなかそれが見える化されていないというか、皆さんが認識しにくくなっているというような背景もあって、なので、ここでは、こういうことを策定するんだというふうにしてもいいのかなと感じであります。もうちょっと広いんだというご意見もあるのかもしれませんが、私の感じではそういう。この辺の書きぶりをもういろいろちょっと工夫できるというか。

中村座長 背景のところをもう少し短くしてという。

委員 そうですね。背景のほうは、ある程度いろいろ書いてもいいと思うんですけど、この策定の狙いは、非常に端的に書いて。

座長 そのほか指針の素案についてだとかにご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

委員 策定の目的のところ、今のところじゃないんですけども、単純に言ってしまうと、下の二つの項目だけで表されてしまっているかなという気がするんですね。「いろいろな経緯がありました」が、とても長くて、結論このためにつくりますというのがこの二つの文章だけかなという気がするんです。もうちょっとコンパクトでもよかったかなという気が私はします。

この二つの文章で見る限りにおいては、行政として効率的、能率的に市民ニーズにより即した市政を進めていくためにも、明らかに行政が主語なので、この二つの文章だけ見れば、大体言いたいことわかったよというような感じにしておこう。

座長 今までずっと議論してきて、私のイメージとしてあるのは、ここまで市民参加と絞ったラインでいいのかなというのがあるわけです。要するに、市民参加というのは、市民から見れば民意の導入なんですよ。行政側から見れば民意の吸収なんですよ。でも、ここで主になっているのは、民意の吸収の部分で、その辺のところ、そういうので今回は行こうというのであれば。ですから、例えば限られた時間の中で、行政として効率的、能率的に市民ニーズにより即した市政を進めていくためには、今言ったように、市民参加について、整理していく必要がある。やはり行政側の見方って、非常に強い感じがするわけですね。

委員 すみません、2回所用で欠席しておりまして、きょういただいた資料最初に読んだときに、市民参加といったときに行政がという主語がつくとは、私は実は想定しておりませんで、もうちょっと広い意味で指針が書かれるのかなと思って、今日議論を伺ったときに、あ、そういうことなのか。なので、今回は、行政がというガイドラインなんだというのは、ここにおいて議論を伺うとすごく納得するんですが、そういう前提がなくて、いきなり市民参加推進に関する指針だけ、タイトルだけ読むと、今、座長がおっしゃったように、つくば市は、すごく限定した市民参加しか考えていないのかという、

何ていうんですか。受けとめ方をされてしまう方もいらっしゃると思うので、先ほども皆さんおっしゃっていましたが、背景、目的ではなくて背景ですかね。そこで、市民参加というのが今もう欠かせないし、コミュニティーをつくる时候にも必要なんだと。それは、つくば市でも条例とか協働ガイドラインとかあるよと。その中で、今回のガイドラインはどこの部分を決めるものなんだというものを端的に書いていただくとよろしいのかなと思いました。

座長 そうですね。そういう形で絞ってよろしいですか。まとめ方として。

委員 はい。

座長 どうぞ。

委員 今の話の流れなんですけど、結局、直接民主主義と間接民主主義といいますか、代議制の民主主義ということであると、市民参加をすごくこれは限定して、今議論しようとしているんですけど、もっと端的に言えば、住民投票を行ったという、この非常に重い市民参加のあり方は、この中には表現できていないわけですよ。住民参加、住民投票ということは、書き込めないわけじゃないですか。今のよう形で絞っていくと、そういう非常に重い、今回我々経験したようなことが抜け落ちてしまうという大きなことがあると思うんです。それをどう意識して、それは、今回は書かないとするのか、そういうことも直接民主主義、直接請求みたいなことまで本当はあるんだけどということを書くと書くのか。これは、大きなポイントじゃないかなと思うんですね。

それと、議会ですよ。市民の代表としての議員さんがいらっしゃるって、議会というものがあるわけですよ。議会は、市民の意見を代弁しているはずなんですよ。そういう民主主義のルールですよ。それとどう折り合いをつけていくのか。行政が行政だけで自分たちで全て事を決めているわけではなくて、議会と市民との関係の中で生まれてくるわけじゃないですか。それも非常に難しいと思うんです、どう書き込むか。例えば、審議会なんか議員さんが入っていますよね。あれ、どういう形で入るんでしょうかね。

事務局 あれは、条例で規定されているものがございまして、そういった中で、議員さんであるとかということで、有識者であるということでも列記されている中でのお願いということになっている。

委員 市民の代表として入っているわけですよ。議員ですから。

事務局 そうですね。

委員 そうしますと、その同じ審議会の中で、市民の代表としての方と市民というのがウエートが全く同じなのかと考えたときに、専門家として入っているとかがそういうことであればいいんだけど、重みが違ってくるとすると、どうなのかなというのがあって。あるいは、議員さんとして審議会

に参加しているんだったら、議会のほうにそれを反映してほしいという意味があるわけですね。おそらく。なので、その辺私はちょっと頭の中整理がつかないんですよ。議会との関係というか。

委員 それを言いかえると、首長というのは、23 万の中の、有権者数はもっと少ないと思いますが、1 ですよ、人数が。議会議員は 28 です。そうすると、集約とか選択というプロセスを踏んだものしか出てこない、残念ながら、これ当たり前なんですけど。市民参加というのは、23 万人の 1 という一人一人の意見が、発露として見えてくるという点が大きな違いなのかなと理解をしています。そういうような議論の中で、資料 2 の書きぶりは非常に丁寧に書いていただいたので、我々が漏れなく議論をして目を通した上で、どこを強弱をつけていくかという意味で、要綱、指針なんかも収斂されていくんだろうと理解をしています。

一つのさっきお話にあった前文、前書き、本当に大事だと思うんですね。いきなりこの指針では、この議論が始まった流れがわからないので、そこがやはり何らかの背景という書き方でもいいし、そこは、行政なりのルールの中での表現でよろしいと思いますけれども、そういう丁寧な説明が一つあると、誰がいつ読んでも、この条文しか項目しか見ないというのは通例ですから、多分。その前段の背景を読むことで読み方が変わってくる場合もあるという意味で、そこは何らかの説明が必要かなという気がいたします。

重ねて幾つか補足させていただきますと、市民というのが、最初から少し議論になっていましたけれども、大体市民の定義が整理されてきたと思うんです。そこで、あえてもう一度、私はこだわりますけれども、個人市民、法人市民、法人市民というのは何かというと、どちらかというと、市民参加というその自然人ではないので、形態的に限界あるわけですね。機関の団体組織ですから。ただ、この会議室って、実はセミナー室が三つあって、うち一つがつくば市に提供されている。つくば市には、独立行政法人を含めていろいろな組織がある中で、わざわざ行政がインフラ整備をしなくても、企業があいているスペースを有効的に活用することでイニシャルコストを抑えて、行政サービスができるというのは、企業の皆さんも考えることも可能だろうし、これもつくば市における市民参加の一つの方法だという意味で、個人市民、法人市民にこだわった理由があります

それからもう一つは、個人市民の捉え方で、つくばのように流動性が高い、個人人口が多い、しかも転入、転出を繰り返す自治体では、通常の自治体と違う、まず市民が存在する。次に、その市民は住民投票をしない。いわゆる納税義務を負わない、そういう人たちも市民にしたときに、その参加するプロセス、例えば、さっき申し上げた私の資料の 1 枚目の右側に行政活動領域というジャンルに限定したときに、本当に納税義務を負わない人の発言がど

れくらいそこに存在感を持ってくるのか、という整理も一緒にしておかないと、行政はまず困惑するときがあるかもしれない。開かれていくというのは、とてもいいんですが、本当に市民というのは、全てあまねく同じという概念かどうかの整理を私も今の時点では、私の中でよくできていないという理解でおります。

座長 ありがとうございます。

委員 ちょっとすみません。今の発言とも関連するんですが。市内に在住している個人を中心としてという表現は、やめたほうがいいと思います。中心、それから中心ではないという発想が、市民の間にあるはずはないわけですよ。なので、文言として、「市内に在住している個人」やとか、中心という言葉を外していただきたい。

もっといいますと、納税者とか有権者ということを言い始めると、これは、ポピュリズムという難しいものと関係になってくるわけですよ。納税者のための有権者のための施策ということにだんだんなってくると、うまく表現できないですけど、いわゆるポピュリズムというのになってきて、行政が自分たちの意思で、これは大事だということをきちんと表現できなくなって、いつも市民に問いかけなければ意思決定ができないということも非常に大きな問題がありますよね。ごめんなさい、ちょっと横道それましたが、その中心というのは、やめたほうがいいんじゃないかと思います。

座長 その辺、事務局のほうで一応控えておいて、チェックしておいてください。

僕も市民とは何かというか市民というのは、もう理念的に言えば、市民意識を持つとかというものになりますけれども、少しまとめた中では、分権化社会のもとでは、その地方地方の特色に合った政策の実現が期待されるだけに、市民参加の主体も住民ですね、納税者。住民の範囲にという考えは、しかし、現在は、人口の流動性だとか、知識の専門性あるいは、その地方との利害関係等も考えれば、そういう市民参加の担い手というのは、住民よりも広い範囲で市民という言葉で捉えたほうがいいと。これは、トートロジーというか、市民とは何かで市民になっちゃう。その括弧した市民というか、そういうふうに捉えるということなんです。余りこれ、ここまですっと深い自治会などで並べていくのはいいのかどうかという。少し少なくとも中心、中心という言葉は、ちょっとあれですけども、まず住民というのは、主体になるけれども、だけれども、それ以外に範囲としては、それに関連する利害関係を持ったり、専門性を持ったり、そういうような人たちを入れていくというのでいいんじゃないかと思いますけどね。また反対に、どの団体を入れるかという問題もありますけれども。

委員 ほかの条例とか見ていると、個人以外の記載ぶりは、法人またはその他

の団体みたいな形で、絞らずに書いているケースも多いので、確かに区会とか自治会とか列挙していると書かれていないところは、これはどうなんだという話が出てきて、これも書いてくれとなってもしょうがないかなという気もするので。

座長 その他の団体って、いつも挙げられるんです。例示しなくて、大体ある程度というか。

委員 その場合は、事業所を市内に有するとかという形で限定をかけていくのか。あるいは、もうちょっと広めに記載するとかというようなところは、問題になるかもしれませんね。

委員 あと、ちょっと文言のことで。先ほども指摘なさっていましたが、市政に市民を巻き込んでいくという表現もこれも検討すべきだと思います。

座長 そうなんですね。

委員 これは、合意形成をしていくという意味だと思うので、全体の中に合意形成という言葉は、余り出ていなかったと思うんですが、巻き込んでいくというのは、合意形成をとっていくためにみたいなのの方が便利かなと。

委員 細かいことすみません。市民参加の概念は、私の中では市民が行政とともに主体的にまちづくりに参加していく、そういうイメージでして。何が違うかという、市民参加って目的ではなくて手段だと思うんですね。ですから、その手段の先にあるものが主体的なまちづくりということであれば、そうすれば市民の概念が多少広くなったとしても、それは、文章として許容なのかなと。考え方として許容なのかなというふうに理解をしておりました。

座長 はい、どうぞ。

委員 ちょっと的が外れるかもしれないですけども。最近あるセミナーで、要するに、今回行政が行う質の高いサービスを行う際の指針という意味で、そこでは、市民を考えないで行うことはできないよという趣旨だと思うんですけども、そういう意味で言うと、市民というか、要するにそのサービス、行政サービスを受ける側ですよ。そういう意味で市の側ではない、その他全部という感じで、もちろんそこには法人も入るし、場合によったら、市域外の人にもいろいろなサービスもあるのかもしれないですけども、基本的には、市民。

それで、その対価を払っているという意味では、納税者ということにもなるし、直接じゃないけれども、間接的に使用料等を含めた対価を払っている人もそれなりのサービスを受けたいわけだから、それは質の高いサービスを提供。そういう場合には、その意見を聞かなきゃいけないというのは、この辺ちょっと企業経営に携わっている方にお伺いしたいんですけども、いわば企業としても、やはりサービスを産業とするような場合は、今やもちろん居住者の意見なしにやれば、それは、ビジネスとして失敗になっちゃうわ

けですよ。必要のないサービスをやった場合は。そういうすごい反省が今回はあったんだろうと思うんですよ。だから、背景のところに書くかどうかは別として、なぜ今こういうことをやるのという背景、大きな動機として、やはり質の高いサービス提供することに失敗することもあるんだ、という意味で言うと、そういうサービスの共有者の声、どう反映しているからこそ質の高いビジネスというかプロフェッショナルな人たちがみんな取り組んでいるわけで、そのプロフェッショナルな仕事が評価されるのかという意味なんだろうと思うんですが。

最近、これ、セミナーで聞いた話というのは、サービスも直接もういちいち意見なんて聞いていないと。例えば、洗濯機にセンサーがついていて、いつ回ったかとか掃除機いつ動いたかとかというのは、みんな業者カウントしているというような、あるいは、物はもう売らないと、車もう売らないと。車の利用だけをサービスするとか、そういうような意味で、かなりサービスというのは、もう取り込む手法いろいろIT技術を駆使してやっているという話を聞いていて、もしかして、これって行政の分野でも同じようなセンスがないとまずいのかなと思いつつ聞いていたんですけれども。要は、いかにクオリティーのある商品というか、要するにサービスを提供するには、やはりレスポンスを配慮しないでやっても意味がないんだ、ということをそういう意味では、行政に取り込むとかそういうのはとんでもない話になってくる。取り込むんじゃないよと。何のために、取り込むんですけれども、何のために取り込むかというのは、要するにいいサービスをするために取り込むわけで、だから、やはり最終的には、策定の目的には、そのサービスの提供の仕方を高めることが最終的な目的になると思うんですけれども。そういう意味で言うと、対象がどの範囲かということ、とてももうちょっとわかりやすくなるのかなと思って、ちょっと余計なことかもしれないですけれども、そんなことを最近ちょっと考えました。その辺いろいろ、企業としてもいろいろ。

委員 僕は、第1回目を欠席したもので、背景がどこにあるのかと思って、それをちょっとわからないんですね。2回目に出席させていただいて、少しはわかってきたんですけども、基本的には、行政の皆さん方の心構えというか、行政のありようについて、いわゆるつくば市そのものが何かいろいろな問題が起こったんですかと。起こっているならばもう少し明確にしていこうじゃないかということで、こういう議論がされているんだと思うんですね。その中に、いわゆる行政の方々の意識改革をしていく、物の考えを変えていくということが主ならば、私は、ここに絞り込んだ形のほうが明確になるんじゃないかと思いますね。

一方で、市民については、問題について言えば、市民の行政に参加をする

ということについては、どういうことなのかということのをこれはまた別立てで作るべきだと思うね、市民に対して。だから、いわゆる権利義務責任というんですかね。そういう考え方をベースにした何かメッセージが、わかりやすいように表現されるのをやったほうがいいんじゃないかと思うんですよね。でないと、これだけに思ったら非常に専門的で詳細が書かれているんだけど、これは市民に配布するわけじゃないでしょう。この指針は、どういう取り扱いになって、どういう活動をされるのですか。

座長 それがずっと引きずって、ですから、今一番最初に、私がお話しましたけれども、行政側から見れば、要するに質の高いサービスを提供するための民意ですね、市民ニーズの把握の仕方。それが今までの把握の仕方では、あまり好ましくない。だから、今までのを検証した上で、能率的で効果的な民意の吸収を検討する。そこに絞れば、それでもいいわけですけど。

一方、市民参加というのは、おっしゃるように市民側から見れば、権利責任の問題も絡むけど、市民自治をどう実現していくかとか、市に住んでいるところの充実感だとか、そういう問題も入ってくるわけですね。市民の範囲というのはどうなのかという議論が出てきますから、そうすると、非常に、話し合うことは無制限に広がるんですね。ただ一般的に市民参加と言われていて途中で言うと、民意の把握というだけじゃちょっと、というのはあるんですよ。ですから、それをこの前打ち合わせをして、結構議論をしたときには、前書きで入れて、ここでは、今回はここに絞るんだという形でまとめてみたらどうだということになったものですから。

委員 いいですか。

座長 はい、どうぞ。

委員 上手にまとめられないんですけれども、この場合は、とりあえず行政として、どういうふうにするのかということの一つまとめてしまうべきではないかと私は思っています。市民の側は、どのような反応をするかというのは、今この場で我々には全く想像がつかないことで、行政としても市民に対して、これだけのことはできましたというような形をしっかりと定めておくことによって、それをうまく利用する市民が現れてこないことには、どうにもならない。市民としては、こんなことができる、こんなことができるって、膨大に書いてしまったら、逆に市民は見ませんのでね。余りに膨大なことを書かれてしまうと。私たち素人にとっては、お役所言葉で大量に書かれた文書、とても読みにくいんですよ。なので、とりあえず行政としては、これだけのことができますというようなことに絞って、まずやっていただいて、それから先発展させていって、できることであれば条例にしたいというところなんですというふうに思うんですけれども。

市民がどこまで望んでいるのかって、多分私が思うことと、他の委員さん

が思うことって、また全然違うと思うんですね。ここにいる十数人全員が違うことを考えていると思うので、それを多分それこそ1年数回あつただけで決まるようなものではない。とりあえず、今はこの書き方かな。文言に関してとか表現に関してというのは、正直私はよくわからないんですけども、そんなにとつぱずれてはいないかな。ただ、確かに別の委員さんおっしゃるように、巻き込む、取り込むとかという書き方は、ちょっと違和感があるかなとは思いますが。それぐらいだと思います。まずは、行政の取り組みです。

委員 私をつたない資料の3ページなんですけれども、左側につくば市における住民参加実施状況、2回目の資料から抜粋して、効果的な11種類の実施状況、これだけの件数あるんですね。これで今回の懇談会のデータがある。これは、事実としてやっている。できてないのかできているのか。できていても課題があるのかというところがしっかりベースにあると、ここの書きぶりは変わってくる。それから、ここに何が足りないのか把握していると、今もそうですね、できていないものは何かというのが、一つ私の中でもいつも言えるところではあるんですけども、一応その右側には、住民参加の全国の635団体やった結果、大体手法って限定されるんですよ。やり方の丁寧さとか時間の考え方なんですけれども、それとつくば市を比べてどうかというのと、それからその左側の上にある一般的に制度化している方策と、それから23年実施実績がある方策。つくば市が今回書こうとしている指針が何を書きたいのかというのは、もう一回事務局がしっかり整理していく。そろそろできる時期に来ているかなという気はいたします。

それからもう一つ、ページ戻って、前の2ページなんですけど、今回新たに提案として、市民参加の政策形成というのは、これは、プランドゥーチェックアクションをかけていますので、さらに下の段では、プランの前、いわゆるプロセスの①の部分を今回提案をしていただいております。非常に大事だと思うんですね。ここの、この認識で、私はきょう参加していますけれども、そういう理解でいいのかどうかというのを含めて、指針が少し影響が出てくるというふうに理解をしています。

ちょっと飛躍しますが、4ページ目、めくっていただくと、今回非常に迅速に市のほうで対応していただいて、職員アンケートやっていただいて、資料なんかもちょうとビジュアルにグラフにして、構成比と件数にあらわしてみました。今回は、クロスすると、おもしろいかなと。年齢であったり担当する業務。これは、福祉系、教育系、これかわり方がみんな違うんで、そうすると、「思う」、「どちらかというと思う」、「思わない」というのが変わってくる。反面的、一面しか見えない。これは、やむを得ないと思うんですが、これを今やろうとしている市民アンケートをぶつけてみたときのその

違いを非常に私、興味を持っていまして、例えば、5ページの目標と現状の認識の乖離とありますけれども、市民参加についての乖離も相当あるんです。まず行政は、この乖離がどれぐらいあるかということを知るといことは、とても大事だと思うんです。それを気づいたときにどうすればいいかというのは、今回やろうとしている指針に生きてきて、OJT職場研修も含めて、絶えず自分たちが市民参加を全てのところに意識して仕事をする意識を育てていくのが一番大事で、そのときのよりどころが今回の指針であると思っています。

行政は、多分評価という形で数値目標なり定性的、定量的な目標を設定して、毎年行政評価をしていると思います。この行政経営懇談会でも評価しています。その評価方法の中に、市民参加についての項目を一つ設けて、どういう形で市民参加ができたか、もしくはできなかったかというようなチェックを時間をかけてやることによって、職員の意識は随分変わってくるという認識を持っている。

座長 これは、参考になるものですね、非常に。特につくば市における住民参加実施状況、これを住民参加保護の制度化の柱に当てはめながら検討してみれば、大体どのくらいの段階に今、つくば市の住民参加があるのかというのがわかってくると思いますし。

委員 すみません。1回、2回で説明があつたら大変申しわけないのですが、今の住民参加実施状況の出前講座。何でこれが住民参加の形になるか教えていただきたいのですけれども。

事務局 出前講座というのは、市の取り組みですとか市の考え方ですとか、そういういったものを、対話形式により講座をするものです。

委員 市民の要望があつたときに行うのですか。

事務局 そうです。出前講座という一覧を担当課のほうで持っていまして、学校ですとか交流センターで団体の方から、この講座聞きたいということでご要望があつたところに出向いて、意見交換まで含めて講座という形になっているんです。

今回、市民参加というのをどう考えるかというところなんですけれども、お互いの理解共有ですとか情報を提供するということ、情報に触れるところも参加というふうに捉えているところから、出前講座も市民参加の一つという形で入れさせていただいています。

委員 つくば市が、市民で講師になれるようなデータベースを持っていってそのデータベースの派遣するということに出前講座という言葉を使っていたような記憶があるものですから、ちょっと幅広い概念過ぎて、何でこれが住民参加なのかなと思ったら、今、結構限定された市民からの住民からの要望があつて、何か市の行政や何かを説明したり意見交換するという限定の出前講

座という理解で大丈夫ですね。

事務局 ここでは、そうですね。市で使っている出前講座という意味で書かせていただきました。

座長 講師は、市の職員が。一種の行政講座みたいなものですか。

事務局 おっしゃるとおりです。

委員 ありがとうございます。すごい件数が一番多いじゃないですか。

座長 これは、恐らく 11 というのは、段階があるだろうと思うんですね。ある程度段階で分けていくとか。ですから、その資料 2 の整理をするときも市民参加の実施方法というので、審議会等でずっと書かれている。これを少しこの手法でやるかどうかは別として、住民参加方策の制度化及び実施の状況という、これを合わせながら、この下の段階に合わせながらやっていく、ここちょっと。どの段階に立っているかというの。つまり情報の提供を公開から課題の抽出、政策の検討、決定、評価実施まで、この段階でどの辺のところにいるのか。恐らく出前講座なんていうのは、基本的な段階にあるような、初期段階の参加だと思うんだけどね。市長に会えるとかそういうの。そこから始まって、だんだん絞られてくる。どのくらいのところまで来ているのかというのは、少し検討しながらまとめていく。

委員 ちょっといいですか。

座長 はい。

委員 先ほどもご提案あったように、評価のまず自主評価をやりますよね。行政が。大分意見も聞くのですが、そういう項目があるというのは、すごくやはり一種の会話になるので、意識が変わると思うんですよね。商品開発のとき、ユーザーのこと考えてやっていますかというようなもので、いつも市民のサービスの満足度を考えながらやっているかどうかというのは。

それにしても、いろいろなクオリティーがこの 1 から 11 まであるので、その適切な段階で適切なこういうプロセスがとられていることが必要なので、その辺を適切に評価するような項目を構築してみるというのが、今回のガイドラインの一番最後のほうに評価についても考えるという話じゃなくて、そこまで試しにでもいいからやらないと、これ、単なる分析に過ぎないんじゃないかということになっちゃうんで、やってみるというところまで考えているのかどうか、その点を含めてちょっとお聞きしたいんですけれども。そこまでね。

委員 よろしいですか。NPOとか事業をやっていると、行政指導を非常に受けるわけです。行政指導があります。非常に細かくチェックポイントのリストが先に提示されまして、それについて、全部チェックしていくわけですが、行政の中でもそういうのがあるんですか。行政の中同士では。行政チェックというか、チェックリストみたいなもの。

事務局 業務を進めるに当たっては、そういったマニュアル的なものをもって進めているものもあります。

委員 すごくそれは、受け手側からすると、行政指導を受ける側からすると、非常にインセンティブを感じるんですよ。それをしなければならぬと。虐待防止なんていう欄があるわけですよ。それについて、事細かに書いていて、そういう防止について、どういうあれをやっていますかというチェックリストをいただくだけで、これはもう非常に全部対応しなきゃいけないと思ってしまいうんですが。そういうのがそこまでなくても、小玉さんが言われたようなチェックリストみたいなものがあつたらおもしろいかなと、大事なかなと思います。市民参加にかかわる。

委員 評価の段階で、評価委員会に出ていると、大体自己評価でBがいっぱい並んでいるような結果だったんですね。これは、どういう根拠で、これが出ているんですかと言うと、大体明確なお返事というのはなくて、そういう評価がなされておりますという形のお返事が多いので、実際に、そのサービスを受けているうちにアンケートをとって、このサービスどうだったということを知った結果の評価というのも一度見てみたいかなと思っているんですけども。私も福祉関係ですので、このサービスを受けて、できることであれば、ご本人がそのサービスがよかったのか悪かったのか。何がよかったのか何が足りなかったのか。そういったようなことが出てくるような評価というのは、どこかでやってくれないのかなというのはちょっと思っています。

大体どこの審議会でも、自己評価で全部出されていて、実際に自分が受けているサービスが評価Aになっていたり、そうなのかと思う部分で、実は物すごくたくさんあるんですよ。同じような項目の事業の内容が並んでいるのに、片方はAで片方はCだったりとか。これは、一体何が原因でこうなっているのかと言うと、大体明確なお返事ってないんですよ。なので、そういうところら辺もはっきりわからないと、市民の側には不満と不信感しか残らない。私たちそんないいサービス受けていないと思っちゃいますよね。

委員 だから、それをこの中に何らかの課題って評価をチェックするというか、しかも今おっしゃったような細かい部分も含めているということですね。ただ評価をするということじゃなくて。

委員 今のご意見なんですけど、例えば行政経営懇談会の仕事の中に、行政評価やっているとしますね。その結果って全部ウェブに出ています。それを見ると、今ご指摘があつたことも含めて、評価の手法を少しずつ性能アップしようということで、数値目標、いわゆる定性的目標設定から定量的な目標設定にして、それに対して何パーセント達成した、企業への売り上げに対して、設定目標に対して幾ら売り上げあつたかというふうなことが見えるように少しずつなっている。その行政評価のシステムの中に、市民参加の指標を

取り込むことによって、一体的に見えてはくるとは思うんです。ただ、どこまで精度を上げるかというのは、全ての事業にというのは、相当厳しい、何らかの科学的な手法を用意する必要があると思いますけれども、その認識を職員もしくは行政が持っていることで、例えば市民参加に対する何か。

委員 定数評価もいろいろと議論があって、数集めればいいというものじゃないみたいなのところも結構あって。例えば、今、放課後のデイサービスなんかもうすごい数ができているといっても、今度は、逆に質の低下が出てきて、行政評価も行政指導が入って、潰れちゃったみたいなのところも結構出てきてしまっているの、その定数評価だけが評価ではないかなというものもあると。これどういう評価の報告がいいのかわからないんですけれども。

座長 今出てきたものをある程度まとめれば、今つくば市でやっている市民参加実施状況をこれを一応一つの事業になっているわけですから、事業評価をしていくような形を持ちながらやっていけば、ある程度今の現状は変わります。

それについての評価がきちんとできれば、ほかにも使うことができるとか少なくとも参加条件。まだ、いろいろそういう部分あると思いますけれども。

委員 すみません、一つだけ言っておきたいんですが。どうしても気になるのは、行政参加にそぐわない性質の事業についての項目なんですよ。さまざまな市民参加の手法がありますよ。それからとっていきますよといいながら、それすらもそぐわない事業があるというのは、具体的にはどういうふうに想定しているんですか。

事務局 例えば、完全に法定でもう定められて、それに基づいてただやっていくというような事業も中にはあります。そういった決まりきった枠でやるしかない、やらざるを得ない事業というようなところを意識して書いてはいるんですけれども。

委員 しかし、それも運用についてとかいろいろなことで、市民は、恐らくどこかの段階で意見は言えると思うし、これは国の制度だから市に言われても困りますって突っぱねてしまうことはないと思うんですよ。それは、単なるアンケートをとるということだって、それはできるわけだから、その例外を余りつくってしまわないほうがいいと思うんです。適切な参加対象の選定のところで恐らくこれ苦労されて、何か文章がしどろもどろになってしまってますけれども、ここのところもこれが恣意的な設定がどうしてもあるのは仕方ないんですけれども、あえてこれ入れなくてもいいんじゃないかなと思うんです。

座長 そうですね。はい。

委員 すみません。私は、やはり書いておくほうがいいと思うほうなんです。といいますのは、行政は、やはり国から県、県から市と下りてきて、もちろ

んその内容や何かを市民の方がコメントを言うのは必要ですが、だからといって、それが市政に反映できるものとできないというのが現実にあるんですね。だけど何か全部に例外なく書いてしまうと、そこに反映させろといったときに、ノーと言えない場をつくってしまうこともあると思うので、もちろん例外は少ないほうがいいに決まっています。少なくすべきだと思いますけれども、だからといって例外があるようなことを書かないほうがいいというのは、もうちょっと慎重に議論してから決められてもよろしいんじゃないかなとは思いますが。すみません、これだったらって事例をあげられるといいんですけれども。

座長 今のことに関連しますか。

委員 はい。今のことですけれども、例えばたまたま私、きょう春日部市の市民参加と協働指針のデータを手元に持っております。これでやはり除外事業の一覧が出ているんですけれども、軽微なものとか緊急に行わなければならないもの、法令に定められた基準に基づいて行うもの、つまり市の側では動かせないものというものですよね。あと、市の基幹の内部の事務処理に関するもの、施設使用料などの賦課徴収等に関するものというようなことで、私は、これを読んだときに納得しました。やはりそういう部分のものは、指針としてきちんと書いているかと思うんです。今の方のご意見に賛成します。

座長 じゃあその辺、議論まとめる段階で少し議論しましょうか。

例えば何かをやっているときに、市民のほうから、国が管理している土地のところにはぼうぼうと草が生えちゃっていて、どうしようもないけれど何とかしてくれないかと。不満を言ってくる人は、国だろうと、つくば市だろうと関係ないわけですよ。こっちは、引き受けて形式的に答えるのなら、国の管轄ですので国に申し上げてくださいとおしまいになるんですけれども、市のほうで1本入れてもらうわけですね、向こうに、国土交通省のほうに、新たなところに。そうすると、それで刈られるわけですよ。ちょっとした意見をそこでもし止めちゃうと、国の問題には一切というところとできない可能性もあるので、その辺なんかも含めて、だからといって、無制限にできると言い始めちゃえば無責任になっちゃうし、その辺のところを少し議論をしてみようと思いますが、まとめる段階で。

大体これだけもう出ましたし、まだあると思いますが、第2の議題のほうに進めて入っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

これ、きょう出た意見をまたまとめて、この次に、また出すわけでしょう。この次までに少し言われた意見を取り入れてまとめていきたいと思いますので。

それでは、事務局のほうから、第2の議案のほうにご説明をお願いします。

事務局 すみません、長時間になりますが、次の議題としまして、仮称であり

すが、大規模事業実施に関する方針についてということでご議論いただきたいと思います。こちらにつきましては、今年4月に総合運動公園事業検証結果報告書というものが検証委員会のほうから提出されまして、第1回目のときに皆さんにお渡ししているかと思います。こういったものを踏まえまして、これまで市役所の担当部局の次長さんをメンバーとする庁内検討委員会というものを設けまして、これまで2回ほど開催させていただきました。そういったところの議論を踏まえまして、今回皆様に資料として3、4ということで、粗々でございますが、素案という形でお示しをしております。

こういった整理をしておりますが、まだこういった構成であるとか表題については、まだまだ議論これから進めていく予定でございますので、こちら懇談会におきましても、ご意見等いただけたらというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、内容について、ご説明したいと思います。

事務局 （資料3、4に基づき説明）

- ・資料3 総合運動公園事業検証結果報告書と大規模事業の実施に関する方針との関係
- ・資料4 （仮称）大規模事業の実施に関する方針 素案

座長 ありがとうございます。

内部検討しているものにいろいろな意見を出せばいいんですか。こちらで何か述べられたような方針について。そうでなければ、ここでこういうのを聞きしたり、出てくるいろいろな庁内の検討会議に何かお考えがあれば出してほしいということですか。

事務局 そうです。こちらでいただいた意見を今後の検討会議に、こういった意見をいただきましたということで諮って、そういったことも踏まえて、再度検討をしていきたいと考えております。

座長 わかりました。この問題については、今、事務局からも説明がございましたように、現在市の内部で次長などを交えて検討会が開かれています。方針の素案という形で資料が問われております。これで、方向性が決まっていくものではありませんけれども、ご質問だとかご意見がございましたら出していただければと思います。

委員 すごく素朴な質問なんだけれども、今、行政の中には、いわゆる権限規定というのはあるの。

事務局 事務決裁規程で、金額や職層により事業の決裁区分が決められています。

委員 市長の決裁権限を上回るものは、次はどこで判断をするんですか。

事務局 金額で議会の議決を必要とするものということで、それは、議案として市長が議会に承認を求める。

委員 議会の承認を求めるわけね。

事務局 はい。

委員 1回承認求めたら、それでよしというわけではないわけ。運動公園なんかは1回承認求めて、承認受けたの。

事務局 運動公園の用地取得の際は、議決をいただいております。

委員 そうですね。

事務局 はい。

委員 その議会も決裁したことに対して、いいか悪いかは市民に問うわけね。

座長 住民投票ですね。

委員 住民投票。そういう経緯でやっているわけね。

事務局 住民投票は、実際 305 億でしたっけ、総合運動公園全体での事業。それがその事業計画についていかがかというところで、賛成か反対かというところの、住民投票でした。

委員 金額に対して、あるいは総合運動公園の内容にふさわしくないとかいろいろ問題があったの。よくわからない。

事務局 当時は、総合運動公園の基本構想を作り、それに基づき基本計画というところまで策定をしまして、そこで大体おおよその概算金額を出ておまして、そういった中で住民投票を行い、総合運動公園基本計画と、これに係る市費の支出の賛否を問うという形で、8月に行われました。

委員 305 億というのは、市議会の承認は得ていたんですか。

事務局 いや、これは、あくまでも事業費ですので、計画の中で言われている事業費です。

委員 市議会関係ないんですか。

委員 議会で通ったのは、土地の取得だけ。

委員 土地取得だけだよな。そういうふうに書いてあるの。

委員 それ以上のことは、通っていない。

委員 だけど、住民投票で主に反対になっているのは、その後半のほうですか。

事務局 その基本計画です。

委員 取得自体もそういう意味では含まれるのかもしれないけれども。

委員 土地は、取得しちゃったんですよ。

事務局 取得しました。

座長 それはもう取得しているわけだけど、むしろこういう議案を通して、どういう教訓から、どのような形で大規模事業の実施というのをやっていったらいいかというのを結びつけて。

委員 今のご説明はわかったんですが、この参考資料の4が出ているんですけども、要は、ほかの市でもやっているようなことなんだけど、何か例えばそういうような規程とか、あるいは実施要綱とか何かを定めるために今、こ

の方針を議論しているんでしょう。方針自体は、もういいと思うんですけども。

事務局 実際に、今回、この方針というのは、考え方をここで示しまして、この下に資料3でお示ししたかと思うんですが、この矢印で右に点線で囲まれている大規模事業評価制度実施要領というのがあるかと思うんですが、この下にこの実際具体的に評価というものを大規模事業を行う際には、評価を行うという事前評価ですね。そういったものやっつけていこうということで、まだここはそこまでお示ししていないんですが、この下にそういった評価制度というものを事前に設けていこうという考えであります。

委員 はい、わかりました。

座長 はい。

委員 今のご説明で、資料3の大規模事業実施に関する方針の下の評価制度って、これ二つあるということですか。二つ想定してらっしゃるということですか。2種類の考え方の部分ができるということを想定してらっしゃる。

事務局 評価制度ですか。

委員 恐らく実施に関する方針があって、その下に要領という形で詳細を決めているというような形だと思います。

委員 事務局に質問しますね。資料4のこの方針って、今、行政って総合計画があって、実施計画があって、年度計画もありますよね。そうすると、それを単年度で予算を議会に提案して、議決出ていますね。そうすると、この実施に関する方針というのは、どの段階でどのように機能するんですか。機能すると想定しているんですか。

事務局 まだ確定でなく検討段階のものなんですけれども、この方針に基づいた、実際には評価制度をもとに動いていくことになると思うんですけれども、予算を要求する前に事前評価を行いまして、そこで、外部の専門的な方の評価などを行いまして、その結果、それから民意などを踏まえた上で、市で対応方針、庁議などで対応方針など決定いたしまして、その後予算要求に持っていく。その後、その予算に対して、議案として議会のほうに提出するというような流れをイメージしております。

委員 はい、わかりました。結構矛盾含んでいる、リスクはありますよね。まず評価制度実施要領、適切だと思います。こういう形でチェックするというのは、予算編成の必要書類の一部に入れて、この視点で検討が行われないことは、予算要求の対象にしません、これはありだと思います。そうすると、逆にここでオーケーだとなっても、歳入歳出のバランスの関係で、当然予算要求で採択されないということもあるということではないんでしょうかね。

事務局 そうですね。

委員 そうすると、従来の実施計画、基本計画基本構想、という大きなカテゴ

リーの中にこれをうまく落とし込んでいったら、実施計画って翌年度計画ですけれども、翌年度計画の前年以前にこれが動き出すという例外部分が、大規模事業にも発生する。わかりにくいかもしれませんが、通常役所って翌年の事業で前年度の予算に要求して、3月の議会で議決もらって4月から動き出す。そうすると、この評価制度なり大規模事業の実施に関する方針は、もっと前から動き出さなきゃいけないということですね。

事務局 はい。

委員 一番心配なのは、行政が著しく停滞とはいいいませんが、時間を要することになるというのはとても難しくて、国の補助制度とか何かがリアルタイムのように変化していく中で、行政のスピード感とか機動力をうまく生かすような配慮も同時になると、非常に厳しいものがあります。これは、市民の目線から見ると非常にいいと思います。ただ一方で、リスクとして時間を要する、世の中の動き、自治体、国や自治体の中の動きになかなかそぐわないような要因をつくり出してしまうということを市民もともに認識している必要はあると思います。

委員 質問なんですけど、よろしいですか。

座長 はい。

委員 現状も、パブコメとかそういうのは、大規模事業の場合、実施することにはなっているんでしょうか。現状とどのくらい遅延が生じるのかが知りたいんですけれども。例えば、こういうものを実施することによって。

事務局 今のところ、パブコメで行っているのは、条例とか基本計画だったり。

事業をやる際の基本計画というのは、もうパブコメは必須で。ただ、その前段で今説明しましたように、評価制度に出るというところを今度導入していくのかというふうに今考えております。

委員 その部分が追加で時間がかかってきてしまう。

事務局 それが大規模事業と言われるところが、先ほどちょっと説明しましたが、大規模事業とはというところで、金額で定めるのか、そういうところはちょっとあるんですが、そういったところの該当した事業についてのみは、こういった新たな評価制度も導入しようというふうに今考えている。

委員 市報でここに大きく出ておりますから、この中で行政経営懇談会で議論をします。その上でその資料をホームページ上に公表し、そして、市民に意見をいただきたいともう書いてあるので、ここでの議論というのは、もう既に公になっています。ですから、本当はちょっと真剣に考えなくちゃいけないことだと思うんですけれども。

もう一つ、いいですか。今のガイドラインの大規模事業、大規模事業というのは漠然とイメージができるんですが、これに時間がかかるというのはわかるんですが、実施に関する方針と書いてあるんですよね。大規模事業の実

施というのをどこから計画にできた場合の段階で実施とは考えませんかでしょうね。その実施というのは、どういうふうに考えていけばいいですか。

座長 それはどうですか。実施。

委員 それは難しいことだと思うんですよ。どの段階で実施というふうに考えて、そのガイドラインなのかという。

事務局 当然、今現在の大規模事業に限らず、事業の大体予算があって、それから事業化が進んでいくというのが通常の流れなんですけど、それ以外で先ほどもありましたとおり、基本計画、基本構想というのがそもそもありまして、その中で大きな事業については、構想段階からまずはある。予算を要求していく構想というのはあると思うんですよ。そういう構想を作り始める段階が事業のスタートだというような認識でいます。

委員 事業の実施ということは、構想段階から考えるということであれば、その市民参加のいろいろな余地はかなり幅広く残されているとなるわけですよね。

事務局 市に予算を要求する段階のずっと前、そういう構想が出た段階が実施というような捉え方をする必要はあるかなと。

委員 それも一つのポイントだと思うんです。どの時点でこのガイドラインにかかわってくるものが事業計画の段階なのか。実施計画ができてからなのか。

事務局 そうです。

事務局 その辺は、今回この文章だけでお示ししたいんですが、この前の次長さん方の庁内の検討会議でもフロー図といいますか、そういったものがないとイメージがつかないんじゃないかという意見もありましたので、その辺、今整理していますので、きちんと全てのものをお示ししながら説明はしていきたいというふうに考えています。

委員 よろしいですか。総合運動公園のときには、基本計画をつくるための予算というのが、たしか通っているはずですよ、結構な額で。そういうところから考えていったら、その予算が通った時点でその実施が始まってしまうとなると、計画が立つ時点以前の時点から評価をするってすごく難しいことになるんですね。杓すら何もない看板だけで、何かのものがあれば評価ってできると思うんですけども、看板をかけた時点で予算ってつくんですよ。そこが実施の対象となったら、どうやって評価するんだらうとかその辺すごく難しいことじゃないですか。どこから評価していくのかとか。

座長 基本計画というのは、何年ですか。基本計画、基本構想、実施計画。実施計画は単年度でしょう。

委員 5年ですね。

座長 5年ですね。基本構想で、基本計画は10年で、基本構想で5年ですか。それから単年度において実施計画ですか。

事務局 基本計画は5年。

座長 基本計画は5年でいいわけですね。

委員 違う、違う。

委員 基本計画は5年でいいわけですか。

委員 そこじゃないです。総合運動公園に関しては、総合運動公園基本計画と
いうのをつくっていますから。

座長 いや、それじゃなくて、今、一般的に基本計画。

委員 だから、大規模事業に関してということで、たしか今お話ししている
思ったので。つくば市自体の基本計画、基本構想というのは、10年単位で決
まっちゃっているんで、10年だろうが5年だろうがそこは決まっちゃっている
ので、そこは、大規模事業をその中にどう入れていくかということになると、
大規模事業自体は、計画を立てる段階から単年度で予算が下りてくるわけ
なんです。そこで、その予算をどう使っていくかということになるので。

委員 実施計画の段階で。

委員 そうです。計画をつくる実施計画になるわけ。それがどうなっているの
か。はっきりよくわかってはいないんですけれども。

委員 時系列、通常の事業の時系列を整理していただいて、この方針がどこに
どう変わるのかというのを整理していただくのと、もう一つ、これは、いい
ように見えます。いいと思いますけれども、デメリット整理してもらってくだ
さい。これをやることによって、どういうことが発生することが予見され
るかを、本当にいいことだけだったら、それでいいわけですので、それは、
やはり市民として両方知っていたいということもあると思うんですよね。そ
こをもうちょっと整理をして。

委員 あともう一つ。総合運動公園のときに物すごく議会で騒いだんですけど
も、記録がない。メモ一つ残ってないというのがあって。森加計問題でも結
構出てきているんですけれども。全ての記録は、こちらでも話したと思うん
ですけれども、どなたかおっしゃっていた全ての記録は市民のものであると
いうことを考えていただいて、私ども厚生労働省の安全性試験に関する仕事
をしたことがあります。あの厳しさっていったらないんですよ。手書きの
メモ一つとして捨てられない状態の中でやっているのを、行政がそんなにゆ
るくていいのかって私はすごく思ったんですね。私たち市民には、物すごい
締めつけるのに、自分たちのメモは捨てちゃうの。何も残さなくていいんだ。
逆な言い方をしまえば記録がないはずはないんですよ。行政官にとって
記録って命綱ですから。記録がないはずがないんですよ。全て自分の身を守
るのが記録ですから。そういったようなことを自分が悪さをしているんじ
ゃなければ残してないとおかしいんです。それでも記録がないということは、
おかしい話なんです。だから、ここに絶対記録を残して、それが公開できる

んであるということが書いてあったほうが、最終的に行政をつかさどる人たちにとっていいと思います。

座長 そうですね。これを提言の中には、記録に残しておくこととか残っていないでしょう。情報の提供というのを入れるところで、何かの形で入れたほうがいいですね。それからあと、デメリットの部分。これ説明を聞いたときは、余りデメリットの部分って考えなかったですけど。

そのほかに何か。

委員 今から詰められるということですがけれども、大規模事業、定義をどうするかというのがすごく悩ましいんだろと思うんですね。2点ほど確認したいのは、例外の規定を設ける必要がないのかどうかという点ですね。大規模事業であってもやはり緊急性があるとか何かそういった行政が遅滞してしまうというような場合に、全てこれを一からやってしまうと問題があるという状況が生じないのかということですね。

あと、(3)のところに、市長が必要と認める事業とあるんですけども、何らかの縛りにはかけておいたほうがいいのかなという気がしていて、例えば市民生活に影響が大きいものとして、市長が必要と認めるとか、何らかの市長の判断基準みたいなものを書いておかないと、裁量で何でもかんでもこれやるんだとできかねないということになってしまうと思うんです。そこは、必要だと思っています。そこはちょっと気になっています。

座長 定義を議論するときに、今、出ていた例外というのが。

委員 3ページに書いてあることですよ。3ページの例外規定。

委員 これは、評価制度の対象から除くというのは、この規定は、適用があるということではないんですか。

事務局 評価制度の対象外の事業ということですね。

委員 大規模事業自体も例外を認めるのか。評価も例外を認めるのかということですね。

委員 そうですね。

委員 この方針で、評価だけの方針はないですよ。それ以外にこのことを実施しなさいと。

事務局 方針の中では、大規模事業では、こういうものだよということをうたい込みまして、実際に大規模事業であっても評価は必要ないよというのをその下の要領の中でうたい込んではいきたいというふうに考えています。大規模事業というのはこういうものですというのを、この中の方針で書きまして、その後、これに付随する評価の実施要領の中では、評価はこういう事業は必要ないよということで、3ページの米印で記したような事業が、評価はしていかないよというような整理をしていこうかなというふうに思っています。

委員 ちょっと気になったのが、この大規模事業に該当しちゃって、この適用

があると問題がある事情がないか。今回3の（1）のところは、例外であってもやらなきゃいけないということにはなるんですね。現状の規定だと。
委員 事業評価の対象から除かれたものであっても、（1）はやりますよという規定。そんなに義務づけがきついような内容では今ないので、問題ないのかもしれないんですけども。そこにちょっと何か支障が生じないかどうかだけ、はい。これで問題ないというのであればいいですが。

座長 整理させていただきます。

委員 今の発言と重なるんですが、基本的にはやはり事業費の規模で大規模事業かどうかというのが判断されていきかねないなということを少し個人的には危惧をしていて、例えば公共施設マネジメントなんかで、これからどんどん公共施設が老朽化して、修繕していきなきゃいけないんですけども同時に統廃合どんどん進んでいくんですね。そうすると、必要な施設であっても行政の効率化とかの観点でなくなっていく可能性も高いですから。例えば、横浜市が市民生活や地域経済の影響等の視点から、市長が必要と判断した事業。市長が判断するということで、事業費の規模だけではなくて、市民生活とかあるいは地域経済とか、この文言がいいかどうかは別ですけども、そういったつくば市にとって、影響がどの程度あるかということを中心に市長が判断する事業については、大規模事業というような読み方ができるような内容に一部つけ加える必要があるんじゃないかというふうに思います。

委員 今の点と関連するんですが、今の枠組みですと、大規模事業として指定されたもので評価するという、その中から除外した、されるものは除いて評価するという事になっているんですけども、今おっしゃられたように、大規模事業に指定はされないが評価がすべき事業というものがあるような気がするんですが、つくば市は、大規模事業評価制度実施要領以外に事業評価実施要領というものはお持ちなんでしょうか。

事務局 通常の事務事業ぐらいしか。

委員 ではなくて。ないですね。多分私は、二股に分けて大規模で事業評価する、しない。それから大規模事業じゃないけれども事業評価したほうがいいというような構図も今回無理でも将来的にはぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

事前評価って結構評価の世界では、一番重要なのは、やはり費用対効果と言われているんですね。その部分は、必ずしも大規模であるかどうかというのは、余り大きな点ではないと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

委員 今の点は、大規模事業の（3）の定義のところをある程度費用広めにとることでカバーできるのかなという気もしますよね。大規模事業という言葉が何かしっくりこないですね。小さいけど大規模事業になっちゃう。

委員 このガイドラインで具体的に何が変わろうかと言ったときに、従来の制度とプラスアルファ大規模に指定されただけのことですか。何が具体的に変わることを想定しているんですかね。何もかわらないんだったら、つくる必要はない。

委員 いや、今、つくばは、ほとんど事業で事前評価はやってないんじゃないんですか。現実ないんで。

委員 事前評価がほかの事業も全部ないんですか

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

委員 それは大問題。大規模事業以前の問題じゃないですか。

委員 いや、それは理由があって、ちゃんとした事前評価やろうとするとすごい、先ほどメリット、デメリットとおっしゃいましたが、めっちゃくちゃ時間と金がかかるんです、ちゃんとやろうと思えば。

委員 だから、それは、さっきの市民参加のことに戻ってしまいますけれども、市民参加ということと効率性ということが矛盾しないという前提でさっきずっと話していたんですよ。それと全く矛盾するという話になっちゃう。

委員 いや、市民参加という専門家を入れて、ちゃんと費用対効果をやるだけでも非常に時間と金がかかる。

委員 アセスメントするにしてもすごく時間がかかります。しかし、アセスメント入って、もう進んでいた段階では、もうこれは事業の実施の段階に入ってしまったとすると、市民参加の余地はないんですよ。後でそこはおかしいじゃないかなということではできたとしても、もう実施段階に入っていますということだと、最終的にそれをとめるというのは、住民投票しかないというような結論にまた同じことになってしまう可能性ありますよね。どの段階でそれをもちろん議会に通すということはあるけれども、議会に通す、通さないというのは、かなり先の段階ですからね。もうそこにかけるしかないといえば、議会に頑張ってもらうしかないですけども。

事務局 先ほどもちょっとご説明したんですけども、いつやるんですかというようなその辺は今、内部でそこまで整理仕切れてないんですが、実際予算計上とかの場合に、予算計上するっていうのは、議会というフィルターは通るんですが、その前、議会に予算を計上する前にこういう事業構想をする際には、評価、事業を進めていくのかというところの評価というのを事前にして、それから予算計上をそれで評価して、事業としてやっていってもいいんじゃないか。その辺では、民意をきちんと把握して、専門家の意見を聞いて、つくば市として事業を実施していいんじゃないかという評価を得てから初めて予算計上をしていく。そこまでは、まだ全然事業に対して着手はしていない段階での評価というのを。

委員 それを大規模という定義をつけて、それでできるようにしていこうとい

う大きな目的があるわけですね。

事務局 今まではそういったのがなく、事前にお知らせはしていたりしていましたが、予算を要求して、それで構想、計画そういった段階では、皆さんにパブリックコメントなりで意見を聞いたり、そのほか大きなものとワークショップとか住民説明会をやったものもございますが、そういった事前の段階でそういった評価を入れていこうというのが今回の考えであります。

委員 総合運動公園の問題で、市民の立場からいうと何が悔しいって、立派な基本構想という書類ができる前に、こういう考え方がありますが、どうですかというふうに振ってもらえなかった、そこがすごく無駄だったと思うんです。基本構想をつくるのは国のお金から出たんだという話で、だから市はお金を出してないからいいんだという言い方もあるのかもわからないけれども、国のお金も税金なんです。だから、そこまでいうと、税金を使う前に、実際に使う立場の市民に聞いてほしいって。もうそれ、今回の市民参加も極論すればそれに尽きるんです。だからこそ、理解共有段階というのがついたわけだし、大規模事業になれば、当然コンサルはどこかの段階で入ってくるわけですが、その税金を使う前にまず市民の意見を聞いてくださいって。もちろん漠然とは聞けないから、もしこれくらいを作るとこれくらいのお金がかかりますとか、後は、市民の側からも、もし逆にこういう政策をしたら一体幾らかかるんですかという質問も出てくると思うんですけれども。そのこのところを最大のポイントだと私は感じています。そのボタンをかけたために、何億というお金をつくば市は無駄にした。それは、本当に悔しいことなので、私は、それをどういうふうに専門用語で置きかえたらいいかわからないけれども、そこをしっかりと抑えてやってほしいと。

委員 全く同じようなことなんですけれども、費用対効果ということで、費用の概算を出して、事前に事業評価をしますということで、私の頭に浮かんだのは、東京オリンピックなんです。6,000億で立候補したわけじゃないですか。実際問題2兆、3兆じゃないですか。そういうことが起こっちゃわないかなというのも私は物すごく不安なので、そういうことが起こったときには、きっちり誰かに責任とってもらおうという形でやってもらえないんですけれども。総合運動公園に関しても、これが300億じゃなければ、30億であったなら、もしかしたら通っていたかもしれないですね。というふうなことを考えたら、そこで費用に関しては、結構すごく勉強して提出しないと、事前評価の後に大騒ぎになっちゃうかなという不安があります。

委員 総合運動公園は305億と言っていますけれども、もし仮に通ったら絶対305億ではできなかったと思うんですよね。それは、社会情勢を見たら、明らかに、それが反対運動の一つの理由にもなったんですけれども。費用というのは、実は、すごく客観的に何か固定したものがあるように思っちゃうけ

れども、フレキシブルにいろいろな状況で将来に向かって変えていくものだという感覚、それは、庶民が持っていると思います。そんな億の単位のお金はわからないけれども、日々の生活でやりくりというのは、そういう感覚でやっているわけで、そこがちょっと税金を扱う方とは感覚違うなというのは、思うわけです。

座長 そういう意味で言えば、総合運動公園検証委員会報告書の中で、一般的な取り組みとして学ぶとすれば、民意の把握という、どのような言い方をするかわからないけれども、民意の動向だとか市民の意見を聞いて、やらなきゃいけないのか。それから、一番最後に、事業からの撤退の検討の余地を残すこととかというようなことにかかわると思うんです。ですから、それは、その後の要領のほうで盛り込まれれば十分だと。そうすれば少しは変わってくる。

ただ、さっき他の委員さんが心配しておられたのは、これを厳格にすることにより、スピーディーな行政運営ができなくなるというのはどうするんだという問題も残ってはいる。そういう結果論を検討してほしいと思いますけれども。

僕は、これ、委員会の報告書で得た限りでは、かなりきちっとまとめているなと思いますので、これだけでもまず七つの提案がきちんと実行されるだけでも、随分大規模事業のあり方が変わってくるのではないかと思います。

じゃあ、これはこれでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 ほかにご意見とかありましたら。あと少し時間がございますけれども。

委員 座長。

座長 どうぞ。

委員 一般論なんですけれども、1回目のときからずっと気になっているんですけれども、行政は当然評価しなきゃいけないし、そのときに効率というふうに考えると思うんです。それは、わかってきたんですけれども、そのときに大勢の人の満足を得るということ、ここは、やはり大事なポイントの一つとして、きっと常に考えておられると思うんですが、例えば障害者というのは、数としては少ないわけですよ。失業者もそうなんですけど、でも、資本主義社会の中では、失業率3%というのが完全雇用と呼ばれるように3%の失業というのは、制度上見込まれているわけですよ。だから、その3%が少数だということで、多数の意見を多からというその感覚だけで評価していってしまうと、誰が3%に該当するかというのがわからない。特に最近は、昔と違って、本当に誰が失業するかわからないようなところが出てきていると思うのですが。

要するに言いたいのは、数だけじゃないですよという。私の夫は生物学

者で、特に人間が受精卵から実際に生まれてくるまでの間にどれだけの発達をするかというところが、研究生活の興味の始まりだったんです。門前の小僧でいろいろ言われるんですが、要するに、やはり一定数の人間がいたら、障害者を先天的なという前提つきですが、先天的な障害者が出てくる。それを人間の社会として、当然受けとめなければいけないことだと。だから、障害者が数が少なくても、みんなが当然出てくる障害者をサポートするというのは、社会全体の利益だというそういう考え方、それはすごく必要だと思います。

座長 はい。と思いますよ。

委員 それは、行政ではそういうふうになかなか言えない雰囲気が今まであったのかもしれないですけども、これからはやはりそこを一つ考えてほしいなと思います。

座長 そのほかに何かご意見ございますか。

それでは、事務局のほうは何か。さっきスケジュールのこと。

事務局 2時間を超えてしまう時間で、長い時間ありがとうございました。

次回、第4回の開催予定日のお知らせとなりますが、次回、既にお示ししている10月24日火曜日の13時30分より、場所はまた市役所2階、こちらの防災会議室での開催となります。事前にご調整させていただき、委員の皆様により多くご出席いただける日時ということで設定させていただいております。ご予約合わない委員の皆様には、大変申しわけございませんが、メールでお送りした資料に対してご意見等あれば、事前にいただければ、懇談会でもお示しさせていただきたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

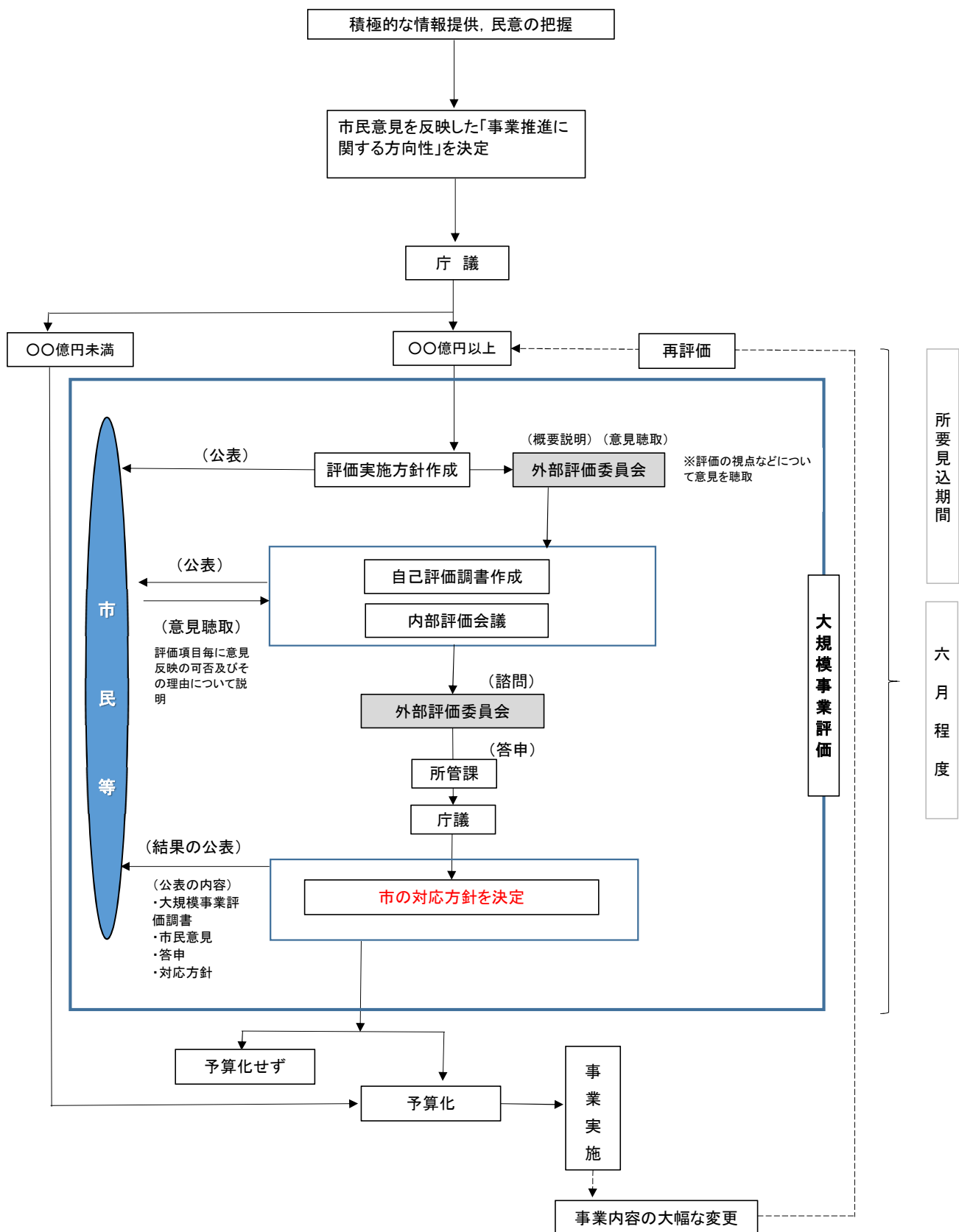
あと、冒頭お話しさせていただいたように、11月にも第5回ということで開催を予定することにいたしますので、こちらについては、改めてメールのほうで日程調整を確認させていただきますので、ご連絡いただければ幸いです。以上となります。

座長 それでは、本日予定しておりました案件が全て終了いたしましたので、事務局のほうにおかれましては、本日の意見の集約作業について、よろしくお願いいたします。

それでは、長時間どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

大規模事業の進め方の流れ(イメージ)

参考資料4



※答申や民意によっては、事業からの撤退も視野に判断

つくば市の公共事業(土地取得費を含む)

No.	事業名	事業費(円)	備考
1	27市水改良第5号竹園地区配水管布設替工事	100,170,000	H27
2	23国補小野川小学校耐震補強工事	101,850,000	H24
3	26市水改良第6号竹園地区配水管布設替工事	102,600,000	H26
4	25国補住基第3号ー2橋梁上部工事	102,690,000	H25
5	28国補下維施第3ー2号柳橋ポンプ場電気設備改築工事	104,274,000	H28
6	23国補沼崎小学校耐震補強工事	108,990,000	H24
7	28国補公下第1号葛城第1污水幹線管布設工事	109,080,000	H28
8	26市営駒形団地1, 2号棟外部改修工事	109,998,000	H26
9	28国補栗原小学校校舎増築工事	116,640,000	H28
10	25国補大曾根小学校屋内運動場耐震補強工事	118,584,000	H26
11	24国補大穂中学校屋内運動場耐震補強工事	121,495,500	H24
12	27国補公下第1号葛城第1污水幹線管布設工事	124,200,000	H27
13	23国補桜中学校耐震補強工事	126,409,500	H24
14	23国補今鹿島小学校耐震補強工事	126,409,500	H24
15	26国補公下第1号葛城第1污水幹線管布設工事	132,840,000	H26
16	24国補栄小学校震補強工事	134,085,000	H25
17	27市立病院・筑波保健センター駐車場他解体工事	134,136,000	H27
18	25市水改良第7号東新井地区外配水管布設替工事	138,201,000	H25
19	25つくば市防災行政無線整備工事	140,385,000	H25
20	24国補竹園東小学校耐震補強工事	141,225,000	H25
21	24市水改良第21号君島配水場沼田系配水ポンプ改良工事	145,425,000	H24
22	24国補竹園東中学校耐震補強工事	155,400,000	H25
23	23国補手代木中学校耐震補強工事	175,350,000	H24
24	24社総交葛城1号近隣公園整備・雨水貯留浸透施設(谷田川)整備合併工事	182,574,000	H24
25	26まち交ノバホール舞台機構設備改修工事	192,456,000	H26

一億円以上・二億円未満

26	24国補葛城小学校耐震補強工事	204,540,000	H25	二億円以上・十億円未満
27	24国補島名小学校耐震補強工事	204,750,000	H25	
28	25市水改良第21号中央配水場着水井及び流入管耐震化工事	218,400,000	H25	
29	26国補島名小学校校舎増築工事	232,200,000	H26	
30	上郷高等学校跡地購入(土地取得のみ)	239,546,392	H26～H28	
31	25国補並木小学校耐震補強工事	398,520,000	H26	
32	27国補竹園東中学校屋内運動場改築工事	451,440,000	H27	
33	中根・金田台地区公園事業(土地取得のみ)	657,739,764	H26～	
34	史跡金田官衙遺跡保存事業(土地取得のみ)	912,793,899	H22～	
35	史跡小田城跡保存事業(工事費・調査費含む)	921,088,147	H16～H28	
36	消防本部消防庁舎新築工事	1,445,850,000	H25	四十億円以上未満・
37	23国補(仮称)中部豊里学校給食センター建設工事	1,571,850,000	H24	
38	28つくば市リサイクルセンター建設工事	4,039,200,000	H28	四十億円以上
39	27国債(仮)紫峰学園建設工事 28市単(仮)紫峰学園外構・付帯施設建設工事	5,022,324,000	H27・H28	
40	28国債(仮)みどりの学園建設工事(土地取得費含む)	6,016,879,582	H28	
41	28国債(仮)葛城北部学園建設工事(土地取得費含む)	6,446,863,228	H28	
42	27-31循環交可施第1号クリーンセンター焼却施設基幹的設備改良工事	7,981,200,000	H27	

※ 資料もつては、契約検査課、営繕・住宅課、財政課より資料の提供を求め、企画経営課で取りまとめたものです。

大規模事業の進め方に関する方針（メリット・デメリット）

メリット	デメリット
・積極的な情報提供と適切に民意を把握することにより，市民ニーズに即した事業の実施が可能となる。 ・評価制度の導入により事業の妥当性や客観性が高められるとともに，その一連の過程を公表することにより，事業実施の意思決定プロセスにおける透明性の向上が図れる。	・事業計画等の検討から供用開始まで長い期間を要する。 ・情報提供や民意の把握，事業評価に要する事業コスト（事業計画・概算費用の積算，人件費等）がかかる。